

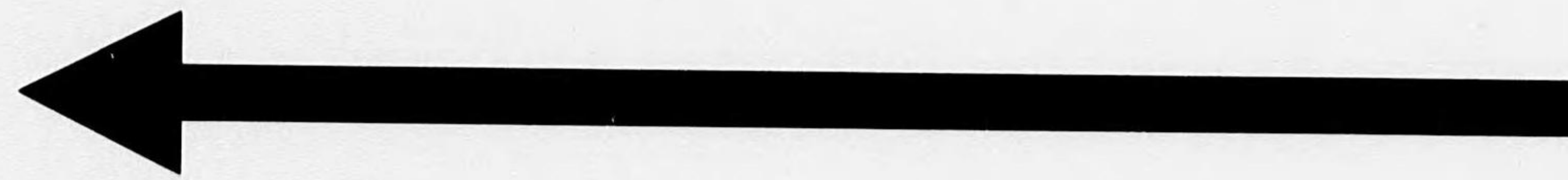
512-175ウ



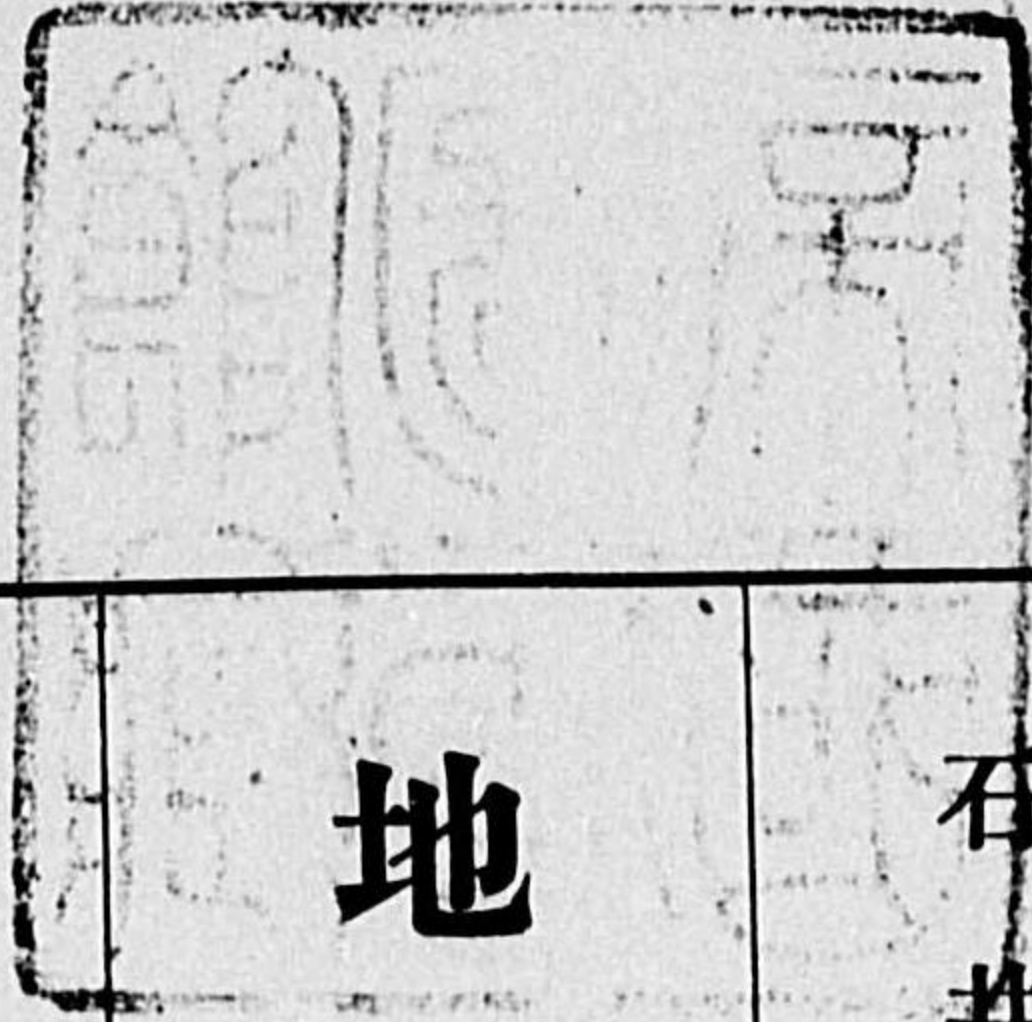
1200500744924



始



512
1.75



石井英橘著

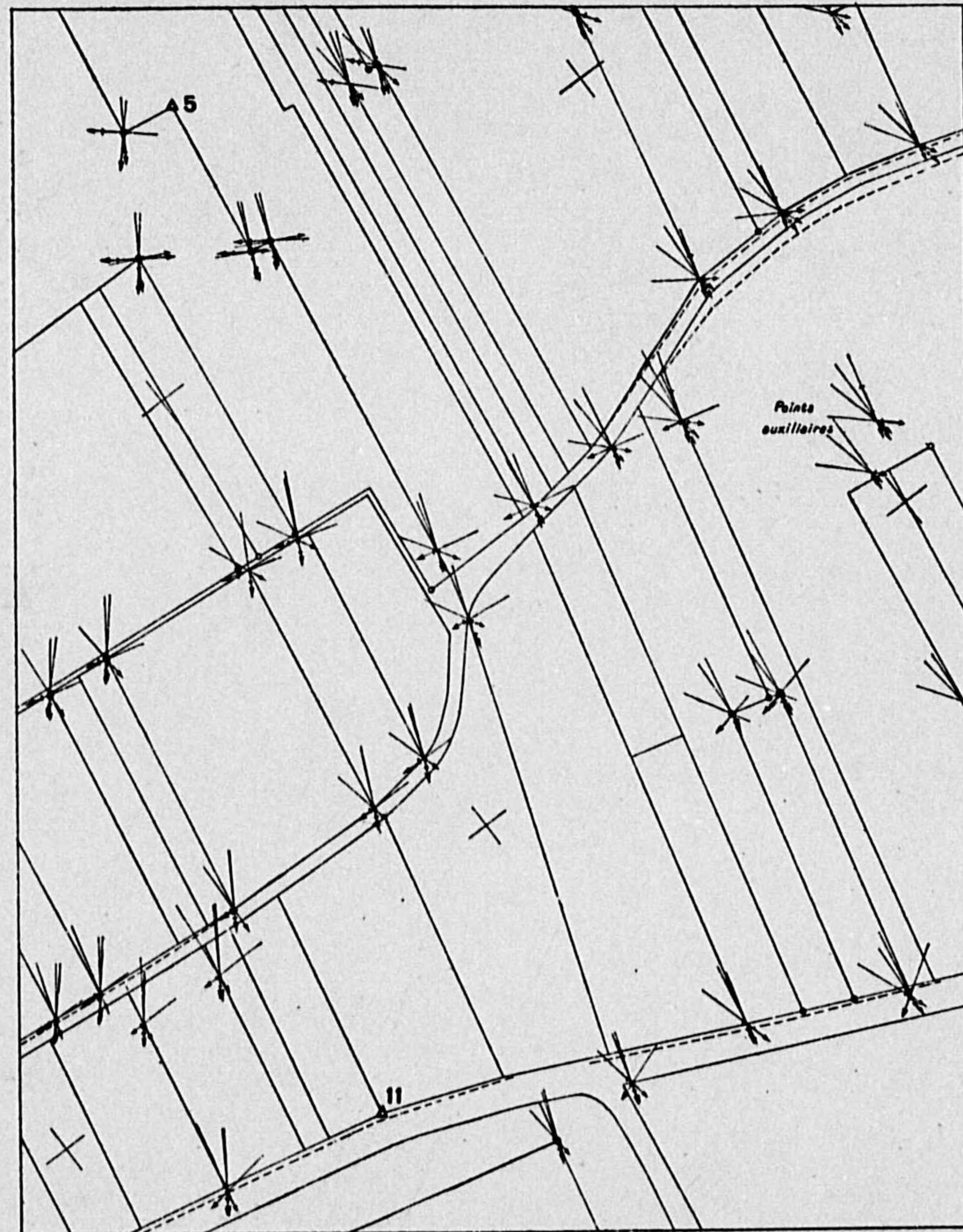
地籍測量

岩波書店刊行

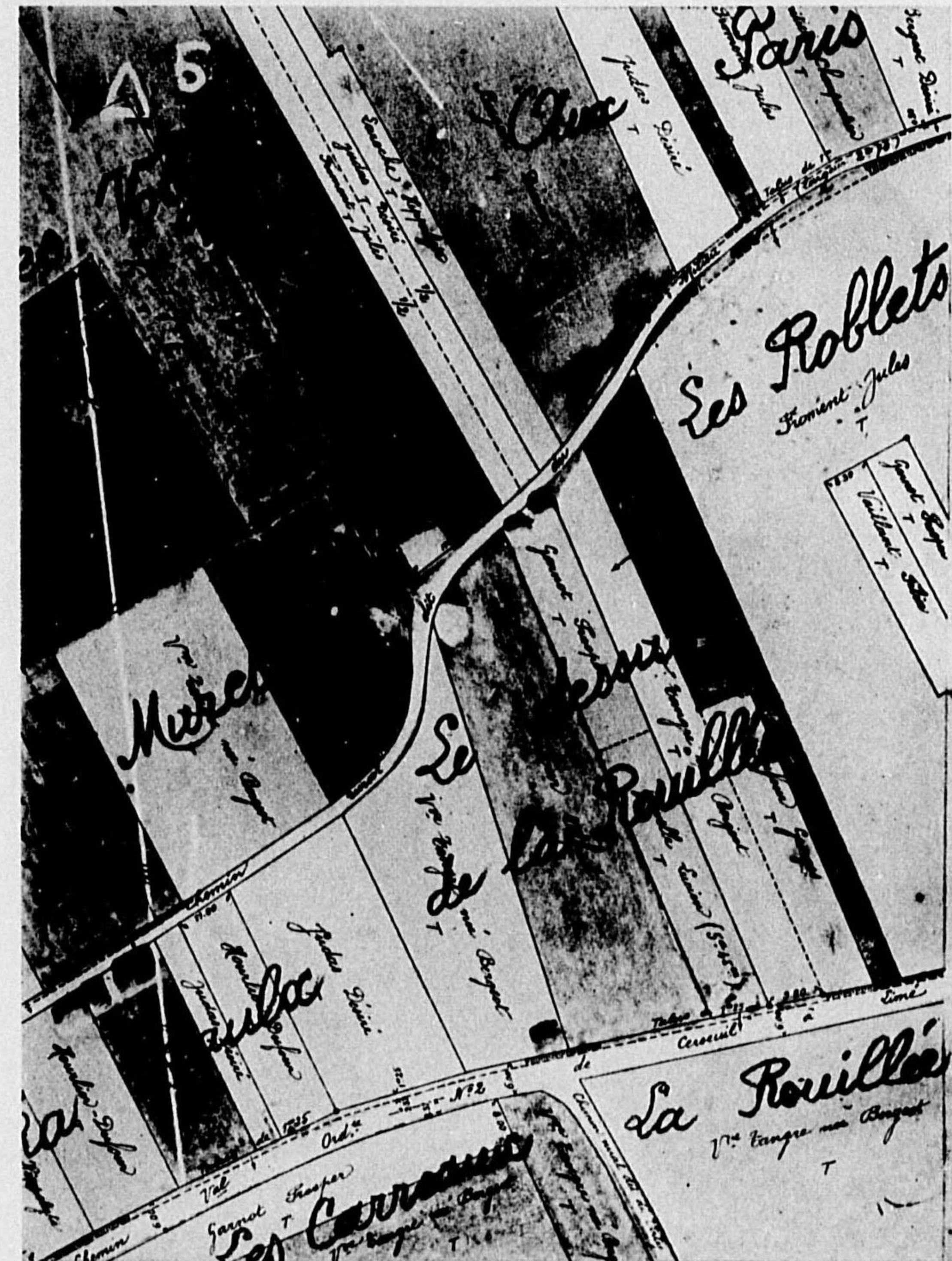




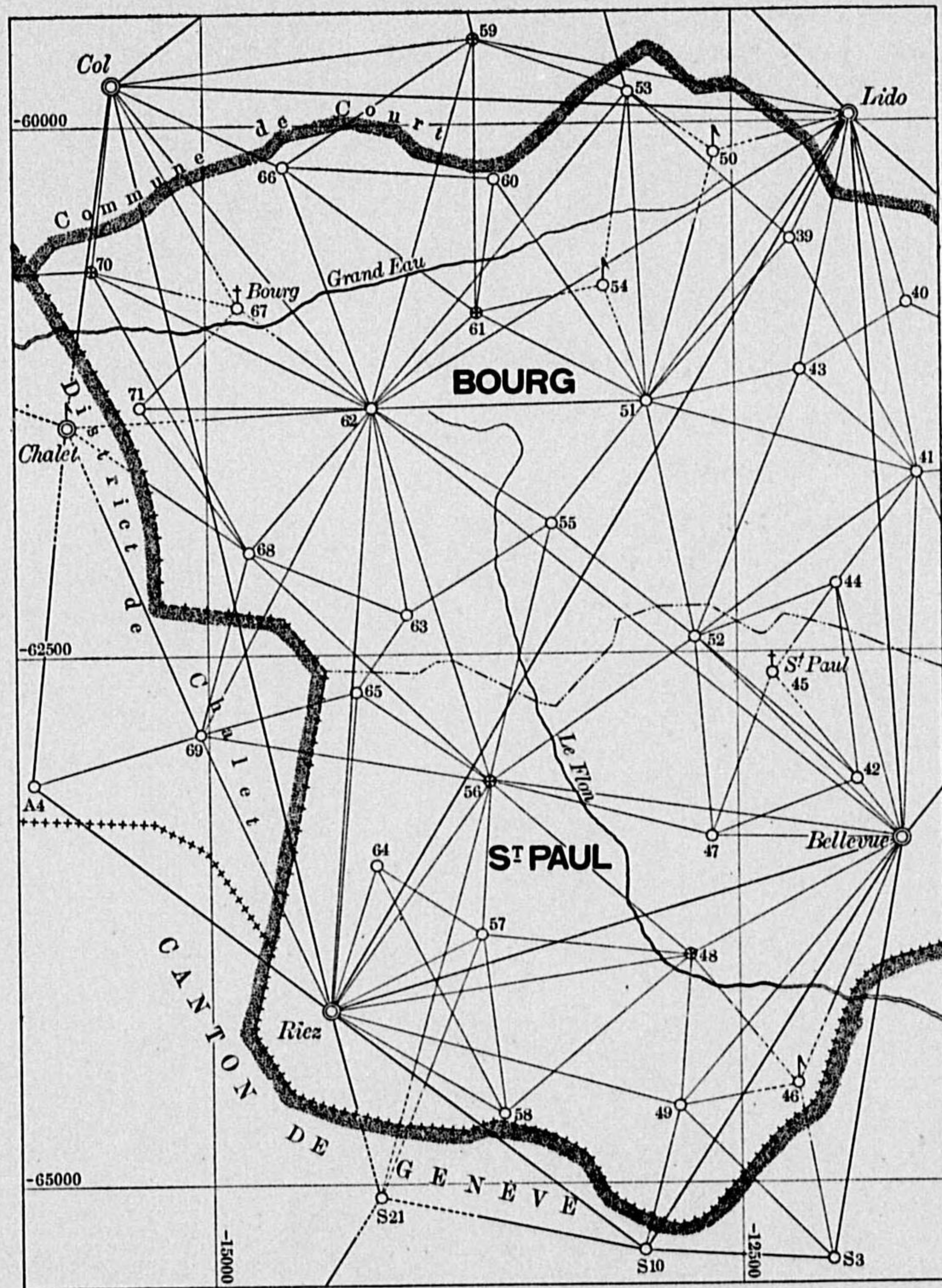
第一圖 佛國マルセイユ附近空中寫真モザイク



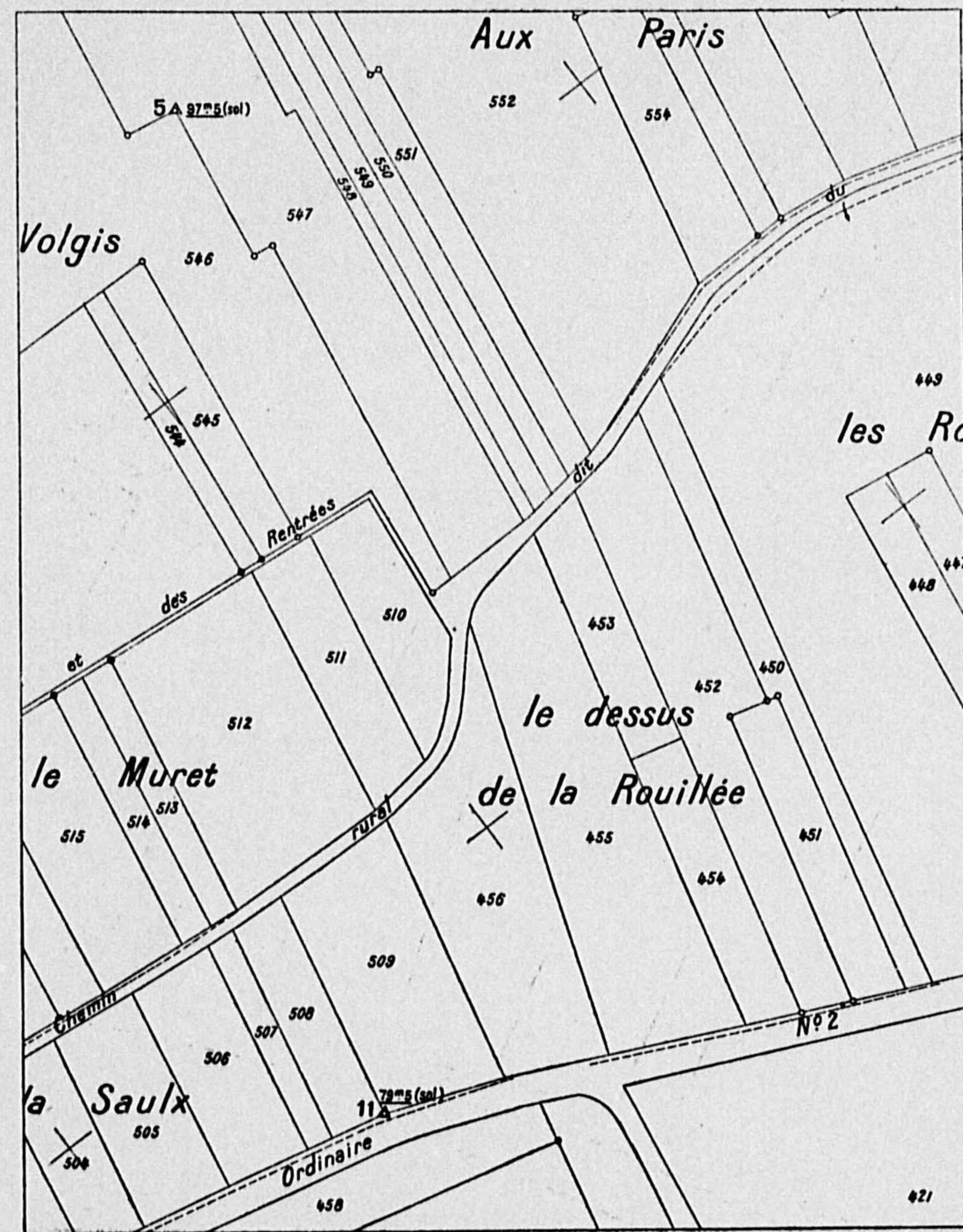
第三圖 佛國マルセイユ附近空中寫眞より製圖せる
地籍測量素圖



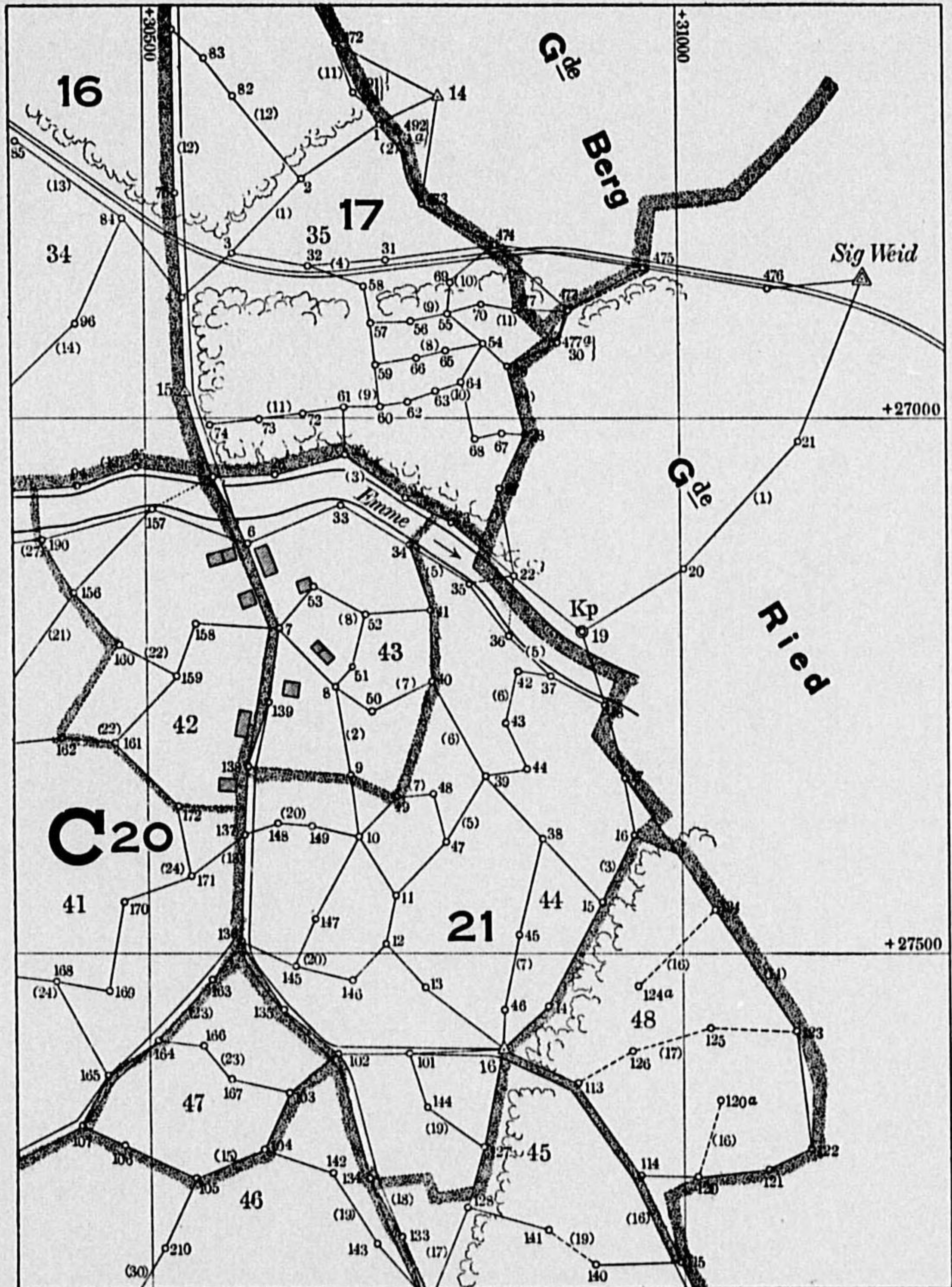
第二圖 佛國マルセイユ附近空中寫眞引伸



第五圖 地籍測量用三角測量網根點圖 (瑞西の例による)



第四圖 佛國マルセイユ附近地籍測量圖



第六圖 地籍測量用多角測量圖根點圖 (瑞西の例による)

自序

朝鮮・關東州・臺灣等に於ては曩に地籍測量を行はれあるも、當時は尙寫真測量等發達せず、在來の方式により主として測板を以て測圖せられたるものなり。然るに近時測量法の發達と共に寫真測量を應用して一層迅速經濟的に之を施行する方法流行するに至れり。予曩に國際測地學會に出席の序を以て國際測量家大會及寫真測量大會に出席し、又親しく英・佛・瑞西等の地籍測量事業を見學し、之等の國々に於て此種國家的事業に熱心努力しつゝある状態を見て羨望に堪へず、茲に其概要を記述して一は國に此測量の實行を促し、一は同好の士の事業參考に資せんとするものなり。

昭和九年四月

著者識

自序

目次

第一章 緒 説	一
日本の地籍測量	一
地籍測量更新の必要	一
朝鮮の土地測量	二
滿洲國の土地測量	三
外國の地籍測量	三
第二章 地籍測量法梗概	五
地籍測量法	五
一筆地	六
地籍測量の利用	八
地籍測量機關の編成	九

測量家の資格……………10

地籍測量の縮尺……………13

地籍測量所要経費……………14

第三章 地籍三角測量及多角測量……………19

地籍三角測量……………19

既設三角點……………19

基線測量……………20

地籍測量三角點數と其撰擇……………20

三角點視標及標識……………23

角觀測……………23

計 算……………26

補助三角測量……………26

多角測量……………27

第四章 境界決定……………29

町村界の決定……………29

一筆地境界決定……………29

第五章 一筆地測量……………31

測圖の目的……………31

一筆地測量の測圖法……………31

直角坐標による測量法……………33

極坐標法による距離の光學的測定によるもの……………34

測板測圖によるもの……………35

寫眞測量……………35

地上寫眞測量……………36

空中寫眞測量……………36

佛國セルスイユ地籍測量改測の實例……………40

第六章 地籍測量圖……………43

假地籍測量圖の調製……………43

目次……………43

測量結果の公表、異議申立受附……………四

面積の計算……………四五

地籍測量圖の完成……………四六

綜合一覽圖の作製……………四六

地籍測量の保存……………四七

附録第一 基線測量計算例

其一 基線尺の檢定……………四九

其二 某基線測定簿……………五〇

其三 某基線水準測量簿……………五〇

其四 基線長計算簿……………五一

附録第二 基線方位計算例

附録第三 三角測量計算例

……………五三

附録第四 多角測量計算例

其一 多角線方位の修正例……………五五

其二 交會多角線の方位平均例……………五五

其三 多角點の坐標計算例……………五七

附録第五 大藏大臣内訓第三八九〇號町村地圖調製方の件

……………五八

附録第六 土地調査令

其一 土地調査令(大正元、八、一三)
(訓令第二號)……………六七

其二 土地測量規程(大正一〇、三、一八號)
(勅令第一〇號)……………七〇

其三 關東州土地調査令(大正三、五、一二)
(勅令第八七號)……………六六

其四 關東州土地調査令施行規則(大正三、七、一三)
(都府令第一六號)……………六七

附録第七 地租法

其一 地租法(昭和六、三、三一)
(法律第二八號)……………八九

其二 地租法施行規則(昭和六、四、一)
(勅令第四七號)……………九五

目次	六
其三 地稅令 <small>(大正三、三、一六)</small> <small>(訓令第一號)</small>	九七
其四 土地臺帳規則 <small>(大正三、四、二五)</small> <small>(朝府令第四五號)</small>	九六
其五 臺灣地租規則 <small>(明三七、二、一〇)</small> <small>(律令第二二號)</small>	一〇一
其六 臺灣地租規則施行規則 <small>(大正二、二、一〇)</small> <small>(台府令第二〇號)</small>	一〇三
其七 關東州土地臺帳規則 <small>(大正一、三、二、七)</small> <small>(關東廳令第九號)</small>	一〇八
附錄第八 寫眞測量國際協會規約抄譯.....	一一三
附錄第九 測量家國際協會規約抄譯.....	一一七

第一章 緒 說

日本の地籍測量

日本では未だ正式に地籍測量と云ふものをして居ない。昭和六年に地租法は改正せられたが、稅務署の土地臺帳は何う云ふ精度を以て土地を測量した上登録するのであるか、甚だ不明瞭なものである。從來の土地臺帳は明治二十年大藏大臣内訓三八九〇號(附錄第五)によつて、町村圖を調製することにした極めて粗雑なる、今日では寧ろ測量の體裁を備へてゐないと云ふ程度の測量法を以てやつたものを基礎にしたものらしい。従つて日本の土地臺帳と云ふものは極めて不正確のものである。當今權利義務の喧しき時代に、政府も個人も公有地私有地の正確なる面積も知らずにとは誠に呆れ返つた話である。成る程、東京では震災後區劃整理をやり、又各地には都市計畫等をぼつ／＼やつて居るから、一部稍確からしい面積の判つた處もあるかも知れないが、それは極めて小部分である。

地籍測量更新の必要

日本の面積は朝鮮・臺灣を除き約三十八萬方紵である。目下地價の百分三・八を以て地租を徴收し其額大凡そ六千萬圓である。此一年分の地租に對する額を數十年に分ちて、地積測量を行へば正確なる面積を測定することが出來、政府の課税も公正になるし、個人の土地所有に係る面積も正確に判つて來る譯である。

文明は先づ基礎の方面から固めて行かなければならない。土地の面積と云ふものは、國家を成形するに當り最も根本的となるものである。爲政者は此點に充分留意せられ、又各人も自覺せられて、一日も早く正確なる地籍測量更新法を講ずべきである。

朝鮮の土地測量

朝鮮は併合當時直に計畫せられ、八年の日子を以て、明治四十三年より大正七年迄經費約二千萬圓を以て土地調査をやつた。其測量の精度は歐洲のものに稍劣る程度ではあるが、先づ朝鮮の文明程度にふさはしさものである。

朝鮮には土地臺帳規則と云ふものがあつて、土地臺帳は地籍圖によつて之を調製することになつて居る。これでこそ正しき一筆地面積も判るのである。よつて朝鮮では、土地賣買をするのにも別に新

に面積測量をやる必要もなく、安心して地籍圖を信用し、其面積を知ることが出来るのである。課税についても其通りである。

先きに開けて居る日本に、未だ此制度の確立してゐないのは情けないものである。

滿洲國の土地測量

滿洲國は國土約百二十六萬方紵である。目下地租はわづかに二百萬圓程度しか徴收しない由でわろが、文化の開けると共に、之も昂上して行くは當然である。よつて建國の初めに當り此事業の計畫を立て、速に統一測量を行つて土地面積を確定し、公有地・私有地の所有權を確定すべきである。

之も又直に歐洲並みの地籍測量をやる必要はない。最近勃興の空中寫眞測量等を併用し、朝鮮土地調査の程度より稍劣つた位の所で先づ充分だらうと思はれる。而して、此統一した測量結果を、各種殖産事業の計畫に利用すべきである。

外國の地籍測量

英本國にては、既に百數十年前に地籍測量を終り、全土に互り二千五百分一の地籍圖五萬一千餘枚

を持つて居り、既に第一回の修正測量に進みつゝある。英國領土は、小さな植民地に至る迄測量機關を置いて、今尙孜孜として地籍測量事業を進めて居る。

佛國の地籍測量も、既に百餘年前に終つて居るのであるが、一九〇一年から第二回の更新測量をやつて居り、地價の最も高き地方には、最も精密なる測量法を以て仕事して居る。

瑞西では、從來完成の地籍圖は一部で全國に行き互つて居なかつたが、一九二〇年以來銳意之が更新をはかり、四、五十年の計畫を以て莫大なる豫算を投じ、尤も斬新なる方法を以て、最も精密なる地籍圖を調製すべく事業進捗中である。

第二章 地籍測量法梗概

地籍測量法

地籍測量は、一筆地平面圖の作成並に其後の補修訂正等を要する技術的作業と、所有權の明確なる指示及評價等に關する、行政的調査を必要とするものにして、技術的作業には通常次の如き諸作業を必要とし、主として測量家により實施せらるゝものとす。

- 一、市町村境界決定
- 二、地籍測量用三角測量
- 三、一筆地境界決定
- 四、補助三角測量又は多角測量
- 五、一筆地測量
- 六、所有者名簿
- 七、一筆地平面圖の調製

八、測量結果の假通知、異議申請受附

九、面積計算

一〇、測量結果の確定

一一、綜合一覽圖の調製

又行政的調査は、通常、測量家、地方吏員及稅務吏員立會の上行はるゝものとす。

地籍測量の着手に先ち、地方長官は、測量家の計畫に基き測量開始の時日を命令し、且つ測量家をして其作業實行を容易ならしむる爲め、各種建築物内通過等の特權を通常附與するものとす。

一筆地平面圖は其作成保存等を容易ならしむる爲め、可成水流、道路、俗稱の境界線等、一定せる周圍を有する區域に纏めて、之を調製し得らるゝ如く計畫すべく、字、俗稱等は可成其儘保存し得る如く努むべきものとす。

一筆地

一筆地即ち地籍單位は、同一地方、部落又は俗稱内に於て、物質上別に區分せられあらざる土地の一部分なるも、同性質の耕地又は同じ様子にて且つ同じ所有者に屬するものを云ふ。

茲に一筆地につき數例を擧ぐれば次の如し。

建物なき土地の一筆地 輪作により耕作物を異にするも、同一所有者に屬する土地は之を一筆地と見做す。之に反し、比隣地なるも全く異なる性質の地にして、且つ別々に取扱をなさざるべからざるもの又は異なる俗稱に互れるものは之を數筆地とす。

同一所有者に屬し、而も生籬、壕、公道、水流、其他固定的限界により圍まれある同性質の耕地は、數筆地とすることあり。

私有の街路は、其所有者毎に一筆地に分つ。

全部單一所有者に屬する私道は、其通路を通過する字、又は俗稱毎に一筆地となす。

公道、河川、運河、官用鐵道等は、地籍測量の一筆地と考へず。

工場用溝渠、灌漑用水流、私設鐵道等は、俗稱又は之を通過する公道により筆地に區分す。

砂丘、草蕪地、沼澤地、不毛の土地、湖水、池等は筆地となさず。

森林内の小徑による區分は、之を筆地と認めざるも、公道による區分は通常筆地と認めらる。

建物ある土地の一筆地 建物にて蔽はれある部分及中庭及之に接近せる庭園を以て一筆地とす。

内部交通をなさざる隣接家屋は、同一所有者に屬する筆地を區分するものとす。

多くの所有者に共通なる中庭、通路等も一の筆地を成形す。
工場の建物は各工場、社宅等毎に一筆地を成形す。
地下構造物も、其上表面に於て之に相應する面積に應ずる一筆地を成形す。

地籍測量の利用

地籍測量は次のものに利用せらるゝを得。

- 一、絶對的信用を以て、地租課税の財政的方面に
- 二、土地賣買、登記等に於て、面積に對する絶對的信賴
- 三、鐵道、道路、運河、水道、工場、電力設備、都市計畫等殖産工業設計の基礎として
- 四、耕地整理、森林經營、灌漑等農林經濟方面に
- 五、其地方の公式地形圖の新調及補正用として
- 六、地理學、地質學、水路學等自然科學等の應用方面に
- 七、諸統計作業用に
- 八、交通圖及回遊圖等編纂用として

地籍測量を行はざるときは、各種構築、農林經營、其他殖産工業方面に於て、各別の測量を行ふに
より彼是重複し、而も連繋なく、徒に無用の經費を重複し、國家として地籍測量を行ふよりも、更に
數倍高價なる經費を拂ふこととなるべし。

地籍測量機關の編成

一國の地籍測量機關は、概ね次の如く編成せらるゝものとす。

- 一、地籍測量の中央統制及一般監督（主務省に於て行ふ）
- 二、測量家審査に關する監督（主務省に於て行ふ）
- 三、地籍三角測量及綜合一覽圖の技術的監督並に之等諸作業の検査（地方官署に於て行ふ）
- 四、測量家による地籍三角測量、補助三角測量、多角測量、一筆地測量の實施
- 五、一筆地測量及其保存の指導及検査（地方官署）
- 六、要すれば飛行機による寫真測量の實施（中央又は地方）

測量家の資格

土地測量は頗る重要な事業なるを以て、各國其測量家の資格を相當吟味し居れり。茲に瑞西の例を示せば次の如し。

瑞西に於ける地籍測量事業は、同國聯邦規定による有資格の測量家のみによりて實施せらるゝものにして、該測量家候補者は聯邦特別試験委員による試験を受くることを必要とす。此試験は理論的と實地的のものとなり、又口頭筆記の兩試験あり。

理論試験 此試験を受くるものは次の資格のものたるを要す。

一、瑞西大學又は高等技術學校入學權と同等の力を有する證明書、又は教育課程試験委員に依り充分なりと認められたる學校の卒業證書を有するもの

二、品行方正のもの

三、瑞西國民たる公式證明書を有するもの

理論試験は次の二部よりなる。其第一部次の如し。

一、極微數の解析

二、解析幾何

三、描畫幾何

四、光學

第二部は次の如し。

一、誤差學理論及平均計算法

二、地形學

三、高級測地學

四、地籍測量及其保存

五、土木工學

六、一筆地修正測量

七、農業水理

八、法律

實地試験 實地上の試験を受くる爲め、候補者は理論試験に合格又は免除せられたるものにして、且つ測量家の實地上の仕事に、少くも二年の見習をなせる證明書を有するものなるを要す。但此見習の十八箇月には、一筆地の新測量、保存、改測等、地籍測量の業務に従事せるものなることを要す。

實地試験は、廳内作業と廳外作業よりなり、前者は報告、製圖、面積計算等を含み、後者は三角測

量、多角測量、直、極坐標による碎部測量、測距法、寫真測量法、測板測圖法、保存法、地形測圖法、一筆地改測法、土木作業等よりなるものとす。

土地登記の測量家 以上の試験に合格せし候補者は、土地登記の測量を行ふ資格を得、聯邦全地域に互り地籍測量を行ふの権利を有するに至るものとす。

瑞西にては一九三〇年に六六〇人の測量家あり、次の如く事業に従事せり。

- 聯邦地方部落等の事業に従事のもの 一七〇
- 獨立的の仕事に従事のもの 二七〇
- 役所内に従事中のもの 三〇
- 外國にて使用せらるゝもの 六〇
- 他の職業に従事又は既に退職しあるもの 一三〇

地籍測量の縮尺

都會地と耕地、森林、牧場、山地、荒蕪地等に從ひ著しく地價を異にするを以て、地籍測量は其地方に依り縮尺を異にし、從つて精度を異にせる測圖法を採用するを通常とす。今瑞西に例を取り之を

示せば

第一地方 最上精度の測圖法を行ふ地域にして、都會地、地價高き處に用ひられ、縮尺二百五十分一又は五百分一とす。

第二地方 普通精度の測圖法を行ふ地域にして、地價高からざる都邑地、地方村落、良好なる耕地等中等程度の地價の處に用ひられ、縮尺千分一又は二千分一とす。

第三地方 精度稍劣れるものにして、牧場、山地、森林、山岳地方、不良の耕地等にして、地價廉なる處に用ひられ、縮尺五千分一又は一萬分一とす。

右の如くにして、瑞西全地域に互り採用せし縮尺範圍次の如し。

- 五% 二百五十分一及五百分一
- 三五% 千分一
- 一八% 二千分一
- 三〇% 五千分一
- 一二% 一萬分一

朝鮮土地測量に於ては、面積の單位を歩とせる關係上、縮尺を六百分一、千二百分一、二千四百分

一とせり。

縮尺決定は作業計畫上缺くべからざる基礎なるを以て、作業開始前、當該縮尺適用範圍を決定すべきものとす。

地籍測量所要經費

茲に數例を採りて地籍測量所要經費を示せば次の如し。

一、朝鮮土地測量

朝鮮土地測量は總面積四百八十三萬ヘクタール餘(百四十六億千三百二十一萬餘步)、千九百十七萬七千五百二十筆地に對する費用、約千五百餘萬圓(事務費を除く)にして其内譯次の如し。

種別	經費	毎「ヘクタール」所要經費
準備調査	四四三、九五八圓	〇・九二圓
紛争地調査	二八五、七九二	〇・五九
三角測量	一、九五四、五四五	四・〇五
圖根測量	一、二二〇、八二一	二・五三

一筆地測量	七、四八二、七五四	一六・二三
面積計算	三六八、五五七	〇・七六
製圖	七〇五、一五九	一・四六
地位等級調査	一、一六四、四四一	二・四一
帳簿調製	八二五、七八六	一・七二
異動地整理	六五九、三五七	一・三六

331.011
 34.0
 34.0

二、瑞西地籍測量

1 地籍三角測量

a 作業の移動運搬困難なる山地々方及重要なる市街地に於ける三角點の設定には、一點所要經費 四八―五六圓

b 其他の地方の三角點には同じく四二―四八圓

2 境界決定及一筆地測量

a 高價なる地方

境界決定の爲め毎ヘクタール一〇—一六圓、地價の約〇・六％
 一筆地測量の爲め同じく一四—二〇圓、地價の約〇・八％
 總計毎ヘクタール二四—三六圓にして地價の一・四％なり。
 b 殆ど寫眞測量による山地、牧場の如き地價廉なる地方
 境界決定の爲め毎ヘクタール〇・四—〇・八圓、地價の〇・二％
 一筆地測量の爲め同じく二—四圓、地價の〇・七％
 總計毎ヘクタール約四圓、地價の〇・九％なり。

3 地籍測量保存費

a 地籍圖高精度を有し地價最も高き地方、毎ヘクタール五・六圓
 b 不動産の處理頻々なる地方、同じく〇・六一—一・〇圓
 c 右の處分少き地方、同じく〇・二—〇・四圓
 d 地價廉にして境界の變更少き地方、同じく〇・〇四圓
 同國に於ける保存所要經費年額平均は毎ヘクタール〇・二八圓なり。

三、佛國空中寫眞による地籍測量の改測

セルスイエ地方面積約四六〇ヘクタール、二、三一二筆地に對し行へる作業經費の統計次の如し。

種類	每「ヘクタール」所要經費
準備書類蒐集及水平標識設置	〇・一二圓
空中寫眞撮影	〇・八〇
地籍三角測量 <small>(三角點一點に對する經費約七・四六圓)</small>	一・一二
境界決定	一・七四
測量家補備作業	三・三二
假一筆地平面圖製圖	二・五一
各種行政用書類調製	〇・四七
決定地積測量圖調製	一・四三
小計	一一・五一

地籍測量の經費は多くは國、地方、個人の分擔に係るものにして例示せば次の如し。
 瑞西にては土地測量の費用は大部分國にて支辨せらる。即ち一九一九年十二月五日の決議に基き國の補助金は次の如く負擔せり。

1 作業移轉困難なる山地、重要な都市に於ける地籍三角測量の各點に對しては四四圓、其他の

點に對しては三二回

2 一筆地測量の爲めには測量精度高き地方には毎ヘクタール一二回に對する約六〇%を、普通の精度にて實行せらるゝ地方には其の費用の七〇%を、

綜合圖測量の爲めには其費用の八〇%を、

3 地籍測量保存の爲めには其費用の二〇%を、

其他の經費は各地方及土地所有者に於て之を負擔するものなり。

佛國にありては一八八九年三月十七日の法規により、三十年以前の地籍測量は之を更新又は改測を要求するの權利を得せしめ、該測量の爲め國より交附すべき負擔額は其總額の四〇%にして、地方は少くも國と略同額を負擔し、其殘餘は部落又は關係者より支辨せらるゝものなり。

第三章 地籍三角測量及多角測量

地籍三角測量

地籍三角測量とは地籍測量を行ふべき凡ての地域を含み、要すれば其外周に互り構成せる三角測量作業を謂ふ。

此三角測量網は地籍平面圖の主なる骨格を組成するものにして、精密なる基礎により一筆地測量を確保するの目的を有するものとす。従つて其平面位置には、平均一〇厘の精度を保持せしむるを必要とす。

既設三角點

國に於て三角測量の施行濟なるときは、此三角點より出發して地籍三角點の若干を定め彼此連絡をはかるべきものとす。此場合に於て地理學坐標を以てあらはされ居る三角點の位置は、之を直角坐標に變換し地籍測量の計算に供するものとす。

基線測量

國の三角測量施行せられあらざる地方に於て、地籍三角測量を行ふ際は先づ基線測量を実施す。基線測量は其長さを約二杆内外とし、インバール線狀尺又は卷尺を以て、大體二萬分一の精度を以て測量するものとす。即ち尺長に應じ大體之より數種異なる距離を隔て、杭打作業を行ひ、之に中心線を標定し標點（銅片又は黄銅片面の十字等）を設け、之に基線尺を當て張力計により定張力に引張り其長度を測定す（基線測量計算例、附録第一）。

基線の兩端點は新設點を視視するに適する位置に撰定するを要す。基線は通常北極星の最大離隔時に於ける方向測量等により其方位決定を行ふものとす。之が爲めには普通の經緯儀を用ひ、特に夜測を行ふ爲め鏡頭に反射用楕圓形厚紙（中央切抜）を斜めに貼附し、携帶電燈により此反射装置を通して十字糸を照らし觀測を行ふものとす（基線方位計算例、附録第二）。

地籍測量三角點數と其撰擇

地籍測量三角點の密度は、縮尺により一方杆に平均一乃至四點を有せしむるものとす（日本及佛國

等）にありては國の三角點は約一六方杆に一點の密度を有す。

五十分一縮尺の爲め	一點
二十分一 "	二點
十分一以下 "	四點

右の三角點撰定の順序及測點の位置等は豫め既存の地形圖等により計畫せるものによるも、地形並に情況により之を變更することあり。其撰定は大凡そ次の概則に基き之を行ふものとす。

- 一、成形する三角形は可成等邊三角形なるを可とす。已むを得ざるも可成 30° 以下の銳角を含むる如く努むること
- 二、三角點の位置は土地の状態により異なるも、可成五〇〇—一〇〇〇米の間に存せしむること
- 三、補助三角測量の五點又は多角測量の一〇點に對し、大凡そ主三角點一點を有し得ること
- 四、各點を決定する爲めの視視線は、可成同水平距離に且つ等齊に分配せられあること
- 五、比隣點は可成反視し得らるゝものなること。

撰點を実施するには測板、測斜儀、磁針、雙眼鏡等を用ひ、其地方の各所に多くの視通を有するが如き既設點に位置して、先づ測板を標定し、多數の測點を判定し、次で多くは側方交會法により逐次

新點を決定するものとす。而して此踏査間利用すべき道路、宿營地、器材運搬法等をも調査し、其點に對する概要記録を撰點手簿に記入するものとす。

三角點に撰定すべき位置は又此點の保存良好なることに留意せざるべからず。尙高層建築物、塔、烟突、教會堂等は利用せられ得べき好個の目標なり。

三角點規標及標識

三角點には三脚錐體又は眞直なる圓棒の規標を建設す。

佛國地籍測量にては $3.30\text{m} \times 0.06\text{m} \times 0.06\text{m}$ の棒を五〇糎地中に埋定し、その上部に $1.15\text{m} \times 0.50\text{m}$ の規板を十文字に交叉せしめて附せり（四糎以内にて於て經緯儀にて觀測するに充分なる幅員を有せしむることを必要とす）。此規板の厚さは一・五糎、石灰にて白色に塗抹す。但、天空に聳えたるときは黑色に塗抹す。

標柱を確保する爲めには、鐵線又は支柱にて支へ、其植立は鐵鑄を有する $0.07\text{m} \times 0.07\text{m}$ の丈夫なる杭を希望の深さに打入して掘深し之に標柱を挿入せり。

標識には標石又は金屬製標點を用ふ。

佛國地籍測量には凍裂の患なき石にて作れる $0.70\text{m} \times 0.20\text{m} \times 0.20\text{m}$ のものにて上部に十字を刻めるものを用ふ。

標識には將來の探究を容易ならしむる爲め、附近の固定點より關係距離を測定しおくを可とす。

空中寫眞を利用する場合は、幅 0.15m の板にて $0.60\text{m} - 0.80\text{m}$ 方形を規板上部に成形する如く板を張り其上面を白色に塗抹す。若し地上標識に空中撮影設備を行はんとせば、之を中心として半徑五〇糎の圓形の地域に白石を以て掩ふか又は石灰水撒布を行ふを可とす。

角觀測

角測量は二個の測微鏡又は游標を有し、少くも二〇秒迄を讀定し得る、反復經緯儀を用ふるものとす。ウィルド及ツァイス經緯儀の如きは此目的に適當なり。

水平角觀測には、其規視距離に従ひ、水平位置に 0.10m の精度を得る爲め角測量の精度を $10'' - 12''$ とするときは、大凡そ次の如く反復觀測を行ふ。

四〇〇〇米以上の規線は四對回（八回讀定）、二六〇〇—四〇〇〇米間のものは三對回（六回讀定）、二六〇〇米以下のものは二對回（四回讀定）等とす。

但、基線測量を行ふ場合に其端末點に於ける角の觀測は、更に之を倍加するを可とす。

高度觀測は、午前又は午後の水平角觀測の直後又は直前に實施す。但、眼鏡を右又は左の位置において各二回讀定するを通常とす。

水平角觀測には、零方向（標準方向）として作業期間最も明瞭に見ゆる規標を撰み、方向數多きときは、一連列觀測數の最大を一〇—一五として觀測を分割して施行すべし。

觀測者は可成有利なる時間に於て觀測を終了し得る如く豫め準備するを必要とす。

撰點造標者と觀測者とは各別に専門の組となし作業するを便とするが如し。

觀測者は器械を直接標識上に整置し較合糸の交叉點に於て精密に視準し、相對せる測微鏡又は游標の分畫を讀定す。視準點は通常規板の中心とす。

觀測手は經緯儀にて高聲に讀定をなし、記簿手は之を手簿に記入す。記簿手は視視線と距離とを觀測手に告知し、作業の初めに當り目標の探究を容易ならしむべし。又手簿は綺麗に取扱ひ、決して數字を抹消すべからず。必要あらば横線により前數字を消して新なる數字を書き加ふべし。

高度觀測に於ては、經緯儀の垂直軸調整、固定水準器の相應する調整を加へたる後、先づ右視次で左視にて規板を視準す。但視準點は規板の上面又は下面とし、其視點を手簿に記録し置くこと

必要なりとす。

水平觀測に於ては通常標識上に器械を整置するも、偏心觀測（偏心距離は通常五米以内）せるときは偏心距離及方向を測定しおくことを必要とし、又高度觀測の爲めには規板上面又は下面よりの垂直高測定を忘るべからず。

地籍三角測量の觀測は大凡そ一組を以て一日三點位の能率を發揮し得べし。

現地にて手簿の整理 三角班は作業地帯を去る前に正式計算に當り補備觀測を必要とするやを考察し、若干の觀測結果整理を行ふを要す。水平角觀測手簿、水平各對回觀測に對し關係角の算出をなし其讀定値一致せるやを検す。

Nを觀測方向數、 ϵ を角測定の平均誤差とするとき公差Pは次の如し。

$$P = \epsilon \sqrt{N}$$

$\epsilon = 12''$ の經緯儀を用ふるとき、一〇—一五の方向線に對する一連列の閉塞差は四〇—五〇秒の程度なり。

高度觀測手簿、平均兩讀定値の和が 180° 。又は 360° と一致するや否やを検す。但、兩讀定値より得たる天頂距離の差 $\epsilon \sqrt{2}$ を越えざることを、其觀測は平均誤差内にあるものとす。

計 算

三角形の計算は、既知邊に閉塞するか又は點檢基線に閉塞して其條件を充足する如く處置せらるゝものとする。

三角形の計算には五位對數表を使用す。

各規視方向は、偏心觀測をなせるものをも中心に於てなせる如く化成の後、其測點より觀測せる各平均方向を決定す。

角の平均計算、邊長方位の計算等は、三角測量計算例附錄第三に示す型式に従ひ、直接計算手簿上に行ふを可とす。地籍三角測量を既設三角點に連絡する場合には、其出發點の方位角を確かむることに特に注意するを必要とす。

三角點位置の假坐標計算も亦同時に手簿上に行ふものとする。

三角點位置の確定坐標は關係各方面より計算せる各値の算術平均を以てするものとする。

補助三角測量

地籍三角測量終了後碎部測量を行ふ爲めには、補助三角測量によるか、又は多角測量によるか、又は彼此混淆して之を行ふかを決定するものとする。

此作業は地籍三角測量と碎部測量を行ふ爲めに要する定線測量との連絡となるものにして、矢張り其位置を永久的に標示し、且、三角點と同様の精度を以て觀測を行ふものとする。即ち之等諸點の配置了れば、爾後は規則正しく定線測量により逐次碎部測量に移るものとする。本作業の要領は概ね地籍三角測量に準ずるも、觀測に當り水平角觀測を一對回のみとし作業速度の昂上をはかるものとする。

多角測量

折線形に邊長と方位を測定する測量法にして、通常此折線を道線と稱し二種に分つ。

一等道線とは可成直接に又は隣接三角點間を連絡せるものを云ひ、二等道線とは一等道線上の點、又は一等道線上の點と二等道線上の點とを連絡するものを云ふ。

道線は道路、水流、部落又は字の境界、宅地の境界等に沿うて設く。

道線邊は平坦開豁地にありては三〇〇米、複雑隱蔽の中等地にありては二〇〇—三〇〇米、非常に複雑又は隱蔽せる土地にありては一五〇—二〇〇米を最大限とす。而して各點は、可成其基底を規視

し得る如く設置すべし。

一般に道線の邊長は五〇—一五〇米ならしむるを普通とし、稀に三〇〇米以上、又は一〇〇米以下とすることあるも、何れの場合にも三〇米以下とせざるを可とす。

一道線の邊數は八—一〇とし、全長は可成一二〇〇米を超過せざるを可とす。兩固定點間の距離此數字より大なるときは、接續點として其中間に特に精度良好なる一點を誘入することをはかるべし。

其標識としては少くも一二種方形にして長さ七〇糎の堅き石よりなる標石を用ふるも、場所の状態により金屬標點を用ひ、又濕地に於ては鐵管又は長さ一—二米の木杭を用ふることあり。

道線各邊長は檢定せられたる物指又は鋼製卷尺により測らるゝを通常とせるも、現時光學的方法による測距法を賞用せらる。各邊長は往復各獨立して二回測定せらるゝものとす。

角觀測は使用器械、大氣狀態、日照關係等により少くも二回以上反復觀測するを要す。

坐標の計算 多角形閉塞差の角誤差制限以内なるときは總ての角に齊一に配附せられ、坐標の閉塞誤差も同様多角形の各角頂間の距離に比例して配附す（多角測量計算例、附録第四）。

高度の測定及計算 水平角と同時に眼鏡の兩位置に於て一回、又は眼鏡の同位置に於て直反規視により垂直角を測定す。高度計算に生じたる齟齬は邊長に比例して總ての點に配附す。

第四章 境界決定

町村界の決定

町村境界決定は、町村長及關係者立會の上、測量家により行はるゝものとす。之が爲め、豫め町村長より書類の提出を求め置き、之に基き現地踏査を行ひ必要なる隅角に標識を行ふ。

自然境界の場合即ち水流は河床の中央を、鐵道及運河等は軸線を採用す。現地踏査を終りたる後、先づ二千分一又は五千分一の境界要圖を調製し、耕地の性質、土地所有者の名稱等を之に明示し、而して之に關係者の署名を乞ふべきものとす。

一筆地境界決定

各部落毎に若干人員よりなる委員を設け、町村吏員、稅務官吏立會の上決定せらるゝものとす。該委員は發言權を有し測量家と協定して之を定む。

一筆地決定には、先づ書類の提出を求め置き、之に基き現地の偵察を行ひ、前記諸員立會の下に所

有者の面前に於て之を決定すべきものとす。

境界に争議ある場合には、委員をして之を和解せしむることに努力せしむ。和解成らざるときは、先づ假りの境界を定め官廳の決裁を仰ぐものとす。

公道の境界決定 公道の決定は、此道路の監視及保存を擔任する役所の代表者及沿道所有者の承諾により行はるゝものとす。即ち兩側必要なる部分に杭打を行ひ後日之を標石に置換す。

鐵道の境界決定 關係者の指示により前同様の處置を以て領域を明確に決定す。

私設道路 共有に屬するや個人に屬するやを調査し夫々之を明示す。

宅地 提出書類に基き、現地に臨み境界標石又は杭の位置を確かめ、要すれば更に標識を行ふ。而して之に依り要圖を調製し作業の進むと共に現地に於て逐次墨入を行ふ。

第五章 一筆地測量

測圖の目的

既に設けたる三角點及多角測量點を基準とし、次に示す各種の方法により一筆地測量を行ひ、州及地方の境界、部落、個人所有地の境界、道路、鐵道、水利水力構造物、耕地、森林の境界等測量の固定點を設け、以て一筆地の完全なる面積確定の資料に供するものとす。

一筆地測量の測圖法

次の如し

一、直角坐標法によるもの プリズム又は平面鏡ミラーを有する器械及鋼製卷尺又は物指を以てする定線測量法によるもの。此方法は主として市街地測量に用ひらる。

二、極坐標法によるもの 距離を光學的に測定し、且つ其方向角を測り、以て碎部を決定するもの。此方法は縮尺稍小にして地域廣き部分の測量に用ひらる。

- 三、測板法によるもの 主として交會法を以て、測板、眼鏡照準儀を用ひ、直接圖解的測圖法によるもの。此方法は廣袤狭小なる地域の測量に用ひらる。
 - 四、寫眞測量法によるもの 地上寫眞測量法によるものと、空中寫眞測量法によるものとあり。
- 此方法は小縮尺大地域の測量に用ひらる。

直角坐標による測量法

此方法は、プリズム又は平面鏡を有する器械を以て、方向線測量所謂定線測量及び之に直交する垂線測量を行ひ、鋼製卷尺又は物指を以て其區間距離を測定するものにして、測定點は直接定線上に、三〇米を超えざる延長線上に、又は一〇米を可成超えざる垂線上にあらしむるものとす。

垂線長は何れの場合にも二〇米を超過すべからず。垂線長三米を超える迄は直角に配置せる二個の物指により方向と長さを測定して可なるも、之以上となるときは必ず器械により方向を定むるものとす。

地籍測量三角點、補助三角測量點、多角測量點間に設くる定線を主定線と稱し、二個の主定線の間に設くるものを第二定線と稱す。此定線は主として碎部測圖に用ひらるゝものにして一〇〇—一五〇

米以内なるを通常とす。

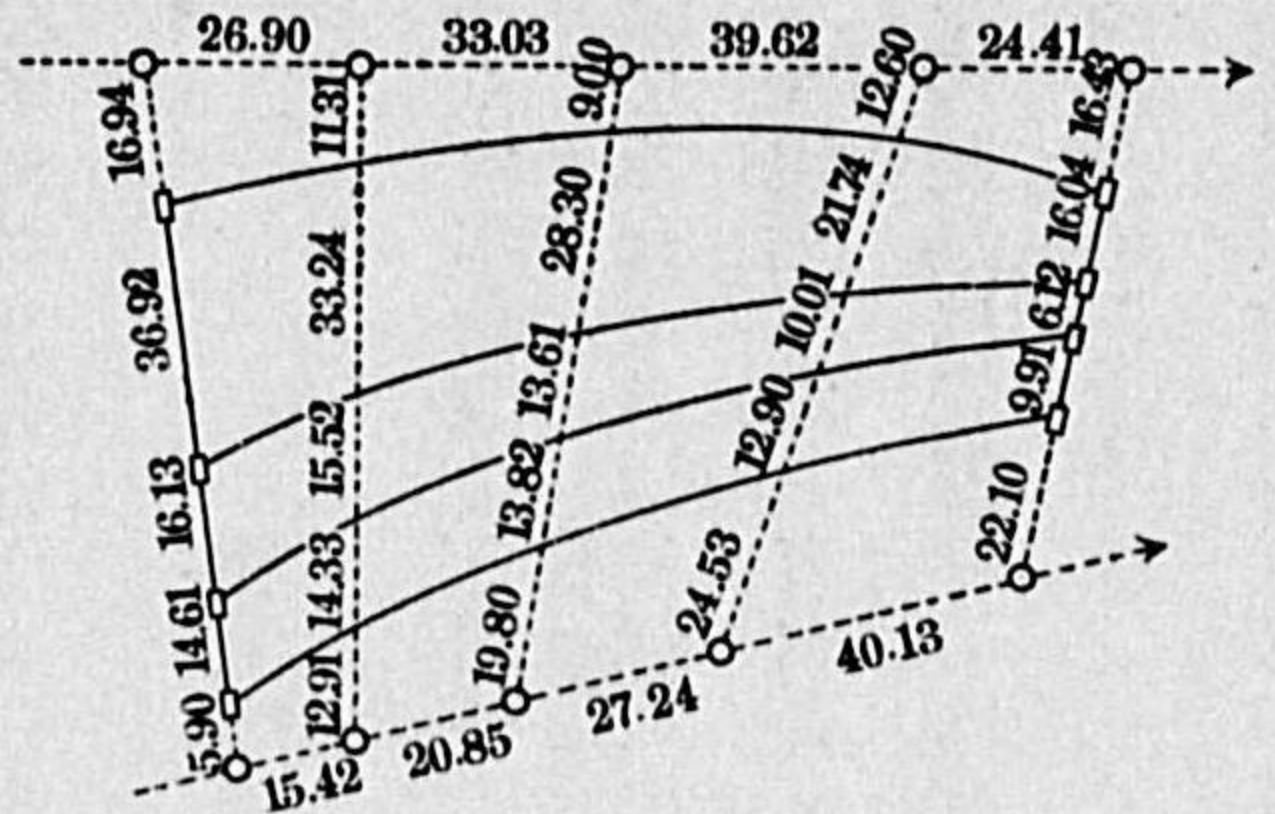
定線は一端末より其他端末を必ず望見し得るものならざるべからず。二〇〇米以上に互る距離又は起伏地を通過する定線は眼鏡の縦轉により其方向標定を行ふものとす。

定線上の區間に對し其出發點より逐次距離を測定す。其測定線水平なるときは鋼製卷尺により又は物指を端々相接する方法によるも、傾斜地に於ては小區分に分ち鉛附針等を用ひて逐次水平距離を測定す。曲線部の測量は可成之に近き折線と見做し垂線上により測定す。弧線境界は上圖の如き要領により測定せらる。

測圖用要圖 枱方眼を描ける圖紙上に先づ三角測量點、多角測量點等を坐標により記入し、其他は測量の進むに従ひ逐次圖解的に記入するものとす。此要圖は作業の進むと共に墨入れを行ひ抹消又は書加へを許さず、又補助圖葉の使用をも禁ずべきものとす。

定線長は縮尺に基き圖上に描畫せしとき其測定を點檢することを得。

第二定線の頭端坐標は、第一定線の兩端既知點よりの距離に應じ補間法を以て其坐標を決定するも



のとす。

定線の兩端坐標により計算せる長さ、現地にて測れる定線長に差違あり、其差制限を越ゆるときは更に再測するものとす。

建物の長さ及幅は直接測定を行ふ。

極坐標法による距離の光學的測定によるもの

多くは多角測量と同時に進めものにして、境界點及碎部測圖に必要な諸點は、凡て方向及距離の測定のみによる極坐標法により決定せらるゝものとす。即ち方向又は基準方位を與ふる多角測量の一點より他點に向ふ方向より出發し、各點に對し水平方向角、距離及高低角を測定するにあり。二〇米以下の距離は光學的には測定せず、鋼製卷尺の直接測定により、又建物は凡て物指により直接測定せらるゝものとす。

水平、直角及距離は凡て此野帳に記入し、檢定の爲め行へる距離の直接測量及建物の幅員等は要圖上に直接記入す。

本測量の爲めには、ウィルド又はツァイス經緯儀を使用するを可とす。

測板測圖によるもの

従來は測板に直接圖紙を貼附せるものを用ひしも、之を剥ぎ取り保存するに際し伸縮を生ずるを以て、厚さ一三耗のアルミニウム板に之を腐蝕せざる糊にて圖紙を張れるものを賞用するに至れり。

其方法は三角點及多角測量點を之に記入し、之を與點として圖解的に直接諸點の位置を決定し、碎部測圖を直接圖紙上に行ふこと在來の方法に同じ。

寫眞測量

寫眞測量は、其地域に於ける障礙物と區分の度合とに關係す。森林少き開豁地に於て殊に妙なりとす。

地上寫眞測量は、其土地に相應の高さありて、且つ外部より認識し易き如き展開地に於ては殊に有利なり。耕地、山地、廣き牧場、岩石地、近接し難き崩壊地、疎なる森林地等には其利用大なり。

下木の存する密林等は寫眞測量に不適當にして、又區分多く之が爲め地上基準點の設置多きを要する地域には賞用せられざるなり。

地上寫眞測量

寫眞測量により一筆地状態を描畫する爲めには、其境界を寫眞原板上に容易に見ること必要なり。よつて境界自然線より成り別に標示を要せざる地域には利用可なり。然れども通常境界線には特に撮影し易き目標を設けること必要にして森林の境界の如きは殊に然りとす。

此目標點としては白布製の小旗又は岩石の築山等を可とす。白布製小旗は頂點に對し頂角を配置せる一邊六〇度の三角形のものを可とす。其高さは開豁地に於ては地上一・二〇米とするも、森林内に於ては高さ樹頂に掲げ偏心位置に設置す（之が爲めには歸心原子となるべき方向と偏心距離の測定を要す）。山頂に設くべき點の爲めには一・五〇米位の石の築山を可とす。

造標に次で地上寫眞測量を行ふ爲めには次の作業を必要とす。

- 一、必要なる寫眞測量基線の決定（左及右の測點）
- 二、寫眞經緯儀を置くべき點の坐標及高度の決定
- 三、方位決定及寫眞撮影せるものを修正する爲め、若干の検査點を得べく必要なる三角測量實施（計算を含む）

四、作業基線の兩端點に於て寫眞撮影、次に乾板現像

五、寫眞測量の描寫即ち平面圖の作成

寫眞測點は測圖地方踏査の時、又は二萬五千分一、或は五萬分一地形圖に依り撰定す。測圖の縮尺、土地の見える状態、適當なる開きと器械の焦點距離に應じ定むべき作業基線の長さ、測點の坐標、製圖機の性質等は此決定を左右するものとす。

測量器械及製圖機に従ひ、撮影すべき距離は五千分一測圖の爲めには最大限三・七—五・〇糎、最小限五〇—一五〇米にして、一萬分一測圖の爲めには最大限六—一〇糎、最小限一〇〇—二五〇米とす。經濟的の爲めには測點數を可少くするを可とするも、一方糎に作業基線一個を設くるを基準とす。然れどもパノラマ的撮影を爲し得る部分には二、三點設けらるゝことあり。

地籍測量の爲め作業基線の長さは撮影距離の十分一とす。基線の兩端點間に於ける高度の差、過大ならず、相互の視視自由なるを要す。基線長は光學的測定により決定せらるゝも、距離大なるときは三角術的に決定せらるゝことあり。

撮影寫眞修正の爲めには一乾板上に三角測量により決定せられたる點少くも三點、成し得れば四點存するを可とす。三角點なき處には特に検査點として建物の屋根、小獨立樹、石の築山等を撰み之を

三角術的に決定するを必要とす。

寫真測點の位置は、通常側方交會法又は後方交會法により決定せらるゝものとす。

寫真現像は、撮影後可成速に行ふを可とす。但、乾板のエマルジオンは可成微細なるものを選び、寫真乾板よりの製圖はステレオ・オートグラフに依り器械的に製圖せらるゝものとす。

空中寫真測量

空中撮影にあたり境界線附近に自然目標あれば特に標識を設置せざるも、然らざるときは目標を設置す。即ち圓、十字、三角形等に石灰撒布による標識を以てするも可なるも、境界點に明に十字を成形する如く石灰にて塗抹せる木製水平規標を設くるを可とす。

空中碎部測圖を行ふ爲め實施すべき仕事大凡そ次の如し。

- 一、飛行及撮影計畫
- 二、機上撮影、現像、焼付
- 三、検査に用ふる點を得る爲め所要の測量及計算

四、目標位置其他既知諸點を投影せる偏歪修正準備

五、空中寫真の偏歪修正、碎部描畫及空隙の補填

飛行及撮影計畫 撮影計畫は垂直又は斜なるに従ひ、飛行方向と高度とを示せる二萬五千分一又は五萬分一地形圖上に之を行ふ。飛行の處置は地形により左右せられ、高度は地籍平面圖の縮尺と測量の爲め要求する精度により定めらる。

例へば、焦點距離三〇糎の寫真器を以て千分一縮尺の撮影を行ふ爲めには飛行高度九〇〇米にて可なり。

ステレオ寫真撮影の爲めの作業基線は、使用偏歪修正器によるも、概ね地上より飛行機に至る比高の半分又は四分一とす。

瑞西測量部にては大體二五〇〇—五五〇〇米とせり。

撮影時期は早春草木の發芽前の時期を撰むを可とす。

飛行機は飛行又は着陸場の幅員に制限あるときは之に關する設備を加ふること必要なり。

瑞西測量部專屬の飛行機は、時速一七五浬、五〇〇〇米の上空に達するに二十分を要し、高度六五〇〇米迄安定飛行をなすを得。且、制限せる距離にて着陸を可能ならしむる爲め油の制御器を

備へ、之により着陸距離を二二〇—一五〇米となすことを得たり。

空中撮影を行ふ爲めには特製のエマルジョンを塗布せる乾板を使用すべく、寫真材料の撰擇には特別の注意を必要とす。

各乾板内には少くも三點の基準點を必要とす。造標しある點は大凡そ中徑0.1mmの白點として乾板上に明瞭に現はるべし。ステレオ撮影を行へるものは其寫真器に従ひ、ステレオ・オートグラフ、ステレオ・プラニグラフ、エーロカルトグラフ等、各其乾板位置を撮影當時の状況に光學的及器械的方法により導くを得。豫て準備しある基準點に基き其位置を完全に修正し描畫に進むべきものとす。自働製圖機を使用せざるものに於ては、可成一乾板内に四點の基準點を必要とし、豫て準備投影しある基準點に基き所望の縮尺に偏歪修正器により修正を施せる後、寫真陽畫に基き逐次製圖を行ふものとす。

佛國セルスイエ地籍測量改測の實例（口繪参照）

地域大約四六〇ヘクタール、眞高八〇—一三〇米の起伏地、筆地數二、三一三にして、一ヘクター五筆地の割、千分一地籍測量圖を得るを目的とす。

寫真撮影計畫

乾板平均縮尺 三千分一

兩方向に於ける重なり 二分一

水平面に對する乾板平均傾斜 十度

ラブレリー考案のシャッター使用、寫真器鏡玉ギョルツ焦點距離三〇糎

一九二五年三月三十一日及四月十五日の兩日に最高九〇〇米の高度にて飛行、18cm×24cmの乾板一一三を撮影。

同年九月三十日空隙補填の爲め焦點距離五〇糎テッサ・クラウス鏡玉を以て一、二五〇米の高度にて飛行、撮影乾板一八を得。

乾板一二を藏せるケースにて一時間半の飛行中平均二六枚を撮影の能率を得たり。

本地域に既設及新設の三角點總數一一三、多角測量點四五（地上作業八三日、計算六六日を要せり）にして、偏歪修正に利用せる點の總數一五四、偏歪修正を行へる乾板一〇八にして、一乾板内に少くも基準點四個を採用し得たる精度次の如し。

平面位置 〇・一〇米以内

高度 〇・二〇米以内

千分一縮尺寫眞を二倍大に引伸ばし、之により現地踏査、境界決定、一筆地測量を行ひ、全作業日數一三〇日を要せり。但、平面測量の碎部點一・〇四三點中一三五點は直接測定に係るものにして、九〇八點は空中寫眞上より測定し、此中五六六點は寫眞中三方向より決定せるものにして、其平均誤差地上一〇—二〇厘の精度を得たり。

本作業全體を通じて延日數九九五人日、一六箇月半を要せり。

第六章 地籍測量圖

假地籍測量圖の調製

大都市の測量の爲めには五百分一、特に二百分一縮尺の使用を推擧す。此場合には特に平面圖調製の爲め制限誤差を定むべきものとす。

地籍平面圖の圖葉の大きさは其地の情況により異りとするも、例示せば佛國の如きは少くも二厘の縁を有する如くして $68 \times 100\text{cm}$ 大のものを以てし、又瑞西にては $70 \times 100\text{cm}$ のアルミニウム板に毎平方米少くも二八〇瓦の重さを有する優良なる紙質の圖紙を貼附せるものを以てせり。圖葉上には豫め方眼を描畫し其精度は千分一以上なることを要す。

地籍三角測量、多角測量、補助三角測量の各點の如き圖の骨格を有する凡ての點は平面圖の碎部構成前頗る細密に之を轉載す。

而して計算せられたる坐標により地上に連續測定せられたる順序に従ひ平面圖の構造線を描畫す。之が爲めコオルジネート・グラフを利用すること多し。此際次の注意を必要とす。

一、作業線の平面圖上に於ける全長は兩端坐標により計算せるものと同一ならざるべからず。
二、圖上に測定せる某部線長と現地之に對應するものは等しからざるべからず。
平面圖の分割線は鐵道、道路、水流等により、之なきときは宅地又は耕地の限界を以てす。
宅地内に構築せし家屋の壁は通常次の如く處置す。

(a) 千分一以下の縮尺のときは壁の厚さは如何なるも4/10 耗を隔つる二線にて畫く。

(b) 百分一以上の縮尺のときは壁の眞の厚さを縮尺の距離をあらはす二個の平行線にて畫く。
而して其壁單一所有者に屬するときは單矢にて、隣接者の共有に係るときは複矢を以て示す。

村界、區界、字界等は夫々着色を換へてあらはすを可とす。

三角點多角點等には夫々標高を記入すべく、尙其標高の基準面とせる面を欄外に記載し置くべし。
筆地に附すべき地番は當該規則に従ひ之を附するものとす。

測量結果の公表、異議申立受附

以上調製せる假地籍測量圖及境界決定碎部測量要圖等を若干時日間關係者に閱覽せしめ、各關係者より異議あらば其申告を受領し、且必要なる指示を供給すべき時日を通知す。之等關係者との交渉は

大凡そ一日三〇〇—四〇〇筆地を基準として可なるが如し。異議申立受領後、要すれば現地に於て必要なる測量又は點檢を行ひ、後、正當なりと認むるものに就て其變更を記入するものとす。

面積の計算

假平面圖出來するも異議申立受領後必要なる修正を加へたる上に於て初めて面積の計算に移るべきものとす。

面積の計算は次の如く行ふ。

- 一、課税筆地と無課税筆地とを區分して面積を計算す。此作業は二回行はれざるべからず。
- 二、道路、水流、公共廣場、其他筆地を成形せる土地等の面積計算。此作業も二回行ふ。
- 三、集團筆地を計算法により測定し各筆地測定面積總和の檢査に供す。

面積の計算は複桎尺を以て三角形に分ちたる面積計算によるか、又はプラニメーター測定によるものとす。土地高價なるときは第一地上測定長により計算を行ひ、第二プラニメーター其他の圖解計算法によるものとす。プラニメーターは不規則なる形の筆地面積測定に特に賞用せらる。此器械を用ふるときは圖形の周圍に就て二回復行するものとす。

計算に進む前に紙の湿度状態を調査する爲め物指をあて方眼の精密なる幅員を測定す。
第二回測定は同日中に行ふとするも若干時間の間隔を置くことを必要とす。

地籍測量圖の完成

以上の手續を以て地籍測量圖を完成し、要すれば之を複作す。

複作は寫眞亞鉛版印刷法により又は直燒印刷法等による。

土地高價なる地方にして製圖中面積の伸縮を避くる爲め製圖作業を直接亞鉛版上に行ふものあり。
佛國地籍測量改測圖の如きは此要領によれり。

綜合一覽圖の作製

綜合一覽圖は土地の狀況に従ひ五千分一又は一萬分一縮尺にて製圖せらる。之に記載すべきもの次の如し。

- (a) 各種三角點及圖の明瞭を害せざる程度に多角測量點
- (b) 水準點

(c) 國界、縣界、郡界、村界等

(d) 各種地物

(e) 等距離一〇米の水平曲線

地籍測量圖に記載しあらざる地物其他を測圖する爲めには測板法、寫眞測量法、又は兩種の併用によるものとす。

地籍測量の保存

地籍測量の保存とは爾後にあらはるゝ土地所有權の状態上の變化を記録し、土地登記の用に供する外、測量標識の保存を行ひ、土地臺帳と土地財産状態の完全なる合致を得んとするにあり。

三角測量 有力なる監視機關を設け充分に之を保護すると共に、移轉を必要とする場合には其要求に應じ又損害等に對しては再設の爲め必要なる測量を行ふものとす。

一筆地測量 所有者の變更、境界、建物等の改廢、道路、水流、運河、鐵道等の變更に對する修正測量を行ふ。之が爲め關係所有者には必要なる事項を必ず申告すべきものとす。

保存の爲めに行ふ測圖の精度は原測圖のものと同じ。

其四 基線長計算簿

基線長計算式 $L = nL_{15} + \sum[l-l'] - \sum C + 25n(t-15)\alpha$

但, L ハ基線長, L_{15} ハ基線尺長(15°C = 於ケル) = $25 + l_{15}$

C ハ傾斜改正値 = $-\frac{h^2}{2 \times L_{15}}$, h ハ各節高低差(米)トス。

附録第一
基線測量計算例

番 號	節間長	往 (l-l')		高 低 差	改 正 値 C	復 (l-l')	
		+	-			+	-
東端點							
1	22.8	19.6		0.19	0.72	19.4	
2	25.0	3.1		0.11	0.24	3.6	
3		1.4		0.26	1.35	2.2	
4		1.1		0.24	1.15	2.3	
5		6.7		0.06	0.07	6.6	
6		2.2		0.05	0.05	2.0	
7		1.0		0.12	0.29		1.0
8			0.9	0.00	0.00		1.0
9		0.1		0.18	0.65	0.6	
10		1.8		0.14	0.39	1.6	
11			1.2	0.39	3.04		0.8
12		1.1		0.43	3.70	2.3	
13		0.9		0.25	1.25	3.6	
14		2.9		0.00	0.00	3.9	
15		5.1		0.01	0.00	6.5	
16			2.2	0.02	0.01	0.0	
17		8.6		0.01	0.00	9.6	
18			0.9	0.06	0.07	0.1	
19		3.2		0.04	0.03	3.6	
20		1.4		0.08	0.13	2.8	
21		2.7		0.08	0.13	3.9	
22		4.4		0.03	0.02	6.1	
23		5.8		0.02	0.01	3.9	
24		14.9		0.01	0.00	15.6	
西端點		0.4		0.12	0.29	0.5	
		88.3	5.2		13.59	100.7	2.8

$\sum(l-l') = 0.083$

$\sum C = 0.014$ $\sum(l-l') = 0.098$

溫度平均 12.1°

13.0°

$25 \cdot n(t-15)\alpha = 25 \times 25 \times (-2.9) \times 114$
mm
= 20.5

$25 \times 25 \times (-2.0) \times 114$
mm
= 14.4

$nL_{15} = 24 \times 25 + 22.80 + 25 \times 3.34 = 623.635$

往 $L = 623.635 + 0.083 - 0.014 - 0.020$
m
= 623.684

復 $L = 623.635 + 0.098 - 0.014 - 0.014$
m
= 623.705

決定基線長 m
623.69

五

其二 某基線測定簿

自東端點 至西端點

基線尺 No.7 鋼製卷尺 昭和 8. XII. 13. 午後 天候曇 讀定者 前某某 後端某

時	番 號	後 端	前 端	差	平 均	溫 度	備 考
(節間距離)	東端點	3.5	23.1	+19.6			
m	1	55.0	74.8	+19.8			
22.80		75.5	95.0	+19.5	+19.6	11.8	
25.00	2	5.5	8.7	+ 3.2			
		24.0	27.0	+ 3.0			
		33.0	36.1	+ 3.1	+ 3.1	11.7	
		中	略				
11	11	2.8	3.9	+ 1.1			
		15.0	15.9	+ 0.9			
		32.0	33.2	+ 1.2	+ 1.1	11.2	
12	12	4.8	5.5	+ 0.7			
		35.5	36.5	+ 1.0			
		53.1	54.0	+ 0.9	+ 0.9	11.0	讀定者交代
24	24	中	略				
		5.8	6.0	+ 0.2			
		14.6	15.0	+ 0.4			
西端點	35.4	36.0	+ 0.6	+ 0.4	13.5		
					12.1	(溫度平均)	

附録第一
基線測量計算例

其三 某基線水準測量簿

自東端點 至西端點 昭和 8. XII. 13. 午前 10 時 測定者某

番 號	後 視	前 視	高 低 差	
			+	-
東端點	m 0.321			
1	0.523			0.202
2	0.630			0.107
3	0.921			0.291
4		0.852	0.069	
5		0.791	0.061	
6		0.671	0.120	
7	1.086	0.668	0.003	
8	1.086		0.000	
9	1.105			0.019
10		1.120		0.015
11		0.722	0.398	
12		1.151		0.429
24	中	1.026	略	
西端點		1.006	0.020	
			2.162	3.534
				2.162
				-1.372
				東端點→西端點

五〇

附錄第二 基線方位計算例

基線南端點 昭利7年10月31日 天候晴和風北西 時計 No. 1697
觀測者 C 測器 C.B.No. 8628

標	目	觀測ノ時	跨乘水準器				水平輪郭			
			左	右	和	改正	度分	I	II	和
1	北端點 = m	0°					180° 1'	9"	26"	35"
			m				179 4	8	25	33
			s				359 2	17	25	42
			m				0 0	8	17	25
平均		T _r = 7 12 16.00	m _r = 180° 1'		37.0"	S _r = 179° 4'	33.0"			
		T _l = 18 10.00	m _l = 0 0		25.5"	S _l = 359 2	41.5"			
2	90°	90°					90° 0'	11"	24"	35"
			m				89 2	14	24	38
			s				269 4	4	16	20
			m				270 1	15	29	44
平均		T _r = 7 29 28.50	m _r = 90° 0'		36.5"	S _r = 89° 2'	39.0"			
		T _l = 36 45.50	m _l = 270 1		44.0"	S _l = 269 4	22.0"			

基線南端點 10月31日 α = 1 39 7.59 δ = 88°56'43.8" φ = 46°23'31.0"

標	No. 1	0°		90°	
		r	l	r	l
T _r	7 12 16.00	7 18 10.00	7 29 28.50	7 36 45.50	
	2 2.50	2 2.50	2 2.50	2 2.50	
ΔT	0.06	0.07	0.08	0.08	
δT(T _r - T _l)	7 14 18.44	7 20 12.43	7 31 30.92	7 38 47.92	
T _l	1 39 7.59	1 39 7.59	1 39 7.59	1 39 7.59	
t	5 35 10.85	5 41 4.84	5 52 23.33	5 59 40.33	
t'	83°47' 42.8"	85°16' 12.6"	88°5' 50.0"	89°55' 5.0"	
log cot δ	8.26 497	8.28 608	8.28 638	8.28 608	
log tan φ	0.02 111	8.91 623	8.52 119	7.15 540	
log cos t	9.03 375	8.42 630	9.99 976	0.00 000	
log a = [Σ]	7.31 983	7.20 241	6.80 427	6.44 148	
log cot δ	8.26 497	8.42 630	8.42 630	8.42 630	
log sec φ	0.16 133	9.99 852	9.99 976	0.00 000	
log sin t	9.99 745	69	28	1	
1/(1-c)	91				
log tan B	8.42 466	8.42 551	8.42 634	8.42 631	
log 0.319	9.5038				
log cos B	9.9998				
log d _r	9.5036				
log b	0.1461	0.2041	0.3010	0.5802	
log cot z	0.0211	0.0211	0.0211	0.0211	
log db	0.1672	0.2252	0.3221	0.4018	
+m	180° 1' 37.0"	0° 0' 25.5"	90° 0' 36.5"	270° 1' 44.0"	
-m	179 4 33.0	359 2 41.5	89 2 39.0	269 4 22.0	
B	1 31 22.5	1 31 33.3	1 31 43.8	1 31 43.4	
+t	0.3	+	0.3	+	
-t	1.5	-	1.7	-	
A	359 25 40.3	359 25 69.3	359 25 71.9	359 25 36.4	
平均	359° 25' 54.80"		359° 25' 54.15"		

附錄第二 基線方位計算例

五二

附錄第三 三角測量計算例 其一

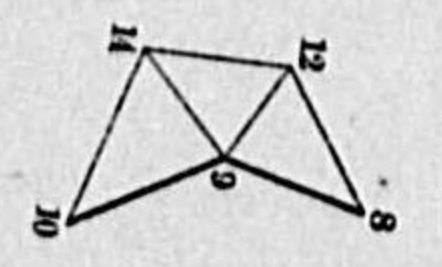
佛國地籍測量實例計算例 = ヨル。 註 角度ハ 400g 制ヲ採用シテリ, CG ハ G (グラマー) ノ 1/100, mg ハ 同 1/1000 ヲ示ス。

三角點名	觀測ノ時	三角形ノ組	第一平均角	第二平均角	第三平均角	第四平均角	三角邊ノ方位計算	興隆及 B, C 角 (第三平均後)	B C 角正誤差	B C 角正誤差ノ修正	決定邊及修正角正誤差ノ對數	邊長	三角綱圖
A = XII B = XI C = I	170.011	60.542	543	543	543	543	A→C 方位 = 317.125 +/-C = +60.543	log AC = 3.06642	+1	-1	log sin A = 9.91063	962.39	
	109.469	89.171	543	543	543	543	A→B 方位 = 317.668 C→A 方位 = 117.125	log sin B = 0.00631	+1	-1	log AC = 3.06642 = log AC	1165.24	
	32.451	50.285	285	285	285	285	A→B 方位 = 317.668 C→B 方位 = -50.278	log sin C = 9.85142	+1	-1	log sin B = 0.00631	839.66	
	253.432	199.998	000	000	000	000	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +66.847				839.66		
A = XII B = 8 C = 7	297.194	57.183	183	183	183	183	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +57.183	log sin B = 0.08001	+5	-3	log sin A = 9.89334	789.62	
	170.011	62.632	532	532	532	532	A→B 方位 = 318.851 C→A 方位 = 177.668	log sin C = 9.97883	+2	-1	log AC = 2.92410 = log AC	839.66	
	10.087	80.286	285	285	285	285	A→B 方位 = 318.851 C→B 方位 = -80.278				839.66		
	347.555	290.001	000	000	000	000	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +97.390				961.40		
A = XII B = 9 C = 8	289.890	62.606	604	604	604	604	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +62.604	log sin B = 0.02669	+1	-1	log sin A = 9.92082	805.20	
	227.194	92.917	915	915	915	915	A→B 方位 = 317.668 C→A 方位 = 234.851	log sin C = 9.87837	+8	-6	log AC = 2.96930 = log AC	961.40	
	146.239	44.483	481	474	474	474	A→B 方位 = 317.668 C→B 方位 = -44.474				961.40		
	55.322	200.006	010	000	000	000	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +190.377				961.40		
A = XII B = 10 C = 9	359.550	69.750	750	750	750	750	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +69.751	log sin B = 0.04369	+3	-2	log sin A = 9.94901	611.74	
	289.890	712.921	922	922	922	922	A→B 方位 = 317.668 C→A 方位 = 297.455	log sin C = 9.89944	+5	-3	log AC = 2.79275 = log AC	622.14	
	219.143	58.328	328	328	328	328	A→B 方位 = 317.668 C→B 方位 = -58.321				622.14		
	147.222	199.999	000	000	000	000	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +239.134				622.14		
A = XII B = 11 C = 10	53.092	93.542	541	541	541	541	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +93.542	log sin B = 0.15950	+3	-2	log sin A = 9.99776	783.73	
	359.550	48.711	710	710	710	710	A→B 方位 = 317.668 C→A 方位 = 267.296	log sin C = 9.89637	+5	-3	log AC = 2.73697 = log AC	545.72	
	48.763	57.750	749	749	749	749	A→B 方位 = 317.668 C→B 方位 = -57.741				545.72		
	0.062	200.003	000	000	000	000	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +267.296				545.72		
A = XII B = 11 C = 11	109.469	56.377	377	377	377	377	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +56.377	log sin B = 0.27736	+11	-8	log sin A = 9.88890	909.76	
	53.092	35.412	412	412	412	412	A→B 方位 = 317.668 C→A 方位 = 60.748	log sin C = 9.99638	+11	-8	log AC = 2.79275 = log AC	620.51	
	144.597	108.211	211	211	211	211	A→B 方位 = 317.668 C→B 方位 = -108.204				620.51		
	109.185	200.000	000	000	000	000	A→C 方位 = 317.668 +/-C = +352.644				620.51		

附錄第三 三角測量計算例

五三

三角點名 1	觀測方向角 2	三角形之組 3	平均 4	平均 5	平均 6	平均 7	三角邊ノ方位計算 8	與邊及 B, C 角 (第三平均後) 9	B C 角正誤差 10	B C 角正誤差 11	決定邊及修正角正誤ノ對數 12	邊長 13	三角測量圖
A = { 9 B = { 12 C = { 8	E 82.364 14.112 397.625 314.125 100.660 52.413	E 68.252 83.500 48.247 199.999	mg 253 500 247 000	mg 273 500 247 000	mg 253 500 247 000	mg 253 500 247 000	A→C 方位 = 390.397 +L C = +68.253 A→B " = 58.630 C→A " = 190.377 -L C = -48.250 C→B " = 142.127	log AC = 2.90530 log sin B = 0.01475 log sin C = 9.88719	+ 2 + 7	+ 1 + 2	log sin A = 9.94360 log AC = 2.90530 = log A log sin B = 0.01476 log sin C = 9.88721 2.75737 = log AB	731.59 805.20 572.62	一部相同ノ三 角形群
A = { 9 B = { 14 C = { 12	386.651 310.151 317.692 247.185 72.704 19.531	76.500 70.327 53.173 200.000	500 500 173 000	500 500 173 000	501 326 329 173	501 326 329 173	A→C = 58.630 +L C = +104.003 A→B = 135.131 C→A = 230.134 -L C = 335.131 -L C = -55.461 C→B = 279.670	log sin B = 0.04899 log sin C = 9.87009	+ 3 + 6	+ 2 + 1	log sin A = 9.96971 log AC = 2.75787 = log AC log sin B = 0.04900 log sin C = 9.87011 2.67698 = log AB	597.83 572.62 475.31	
A = { 9 B = { 10 C = { 4	291.192 147.191 215.320 174.757 111.185 55.721	104.001 40.533 53.464 199.998	002 533 465 000	002 533 464 000	003 533 536 464	003 533 536 464	A→C = 135.131 +L C = +104.003 A→B = 230.134 C→A = 335.131 -L C = -55.461 C→B = 279.670	log sin B = 0.22582 log sin C = 9.88873	+ 9 + 5	+ 3 + 1	log sin A = 9.99914 log AC = 2.67698 = log AC log sin B = 0.22585 log sin C = 9.88874 2.78657 = log AB	797.94 475.31 611.74	



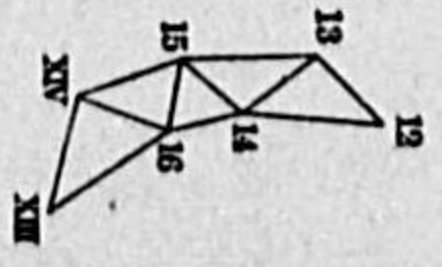
第5行ノ合計.....=248.755-
閉塞差ノ對數.....=248.757+
代數和.....D= 0.002

9行ノ對數和 = 2.78647-
閉塞差ノ對數 = 2.78657+
代數和 d = 10+

和 l = +32 +10
C角ノ修正 c = d / l = +32 / +10.3cg
B角ノ修正 c' = -c = -0.3cg

閉塞角ノ計算
LXI-9-10 = 58.321
LXII-9-8 = 92.922
L8-9-10 = 151.243
400.000
151.243
248.757
其 一 参照

三角點名 1	觀測方向角 2	三角形之組 3	平均 4	平均 5	平均 6	平均 7	三角邊ノ方位計算 8	與邊及 B, C 角 (第三平均後) 9	B C 角正誤差 10	B C 角正誤差 11	決定邊及修正角正誤ノ對數 12	邊長 13	三角測量圖
A = { 14 B = { 13 C = { 12	E 89.388 12.143 330.195 259.870 1.098 348.637	E 77.215 70.325 52.461 200.001	mg 214 325 461 000	mg 212 325 462 000	mg 212 325 462 000	mg 212 325 462 000	A→C 方位 = 5.460 +L C = +77.212 A→B " = 82.672 C→A " = 205.460 -L C = -52.467 C→B " = 152.993	log AC = 2.77638 log sin B = 0.04899 log sin C = 9.86664	+ 3 + 7	- 1 - 3	log sin A = 9.97156 log AC = 2.77638 = log AC log sin B = 0.04898 log sin C = 9.86661 2.69117 = log AB	626.79 597.83 491.10	鎖狀三角形群
A = { 14 B = { 15 C = { 13	294.017 211.010 276.802 214.632 311.915 257.195	83.007 62.270 54.720 199.997	008 271 721 000	008 271 721 000	008 271 721 000	008 271 721 000	A→C = 82.672 +L C = +83.008 A→B = 165.680 C→A = 282.672 -L C = -54.726 C→B = 227.946	log sin B = 0.08130 log sin C = 9.87942	+ 5 + 6	- 3 - 3	log sin A = 9.98435 log AC = 2.69117 = log AC log sin B = 0.08117 log sin C = 9.87939 2.65173 = log AB	571.07 491.10 448.46	
A = { 15 B = { 16 C = { 14	182.426 105.001 164.416 114.194 209.730 137.377	77.425 50.222 72.353 200.000	425 222 353 000	425 222 353 000	425 222 353 000	425 222 353 000	A→C = 165.680 +L C = +77.425 A→B = 243.105 C→A = 365.680 -L C = -72.358 C→B = 293.322	log sin B = 0.14901 log sin C = 9.95769	+ 7 + 3	- 3 - 1	log sin A = 9.97210 log AC = 2.65173 = log AC log sin B = 0.14898 log sin C = 9.95768 2.75829 = log AB	592.67 448.46 573.31	
A = { 16 B = { 15 C = { 14	10.276 319.534 56.433 399.899 52.914 0.191	90.742 56.534 52.723 199.999	743 534 723 000	743 534 723 000	743 534 723 000	743 534 723 000	A→C = 243.105 +L C = +90.743 A→B = 333.848 C→A = 43.105 -L C = -52.708 C→B = 380.377	log sin B = 0.11293 log sin C = 1.86729	+ 5 + 6	- 3 - 3	log sin A = 9.98539 log AC = 2.75839 = log AC log sin B = 0.11070 log sin C = 9.98726 2.73585 = log AB	731.10 573.31 544.31	
A = { XIV B = { XIII C = { 16	97.887 12.153 169.067 132.972 392.280 314.110	65.734 36.095 78.170 199.999	735 095 174 000	735 095 174 000	735 095 174 000	735 095 174 000	A→C = 333.848 +L C = +85.736 A→B = 19.584 C→A = 133.848 -L C = -78.174 C→B = 55.674	log sin B = 0.26995 log sin C = 9.97395	+ 11 + 2	- 6 - 1	log sin A = 9.98900 log AC = 2.73585 = log AC log sin B = 0.26989 log sin C = 9.97394 2.97968 = log AB	987.96 544.31 954.30	



第5行ノ合計.....=112.195-
閉塞差ノ對數.....=112.198+
代數和 D = 0.003+

9行ノ對數和 = 2.97965-
閉塞差ノ對數 = 2.97968+
代數和 d = 27-

和 l = +55 -27
C角ノ修正 c = d / l = -27 / -0.5cg
B角ノ修正 c' = -c = +0.5cg

基準方位差ノ計算
L2-14方位 = 5.460g
XIV-XIII方位 = 293.262
差 = 112.198

附録第四 多角測量計算例

佛國地籍測量書計算例ニヨル。角度ハ 400g ヲ採用シアリ。

其一 多角線方位ノ修正例

道線 R-35

測 站	角 值 (前視+400g)-(後視+200g)				平均角 D_m 及 決定角 D_c	修正量	各邊ノ方位
	第一回 D_1	二回 D_2	三回 D_3	四回 D_4			
RV 9	原方位	cg Z_0	cg	cg			g 183.80
RVY	358.28	30	30	28	358.29	0	142.09
VY 1	21.59	57	57	59	21.58	0	163.67
VY 2	3.41	43	42	42	3.42 ¹	-1	167.08
VY 3	398.57	57	54	56	398.56 ⁵	-1	165.63
VY 4	356.13	15	14	14	356.14 ³	-1	121.76
VY 5	391.70	69	71	70	391.70	0	113.46
35	240.06	05	06	07	240.06	0	353.52
26							
35	D_m ノ計 1769.75 ²					-3	
26	到着方位						353.52
閉塞差ノ計算	出發點ノ方位 $Z_0 =$						183.80
	D_m ノ計						1769.75
	和						1953.55
	到着ノ方位						353.52
	差						1600.03
	閉塞差 ($D_m =$ 施スベキ修正量)						- .03

備考 角値ハ又 前視-(後視+200g)

其二 交會多角線ノ方位平均例

RV9-RVY邊方位ノ計算

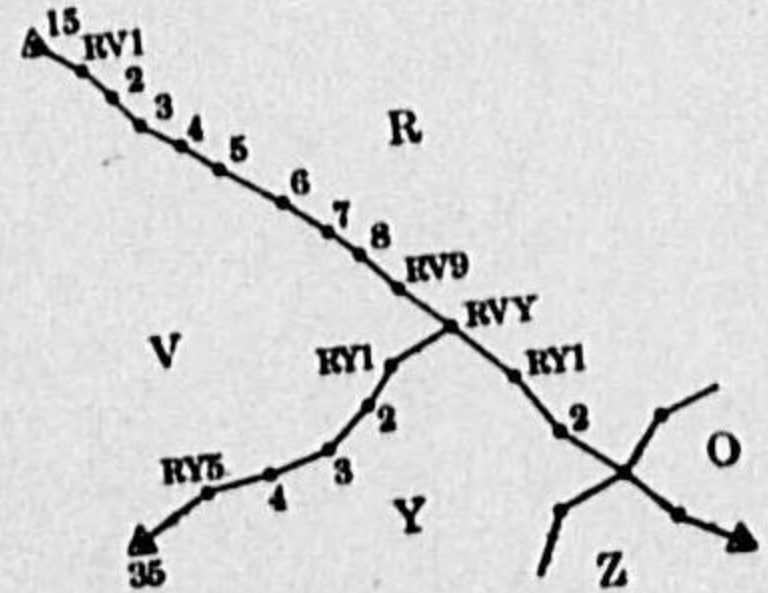
多角線名	最遠邊ノ 測定方位 Z_p	$Z_p - Z_m = d$	邊 數 n	重 量 P	$P \times d$	最遠邊ノ決定方位ノ計算
RVY-34	g 183.81	cg 4	7	70	280	$\frac{\sum(P \times d)}{\sum P} = \frac{623}{189} = 0.03$ $Z_m = 183.77$ 計 $Z_r = 183.80$
RVY-35	183.77	0	7	70	0	
RVY-15	183.84	7	10	49	343	
			計	189	623	

備考

$Z_m = Z_p$ ノ最小値

$n =$ 各多角線ノ角ノ數

$P =$ 自己以外ノ多角線ノ邊數ノ積



其三 多角點ノ坐標計算例

角頂	邊長 L	邊方位 z	第一邊長ニ對カレ タル方位 z'		存數 x y	Log $\cos z'$	Log L	Log $\sin z'$	横 坐 標 ノ 計 算		縦 坐 標 ノ 計 算						
			z'	z''					z' ± c = x	修正數 c	X	Log L, $\sin z'$ = log y'	y' ± c' = y	修正數 c'	Y		
RVY	37.75	142.09	57.91	57.91	+	1.78818	1.57692	1.89724	1.36510	出發點ノ 23.18	+	714616.53	1.47416	出發點ノ 79	+	99287.45	
VY 1	83.49	163.67	36.33	36.33	+	1.92507	1.92163	1.73255	1.84670	70.26	+	714593.35	1.65418	29.80	+	99257.66	
2	69.75	167.08	32.92	32.92	+	1.96915	1.84354	1.69405	1.78269	60.63	+	714533.08	1.55759	08	+	99212.88	
3	102.21	165.63	34.37	34.37	+	1.98337	2.00949	1.71099	1.94286	87.67	+	714462.44	1.72048	6	+	99178.12	
4	101.92	121.76	78.24	78.24	+	1.82529	2.00836	1.97412	1.63855	34.16	+	714340.59	1.98238	1	+	99125.61	
VY 5	129.50	113.46	86.54	86.54	+	1.32192	2.11227	1.99022	1.43419	7.18	+	714313.40	2.10249	58	+	99029.62	
35																	

道線全長 = 524.62
 長度ノ制限 $T = 0.010 \sqrt{L + 0.000407L + 0.105} = 0.333$
 方向ノ制限 $T = 0.000337 + 0.05 = 0.15$
 矢ノ道線ノ終始兩端ヲ連ナル概算ノ方向トス
 矩形ノ長度ノ制限ト方向ノ制限ノ二倍ニ相應スル尺
 度ヲ以テ圖成ス。●ハ c 及 c' = 相應スル長ヲ以テ
 圖成セル點トス。此點矩形ノ範圍内ニ存スルトキハ
 c 及 c' ヲ配分シ各ヲザル時ハ全計算ヲ檢査ス。

修正量計 - 0.05
 $X_f - X_0 = -303.13$
 $- \sum x' = +303.08$
 $\sum y' = -384.56$
 $Y_f - Y_0 = -384.41$
 $- \sum y' = +384.55$
 修正量計 + 0.15

附錄第五

町村地圖調製方ノ件

明治二〇年六月二十二日
大藏大臣内訓第三八九〇號

町村地圖調製式及更正手續

- 第一項 地圖ヲ調製スルニハ別紙町村製圖略法ニ據ルモノトス
但シ從來ノ分間法等ニ據ルモ便宜タルヘシ
- 第二項 地圖ハ村圖字圖ノ二種ヲ製スルモノトス村圖ニハ(イ)號雛形ノ如ク每字ノ地形ヲ畫キ字圖ニハ(ロ)號雛形ノ如ク每筆ノ地形ヲ畫クモノトス
- 第三項 市街地ハ全市街ヲ數區ニ區劃スルカ若クハ一町毎ニ(ハ)號雛形ニ倣ヒ其地圖ヲ調製スルモノトス
- 第四項 地圖ハ(イロハ)號雛形ニ依リ其符號及書式ニ從ヒ調製スルモノトス
- 第五項 町村圖ハ五間ヲ以テ曲尺一分 即チ 三千分一 トシ字圖ハ一間ヲ以テ曲尺一分 即チ 六百分一 トス
- 第六項 地圖ノ用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ裏打ヲ爲スモノトス
- 第七項 字圖ハ美濃紙ヲ用フト雖トモ大ナルモノハ二枚以上ヲ繼合セ又小ナルモノハ一枚中ニ二字以上ヲ畫クモ妨ナシ
但シ僅ニ紙幅ニ餘レルモノハ紙片ヲ張足シ折返置クモノトス

第八項 町村圖ハ一部字圖ハ正副各一部ヲ府縣廳及戶長役場ニ備置クモノトス

第九項 地圖調製後土地ノ異動ニ係ルモノハ府縣廳及戶長役場ニ於テ其願屆書ニ就キ第八項ノ副圖ニ其時々貼紙ヲ以テ修正スルモノトス

第十項 地圖調製後道路河川ノ位置變更スルカ又ハ鐵道ノ敷設等其他ノ事故ニ由リ町村ノ大體ニ變易ヲ來シ其儘差置キ難キモノハ再製スルモノトス

第十一項 地圖八年々異動地ヲ修正セシ副圖ニ就キ正圖副圖共十ヶ年毎ニ更ニ調製シ年月ヲ記載シ圖者之ニ記名捺印スルモノトス

但シ本圖明瞭ニシテ其儘使用シ得ラルヘキモノハ新調スルノ限ニ在ラス

第十二項 棚田ノ如キ一筆内細小ノ區劃アリテ一々畦畔ヲ記入シ難キモノハ枚數ヲ掲記シ別紙ニ記載添附スルモ妨ケナシ

町村製圖略法

第一項 圖ヲ製スルニハ第七圖ニ示ス見透器 原名アリダート在來ノ板ヲ用ヒテ量地スルヲ可トス
分見ノ器械ニ類スルモノ

此見透器ハ使用簡易ニシテ地形ヲ直チニ製圖板上ニ縮寫スルヲ得ルモノナリ

第二項 見透器ハ左ノ附屬品ヲ具備スルヲ要ス

羅針盤 製圖板 三脚臺 示心器 圖上ノ點ヲ地上ノ測點
上ニ据エル器械ナリ 垂球

第三項 字圖ハ六百分ノ一即チ一間六尺ハ曲尺ノ一分一尺ハ曲尺ノ一厘六毛六糸餘ニ相當スルヲ以テ實地ノ模様ニヨ

リテハ前項ニ示ス示心器ヲ用ヒサルモ大差ヲ生スルノ憂ヒナシ故ニ従前ノ板分見法ヲ用フルモ亦妨ケナシ

第四項 製圖ニ著手セント欲スルトキハ先ツ左ノ諸品ヲ用ヒテ量地スヘシ

見透器附屬品共

間 繩 苧繩竹繩或ハ棕梠繩ノ類ニテ成ルヘク伸縮セサル品ヲ用フヘシ測鏈又ハ卷尺(原名テープ)ヲハ用フル

ハ最良シトス

測 標 即チ梵天ニシテ竹桿ノ眞直ナルモノヲ用ヒ標旗ヲ付スヘシ尤モ紅白又ハ黑白ノ塗分ノ桿ヲ用フルヲ善ト

ス

製圖紙 美濃紙ヲ用フヘシ但シ板上薄糊付又ハ銀留或ハ輪ゴム等ヲ以テ風散セサル様注意スヘシ

兩脚規 原名コンパス

三角規

鉛筆

第五項 宅地田畑等地面平坦ニシテ樹林家屋等ノ見透ヲ妨ルモノナキ一筆ノ土地ヲ板上ニ縮寫スルニハ第一圖ノ如ク
其土地ノ中央ト視認メタル位置ニ製圖板ヲ据ヘ(製圖板ニ製圖紙ヲ糊著シ)見透器ニ附著セル水準器ニ據リテ能ク水
平ナラシメ製圖板ヲ回轉シテ羅針ノ方位ヲ正シ此羅針盤ヲ定規トシ製圖紙端ニ南北線ヲ畫シ製圖板ニ示心器ヲ咬
マセ測點ノ中心ヲ定ム即チ基點ナリ後此點ニ見透器ノ零點ヲ宛テ置キ以テ(イ)ノ測標ヲ見透シテ其距離ヲ丈量シ

得タル處ノ間數ヲ虛線ニテ畫シ其線端ニ(い)ノ符號ヲ印シ且其傍ニ間數ヲ記載スヘシ次ニ又見透器ヲ轉シ(ロ)ノ
測標ヘ向ケ基點(中)ヨリ(ロ)ノ測標ヲ見透シ其距離ヲ量リ虛線ヲ畫シ其線端ニ(ろ)ノ符號ヲ印シ間數ヲ傍記シ且
(イロ)即チ紙上ノ(いろ)ノ間ニ實線ヲ畫スヘシ

而シテ順次前ノ如ク(ロハ)(ハニ)(ニホ)(ホイ)等ニ實線ヲ畫スレハ自カラ其土地ノ實形ヲ板上ニ顯ハスヲ得ヘシ
故ニ(イ)ヨリ(ロ)(ロ)ヨリ(ハ)(イ)ヨリ(ハ)等ノ距離ヲ知ラント欲セハ先ツ曲尺ヲ以テ(い)ヨリ(ろ)(ろ)ヨ
リ(は)(い)ヨリ(は)等ノ距離ヲ測リ以テ其間數ヲ得ルナリ

第一圖(挿入ヲ略ス)

第六項 測地ノ模様ニヨリ中央基點ト爲ササルトキハ第二圖ノ如ク測地ノ一端假令ハ(イ)ニ基點ヲ定ムルヲ便トス其
施業方ハ總テ前項ノ法ニ據リ(イロ)(イハ)等ノ距離ヲ丈量シテ(いろ)(いは)ノ如ク紙上ニ縮寫スヘシ若シ又第三
圖ノ如キ地形ニシテ基點(イ)ヨリ(ハ)ノ測標ヲ遮斷スルモノアリテ見透スコト能ハサルトキハ(イロ)(イニ)(イ
ホ)ハ前項ノ法ニヨリ先ツ之ヲ縮寫シ其他(ロハ)及ヒ(ハニ)ノ距離ヲ丈量シテ得タル間數ヲ兩脚規ヲ以テ紙上ノ
(ろ)及ヒ(に)ノ點ヲ圓心トシテ弧線ヲ畫スルトキハ其切合ハ即チ求ムル所ノ(は)ノ點ヲ顯スヘシ或ハ又(ロ)ノ點
ニ測量器ヲ移シテ(ロ)ヨリ(ハ)ヲ見透シ其距離ヲ丈量シテ(は)點ヲ求ムルモ亦可ナリ

第二圖、第三圖(挿入ヲ略ス)

第七項 數筆ヲ連接シテ製圖セントスルトキ或ハ第四圖ノ如キ測内地ニ家屋又ハ森林丘阜其他ノ障礙物アリテ各測點
ヲ見透シ能ハサルトキハ先ツ(イ)ヲ基點トナシ前法ノ如ク(イホ)(イロ)ヲ見透シ其距離ヲ丈量シテ(いほ)(いろ)

ノ實線ヲ引キ夫ヨリ製圖板ヲ(ロ)ノ處ニ移シ先ツ見透器ヲ(いろ)ノ線ニ正當セシメ(イ)ヲ見返シ以テ板ノ位置ヲ定メ而シテ後(ハ)ヲ見透シ且其距離ヲ丈量シテ紙上ニ(ろは)ノ實線ヲ引クヘシ又測量器ヲ(ハ)ニ移シ見返スコト等總テ(ロ)點ニ於ケルカ如ク等シキ順序ヲ以テ施業スヘシ最後ニ至テ(ニホ)ノ點接合スレハ全ク地形ヲ製圖紙ニ寫シテ誤謬ナキモノト認ムヘシ但シ終リニ至テ接合セサルコト間々之アルモノ故ニ若シ他點ノ見ユルアラハ見透シ置キ誤謬ヲ正スノ用ニ供スヘシ

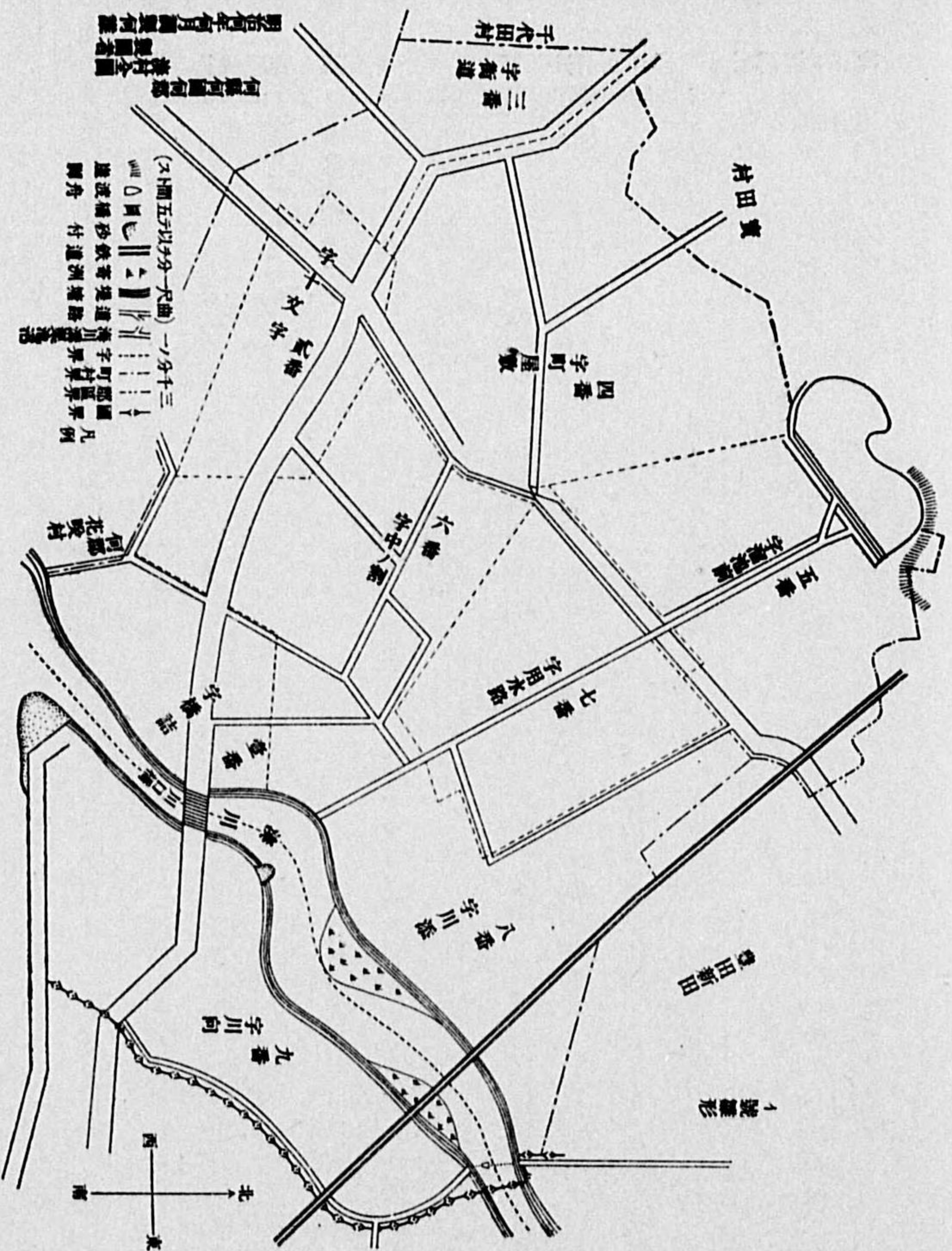
第四圖(挿入ヲ略ス)

第八項 池沼等一目シテ四至境界ヲ見透スヲ得ルト雖モ自由ニ丈量ヲナシ難キ場合ニ於テハ第五圖ニ示ス如ク池沼ノ邊ナル(イ)及ヒ(ロ)ノ二點ニ於テ施業スヘシ其ノ方法ハ總テ前項ニ掲クルカ如クニシテ第一(イ)ニ於テ(ロ、ハ、ニ)等ナル各測點ヲ見透シ各其方向ニ虛線ヲ畫シ(イ)(ロ)間ノ距離ヲ丈量シテ其得タル間數ニ依テ紙上ニ(ろ)ノ點ヲ定メ測量器ヲ(ロ)ニ移スヘシ第二(ニ)(ロ)ニ於テ前ノ如ク各測點ヲ見透ストキハ(はに)等ニ於テ虛線ノ交叉スル處ノモノハ即チ(ハニ)等ノ各測點トス故ニ(はに)等ニ實線ヲ畫シ連續スルトキハ即チ現地地形ヲ得ルナリ故ニ若シ周圍其他ノ間數ヲ求メント欲セハ前法ノ如ク曲尺ニテ量ルトキハ周圍ノ間數ヲ得ヘシ

第五圖(挿入ヲ略ス)

第九項 距離ヲ丈量スルハ勉メテ水平ニ繩ヲ引ク可シ然ラサレハ自然差ヲ生スルモノナリ且第六圖ノ如キ斜面地ニ於テハ其繩ノ一端ヨリ垂球ヲ地上ニ垂レテ順次丈量スヘシ然ルトキハ眞ノ水平距離ヲ量リ得ルナリ

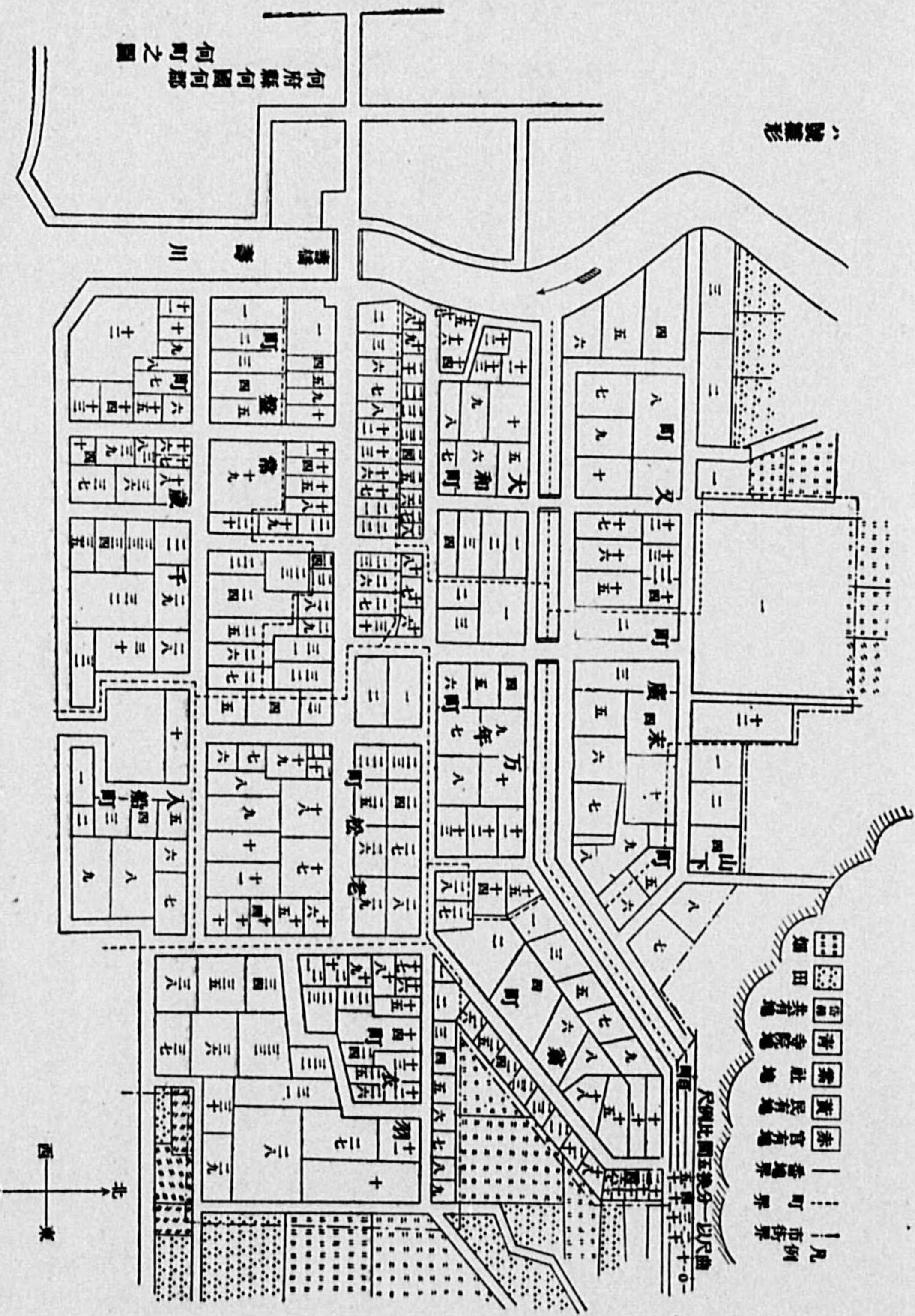
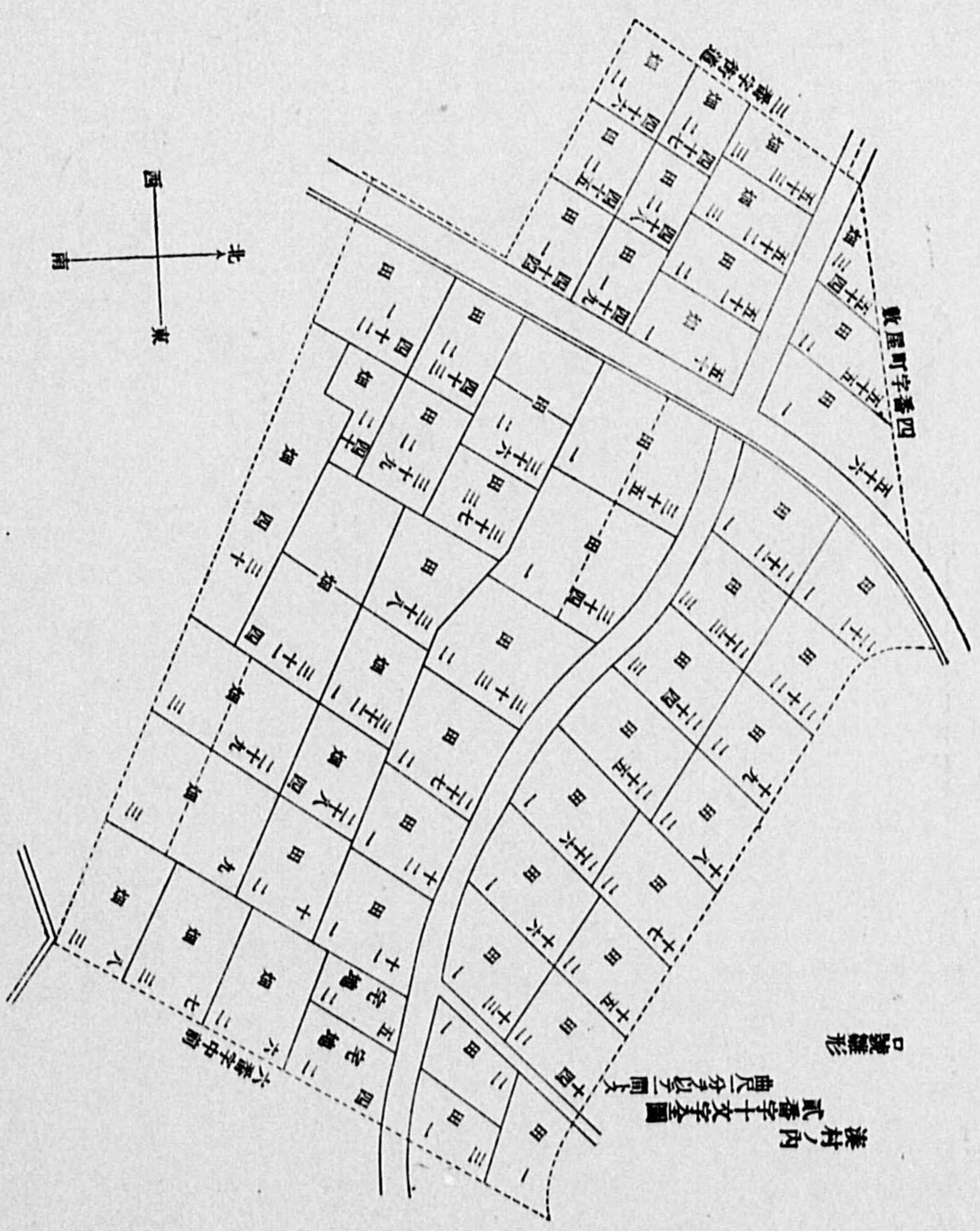
第六圖(挿入ヲ略ス)



○他村ノ飛地存在スルモノハ何村飛地ト記載シ置クヘシ
 ○自村ノ土地他村ニ飛地スルモノハ別ニ飛地圖ヲ製シテ字繪圖ニ添付シ置クヘシ
 ○官有地ノ存在スルモノハ其ノ地番號及何々官有地ト記載シ置クヘシ

製圖者 何誰
 明治何年何月調製 何誰

凡例
 数字點 番號
 ．．． 畦畔



- 第十項 市街若クハ連擔ノ町村圖ヲ製スルニハ三千分ノ一ニ縮ムルノ式ナルニヨリ最初地形ヲ縮寫スルニ際シ曲尺ノ一分ヲ以テ現地ノ五間ノ割合トナセハ三千分ノ一ナル圖ヲ得ヘシ然レトモ道路溝渠等ノ屈曲多キ場所ヲ精密ニ圖セントスルニハ一間ヲ曲尺ノ二厘トナス故其割合小ニシテ其實ヲ失フノ恐れアレハ寧ロ六百分ノ一ニ之ヲ製シ而シテ五分ノ一ニ縮圖スル方却テ誤リ鮮ナカルヘシ但シ縮圖法ハ碁盤目ノ罫紙ヲ製シテ曲尺又ハ比例兩脚規ニ據リ縮寫スルカ或ハ縮圖機械ヲ用フルモ便宜タルヘシ然レトモ不善良ナル機械ハ却テ誤謬ヲ生スコレ讒カニ曲尺ノ二厘ハ一間ニ當ルヲ以テナリ
- 第十一項 畦畔ヲ測ルトキ其幅等シキトキハ製圖上ニ於テ順次平行シテ適宜ニ線ヲ畫シテ畦畔ヲ圖スヘシ其等シカラサルモノハ箇所毎ニ丈量シテ其廣狹ヲ示スヘシ
- 第十二項 羅針盤ヲ使用スルトキハ鐵器ヲ避クヘシ

附錄第六

其一 土地調査令

(大正元年八月十日
三日制令第二號)

- 第一條 土地ノ調査及測量ハ本令ニ依ル
- 第二條 土地ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ地目ヲ定メ地盤ヲ測量シ一區域毎ニ地番ヲ附ス但シ第三號ニ掲クル土地ニ付テハ地番ヲ附セサルコトヲ得
- 一 田、畚、釜、池沼、林野、雜種地
 - 二 社寺地、墳墓地、公園地、鐵道用地、水道用地
 - 三 道路、河川、溝渠、堤防、城壕、鐵道線路、水道線路
- 前項ノ規定ニ依リ調査及測量スヘキ林野ハ他ノ調査及測量地間ニ介在スルモノニ限ル
- 第三條 地盤ノ測量ニ付テハ坪又ハ步ヲ地積ノ單位トス
- 第四條 土地ノ所有者ハ朝鮮總督ノ定ムル期間内ニ其ノ住所、氏名又ハ名稱及所有地ノ所在、地目、字番號、四標、等級、地積、結數ヲ臨時土地調査局長ニ申告スヘシ但シ國有地ニ在リテハ保管官廳ヨリ臨時土地調査局長ニ通知スヘシ
- 第五條 土地ノ所有者又ハ賃借人其ノ他ノ管理人ハ朝鮮總督ノ定ムル期間内ニ其ノ土地ノ四圍ノ疆界ニ標杭ヲ建テ地

目及字番號並民有地ニ在リテハ所有者ノ氏名又ハ名稱、國有地ニ在リテハ保管官廳名ヲ之ニ記載スヘシ

第六條 土地ノ調査及測量ヲナスニ付テハ其ノ調査及測量地域内ノ地主ヲシテ二人以上ノ總代ヲ選定セシメ調査及測量ニ關スル事務ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 土地ノ調査及測量ヲナスニ當リ必要アルトキハ當該官吏ハ土地ノ所有者、利害關係人若ハ其ノ代理人ヲシテ實地ニ立會ハシメ又ハ土地ニ關スル書類ヲ所持スル者ニ對シ其ノ書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第八條 土地ノ調査及測量ノ爲必要アルトキハ當該官吏ハ土地ニ立入り、測量標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ豫メ土地又ハ障害物ノ所有者又ハ占有者ニ通知スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ現ニ生シタル損害ハ之ヲ補償スヘシ補償金額ニ付不服アル者ハ補償金額ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日内ニ朝鮮總督ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

第九條 臨時土地調査局長ハ地方土地調査委員會ニ諮問シ土地ノ所有者及其ノ疆界ヲ査定ス

臨時土地調査局長前項ノ査定ヲ爲シタルトキハ三十日間之ヲ公示ス

第十條 前條第一項ノ査定ハ第四條ノ規定ニ依ル申告又ハ通知當日ノ現在ニ依リテ之ヲ爲スヘシ但シ申告又ハ通知ヲ爲ササル土地ニ付テハ其ノ査定當日ノ現在ニ依ル

第十一條 第九條第一項ノ査定ニ對シ不服アル者ハ同條第二項ノ公示期間滿了後六十日内ニ高等土地調査委員會ニ申立テ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得、但シ正當ノ事由ナクシテ第七條ノ規定ニ依ル立會ヲササル者ハ此ノ限ニ在ラ

ス

第十二條 高等土地調査委員會ハ當事者、利害關係人、證人若ハ鑑定人ヲ召喚シ又ハ裁決ヲ爲スニ必要ナル書類ヲ所持スル者ニ對シ其ノ書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十三條 高等土地調査委員會ノ裁決ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謄本ヲ不服ヲ申立テタル者ニ交付スヘシ

前項ノ裁決ハ之ヲ公示ス

第十四條 高等土地調査委員會ニ於テ裁決ヲ爲シタルトキハ裁決書ノ謄本ヲ添へ臨時土地調査局及地方官廳ニ通知ス

第十五條 土地所有者ノ權利ハ査定ノ確定又ハ裁決ニ依リテ確定ス

第十六條 査定ヲ以テ確定シタル事項又ハ裁決ヲ經タル事項ニ付テハ左ノ場合ニ於テ査定ノ確定シ又ハ裁決アリタル日ヨリ三年内ニ高等土地調査委員會ニ再審ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ罰セラルヘキ行爲ニ付テノ判決カ確定ト爲リタルトキニ限ル

一 罰セラルヘキ行爲ニ基キテ査定又ハ裁決アリタルトキ

二 査定又ハ判決ノ憑據ト爲リタル文書カ偽造又ハ變造ナルトキ

第十七條 臨時土地調査局ハ土地臺帳及地圖ヲ調製シ土地ノ調査及測量ニ付査定ヲ以テ確定シタル事項又ハ裁決ヲ經タル事項ヲ之ニ登錄ス

第十八條 第四條ノ事項ニ付虛偽ノ申告ヲナシタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 正當ノ事由ナクシテ第四條ノ申告ヲ爲サス又ハ第七條若ハ第十二條ノ命令ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

其二 土地測量規程 (大正十年三月十八日 朝鮮總督府訓令第十號)

第一章 總 則

第一條 新ニ土地臺帳ニ登錄スル土地以下新規登錄地ト稱ス又ハ土地臺帳ニ登錄シタル土地以下既登錄地ト稱スノ測量、地積算定又ハ地籍圖整理ハ本規定ニヨリ之ヲ行フヘシ

第二條 土地ノ測量ハ左ノ區分ニ依リテ之ヲ行フヘシ

- 一、新規測量 新ニ土地臺帳ニ土地ヲ登錄スルトキ
- 二、異動測量 既登錄地ノ分割、境界訂正等ヲナストキ
- 三、圖根測量 新規測量又ハ異動測量ノ基礎トシテ新ニ圖根點ヲ設置スル必要アルトキ
- 四、三角測量 圖根測量ノ基礎トシテ三角點ヲ設置スル必要アルトキ
- 第三條 新規測量及異動測量ハ測板測量法ニヨリ圖根測量及三角測量ハ經緯儀測量法ニ依リ之ヲ行フヘシ
- 第四條 尺度ハ新規測量及異動測量ニ依ツテハ間ヲ用ヒ間ノ十分ノ一ヲ分、分ノ十分ノ一ヲ厘トシ圖根測量及三角測量ニ於テハ「メートル」ヲ用フヘシ
- 第五條 本規定ニ於テ三角點又ハ圖根點ト稱スルハ土地測量標規則ニ規定シタルモノ又ハ本規定ニ依リ設置シタルモノヲ云フ

第二章 新規測量

第六條 新規測量ハ三角點又ハ圖根點ニ基キテ之ヲ行フヘシ但シ測量スヘキ土地ノ所在カ既登錄地ヨリ圖上約一尺以内ナルトキハ異動測量ノ方法ニ準シテ之ヲ行フコトヲ得

第六條ノ二 新規測量ヲ行フヘキ土地ノ所在カ既登錄地ヨリ圖上一尺以上ニシテ山間部又ハ二十度以上ノ傾斜地ニ點在スルトキハ六千分ノ一ヨリ小ナラサル縮尺ヲ以テ三角點又ハ圖根點ニ基キ測板測量法ニヨリ既登錄地トノ關係位置ヲ決定スヘシ前項ノ位置決定圖ハ圖郭線及縮尺ヲ記シ測量原圖ニ添付スヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ニ付新規測量ヲ行ハムトスルトキハ圖根測量ヲ行フヘシ
一、集團地ノ地積カ縮尺六百分一地域ニ於テ約一萬五千坪以上、縮尺千二百分一地域ニ於テ約六萬坪以上又ハ縮尺二千四百分一地域ニ於テ約二十四萬坪以上ナルトキ

二、集團地ノ地積前號ノ制限以下ニ在ルモ既登錄地トノ關係位置ヲ決定スル爲ニ必要アルトキ

第八條 新規測量ハ當該町里洞ノ地籍圖ト同一ノ縮尺ヲ用ヒテ之ヲ行ヒ新規測量原圖ヲ調製スヘシ

前項ノ原圖ハ縮尺、府面及會計年度ヲ同シクスルモノニ付テハ同一圖紙ヲ繼續使用スルコトヲ妨ケス
第九條 新規測量原圖ニハ地籍圖ニ準シ左ノ事項ヲ掲載スヘシ但シ第三號ノ事項及第四號中所有者名ハ著墨スルコトヲ要セス

一、圖郭及其ノ縱橫線數值

- 二、三角點又ハ圖根點ノ位置及其ノ名稱又ハ番號
- 三、測定點ノ位置、測量ノ幾何跡及地上ニ於テ測定シタル距離
- 四、土地ノ境界線、地番、地目、及所有者名
- 五、道府郡島、面町里洞ノ境界及其ノ著名ナルモノ、名稱
- 六、道路、河川、溝渠等ノ境界線及其ノ著名ナルモノ、名稱
- 七、原圖ノ題名、番號及縮尺但シ番號ハ會計年度毎ニ之ヲ更新スヘシ
- 八、同一時期ニ於テ調製シタル隣接原圖ノ番號
- 九、測量年月日及測量者官氏名但シ測量者ヲ異ニスルトキハ測量者毎ニ其ノ測量シタル地番ヲ測量者官氏名ニ冠記スヘシ

- 第十條 距離ノ測定ハ縮尺六百分一地域ニアリテハ二厘五未滿ハ切捨テ七厘五以上一分未滿ハ一分ニ切上ケ二厘五以上七厘五未滿ハ五厘トシ縮尺千二百分一地域ニアリテハ五厘未滿ハ切捨テ五厘以上ハ一分ニ切上ケヘシ
- 第十一條 土地異動申告書、土地異動申請書等ニ依リ新規登録地ノ既位置ヲ知り得ルトキ又ハ第七條ノ規定ニ依リ圖根測量ヲ行ヒタルトキハ豫メ地籍圖ニ依リ附近ノ既登録地ノ境界線其他必要ナル事項ヲ測量原圖ニ掲載スヘシ
- 第十二條 三角點及圖根點稀少ナルトキハ交會法又ハ道線法ニ依リ適當ナル位置ニ補助點ヲ配置スヘシ
- 第十三條 補助點測定ノ爲ニ交會法ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルヘシ
 - 一、前方交會法又ハ測方交會法ニ依ルコト

- 二、三方向ノ交會ニ依ルコト
 - 三、方向線ノ圖上長ハ測板ノ方位標定ニ用ヒタル方向線ノ圖上長以下ニシテ六寸ヲ超エサルコト
 - 四、方向線ノ交角ハ三十度以上百五十度以下ナルコト
- 前項ノ交會法ニ於テ示誤三角形ヲ生シタルトキハ内接圓ノ中徑二厘以下ナルモノニ限り其ノ中心ヲ以テ點ノ位置トナスヘシ
- 第十四條 補助點測定ノタメニ道線法ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニヨルヘシ
- 一、三角點相互間、圖根點相互間、三角點圖根點間又ハ三角點若クハ圖根點ト補助點トヲ連絡スルコト
 - 二、道線ノ邊長ハ圖上三寸以下ナルコト
 - 三、道線ノ邊數ハ二十邊以下ナルコト
- 前項ノ道線法ニ於テ閉塞誤差圖上 $\frac{1}{2}$ 以下ナルトキハ左式ニヨリ之ヲ各點ニ配分シ點ノ位置トナスヘシ
- $$d_1 = \frac{e}{n}, d_2 = \frac{2e}{n}, d_3 = \frac{3e}{n} \quad (n: \text{邊數}, e: \text{閉塞誤差}, d_1, d_2, d_3: \text{第一、第二、第三ノ各點ニ配分スル修正數トス})$$
- 第十五條 土地ノ境界ハ交會法、道線法、光線法又ハ縱橫法ニ依リテ之ヲ測定スヘシ
 - 第十六條 前條ノ交會法ニ付テハ第十三條、道線法ニ付テハ第十四條ノ規定ヲ準用ス
 - 第十七條 光線法又ハ縱橫法ニ於テ測定スル距離ハ光線法ニアリテハ圖上約二寸以下縱橫法ニアリテハ其ノ橫距圖上約二分以下トナスヘシ
 - 第十八條 土地ノ境界線ハ成ル可ク現形ニ違ハサル程度ニ於テ境界點ヲ測定シ直線ヲ以テ連結スヘシ

縮尺千二百分一ノ場合ニ於テハ一屈曲二分以下ナルトキハ之ヲ直線ト看做シ數屈曲三分以上ナルトキハ五間以下ノ長ニ付之ヲ平均シ林野、河川等ニ接スル土地ニシテ一屈曲三分以下ナルトキハ之ヲ直線ト看做シ數屈曲五分以下ナルトキハ十間以下ノ長ニツキ之ヲ平均スルコトヲ得

縮尺二千四百分一ノ場合ニ於テ一屈曲三分以下ナルトキハ之ヲ直線ト看做シ數屈曲五分以下ナルトキハ十間以下ノ長ニツキ之ヲ平均シ林野、河川等ニ接スル土地ニシテ一屈曲五分以下ナルトキハ之ヲ直線ト看做シ數屈曲一間以下ナルトキハ二十間以下ノ長ニツキ之ヲ平均スルコトヲ得

第十九條 一地番ノ地積縮尺六百分一ノ圖ニ於テ約三十坪以下、縮尺千二百分一ノ圖ニ於テ約十坪以下、縮尺二千四百分一ノ圖ニ於テ約三十坪以下ナルトキ其ノ他土地ノ形狀狹長ニシテ計積器ニ依リ地積ノ測定ヲナシ難シト認ムルモノニ付テハ原圖ノ餘白ニ於テ別ニ二倍ノ縮尺ヲ用ヒテ之ヲ測量シ又ハ三斜法ニ依ル測度及境界線ノ長ヲ掲載シタル略圖ヲ描畫スヘシ

第二十條 新規登録地ヨリ圖上約一寸以下ニアル道府郡島、面町里洞ノ境界線又ハ道路河川溝渠等ノ境界線ハ其ノ主要點ヲ測定シ目測ヲ交ヘテ新規測量原圖ニ描畫スヘシ

第二十一條 新規測量原圖相互又ハ之ト地籍圖トノ接合ニ於テ新規測量原圖ト地籍圖トノ差異圖上三厘以下ナルトキハ地籍圖ニ依リ同一時期ニ於テ作製シタル新規測量原圖相互ノ差異圖上二厘以下ナルトキハ平均シテ圖上位置ヲ決定スルコトヲ得

第三章 異動測量

第二十二條 異動測量ハ地籍圖ニ依リ作製シタル素圖ヲ用ヒテ之ヲ行ヒ異動測量原圖ヲ調製スヘシ

第八條ノ規定ハ前項ノ異動測量原圖ニ之ヲ準用ス

第二十三條 前條ノ素圖ニハ鉛筆ニテ左ノ事項ヲ掲載シ異動地ノ境界線及方位線又ハ圖郭線ヲ著墨スヘシ

- 一、異動地及其ノ附近ノ土地ノ境界線、地番、地目、所有者名及道府郡島、面町里洞ノ境界、名稱
- 二、三角點、圖根點
- 三、北尖ニ鏃形ニ附シタル長サ約三寸ノ方位線但シ異動地カ圖郭ノ附近ニ在ルトキハ其ノ圖郭線
- 四、地籍圖ノ圖郭ニ二厘ヲ超ユル伸縮アルトキハ其ノ差異

第二十四條 異動測量原圖ニハ左ノ各號ノ事項ヲ掲載シ素圖ニ掲載シタル事項ハ之ヲ存置スヘシ

- 一、異動地ノ境界線地番及地目、但シ舊地番、地目ハ洋紅ノ二線ニテ抹消スヘシ
- 二、第九條第三號、第七號及第九號ノ事項

第二十五條 異動測量ヲ行ハントスルトキハ異動地ノ境界線カ素圖ト實地ト相應スルヤ否ヤ査覈スヘシ但シ分割ノ場合ニ於テ實地ノ狀況ニ依リ分割地全部ノ境界線ヲ査覈スルノ必要ナシト認ムルトキハ其ノ一部ノ査覈ヲ省略スルコトヲ得

第二十六條 前條ノ査覈ハ三角點、圖根點又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル點ニ基キ之ヲ行フヘシ

- 一、三角點、圖根點其ノ他地上位置明確ナリト認ムル地籍圖上ノ既知點ニ依リ圖解三點法又ハ後方交會法ヲ用ヒ圖上位置ヲ決定シタル點

- 一、三角點、圖根點其ノ他地上位置明確ナリト認ムル地籍圖上ノ既知點ヨリ一地點ニ至ル距離ヲ測リ之ヲ圖上距離ニ化シ圖上ニ圓弧ヲ描キ其ノ交會ニ依リテ圖上位置ヲ決定シタル點
- 三、地上位置明確ナリト認ムル地籍圖上ノ既知點相互ノ地上距離ヲ測定シ圖上距離トノ一致ニ依リ地上位置ヲ確認シタル點

四、地上位置明確ナリト認ムル地籍圖上ノ既知點ヨリ地上位置明確ナリト認ムル他ノ一ノ既知點ニ至ル圖上距離ヲ地上距離ニ化シ地上ニ圓弧ヲ描キ其ノ交會ニ依リテ地上位置ヲ確認シタル點

前項ノ交會法又ハ圓弧ノ交會ニ於テ生シタル示誤三角形ノ内接圓ノ中徑圖上三厘以下ナルトキハ其ノ中心ヲ以テ點ノ位置トナスヘシ

第二十七條 第二十五條ノ查覈ヲ行ヒタル場合ニ於テ既知境界點相互又ハ之ト前條第一項ノ諸點トノ圖上距離五寸以下ナルトキハ其ノ差異三厘以下、圖上距離五寸ヲ超ユルトキハ五寸毎ニ其ノ差違三厘ノ割合ナルモノニ限り地籍圖ノ境界ニ誤謬又ハ異動ナキモノト看做ス

第二十八條 新境界線ノ測定ハ第二十六條ノ諸點ニヨリ第十三條乃至第十九條第二十一條ノ規定及第二十六條第一項第二號ニ規定スル方法ニ準シテ之ヲナスヘシ但シ第十三條ヲ準用シ又ハ第二十六條第一項第二號ニ規定スル方法ヲ用ヒタル場合ニ於テハ三厘以下、第十四條ヲ準用シタル場合ニ於テハ閉塞誤差ハ圖上「 $\frac{1}{100}$ 」厘以下トス

第二十九條 三角點、圖根點其他明確ナル既知點寡少ニシテ素圖ニ依リ測量ヲ行ヒ難キトキハ左ノ各號ニ依リ異動測量ヲ行フヘシ

- 一、新規測量ノ方法ニ準シ異動地ノ境界線及其ノ附近ニ於ケル明確ナル境界點並ニ境界線ヲ測定スルコト
 - 二、前號ノ圖面ト素圖トヲ對照シ應合ヲ認メタルトキ地籍圖上ノ境界點ノ地上位置ヲ決定シ之ニ基キ素圖ニ境界線ヲ掲載スルコト
- 前項第一號ノ圖面ハ之ヲ異動原圖ニ添附スヘシ

第四章 圖根測量

第三十條 圖根測量ハ三角點又ハ補助三角點ニ基キ道線法ニ依リ之ヲ行フヘシ但シ土地調査令ニ依ル土地調査ニ於テ特別圖根測量ヲ行ヒタル地域ニ對シ更ニ圖根測量ヲ行フトキハ別ニ原點ヲ設ケ之ヲ行フコトヲ得

第三十條ノ二 補助三角點ハ三角點ニ基キ前方交會法又ハ側方交會法ニ依リ之ヲ設置スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ニ於テハ既設ノ補助三角點ヲ混用スルコトヲ得

第三十條ノ三 補助三角點ノ觀測及計算ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、觀測ハ二對回（眼鏡ノ兩位置ニ於テ零度及九十度ノ輪郭ヲ用フ）トスルコト
- 二、各交會線長ハ三釐以下トスルコト
- 三、各三角形ノ夾角ハ三十度以上百二十度以下ナルコト
- 四、交會法ニ依ル決定線ハ三方向以上ナルコト但シ二方向ニ依リ決定スルノ止ムヲ得サル場合ハ其ノ夾角ヲ觀測スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ各內角ノ和ト百八十度トノ差カ三分以下ナルトキハ之ヲ各角ニ配賦スルコト
- 五、計算ニ於テハ角度ハ十秒ヲ單位トシ對數ハ五位ヲ用フルコト

六、二箇ノ三角形ヨリ算出シタル點ノ位置ノ較差ニ差違ハ一米五ヲ超過スヘカラス
 第三十一條 道線法ハ三角點(補助三角點ヲ含ム)相互間、三角點(補助三角點ヲ含ム)ト圖根點間又ハ圖根點相互間ヲ連結シテ之ヲ行フヘシ但シ地形上已ムヲ得サルトキハ回歸道線トナスコトヲ得

第三十二條 圖根點ハ適當ナル位置ヲ選ミ地籍圖一枚ニ相當スル地域ニ約六點ヲ配置スヘシ

第三十三條 一道線ノ點數ハ五十點以下トナスヘシ但シ地形上已ムヲ得サルトキハ十五點マテヲ増加スルコトヲ得

第三十四條 一道線ノ各點間ノ距離ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一、縮尺六百分一地域ニアリテハ百米

二、縮尺千二百分一地域ニアリテハ五百五十米

三、縮尺二千四百分一地域ニアリテハ二百米

第三十五條 道線ニハ羅馬數字、道線點ニハ亞刺比亞數字ヲ以テ番號ヲ附スヘシ圖根點ニハ番號ヲ記シタル標杭ヲ樹

立スヘシ但シ市街地稅令第一條ニヨリ指定シタル市街地ニ於テハ必要ナル點ニ標石ヲ埋設スルコトヲ要ス

第三十六條 方位角ニ付テハ分位ヲ讀定スヘシ

第三十七條 道線點間ノ距離ハ「スタヂヤ」法ニ依リテ直反視ヲ行ヒ又ハ竹製卷尺ヲ用ヒテ二回之ヲ行フヘシ但シ縮尺六百分一地域ニアリテハ竹製卷尺ヲ用フルモノトス

第三十八條 前條ノ距離ハ粉位ヲ讀定スヘシ但シ縮尺六百分一地域ニアリテハ五糧ヲ讀定スルモノトス

第三十九條 「スタヂヤ」法ニ依リテ距離ヲ測定スルトキ又ハ竹製卷尺ヲ用ヒ傾斜ニ從ヒテ距離ヲ測定スルトキハ垂

直角ヲ測定シ水平距離ニ換算スヘシ但シ垂直角一度以下ナルトキハ之ヲ水平ト看做スコトヲ得

第四十條 第三十七條ノ測定ヲ行ヒ其ノ較差左ノ制限以内ナルトキハ中數ヲ採ルヘシ

區	分	傾斜約十度未滿ノ土地	傾斜約十度以上ノ土地
縮尺六百分一地域	六百分ノ一	一	四百分ノ一
縮尺千二百分一地域	三百分ノ一	一	二百分ノ一
縮尺二千四百分一地域	二百分ノ一	一	百五十分ノ一

第四十一條 方位角ノ閉塞誤差ハ縮尺六百分一地域ニアリテハ一分、縮尺千二百分一又ハ縮尺二千四百分一地域ニ在リテハ二分ヲ超ユルコトヲ得ス但シハ邊數ヲ示スモノトス

第四十二條 前條ノ誤差アルトキハ左式ニ依リ各邊ノ方位角ニ分配シテ方位角ヲ決定スヘシ

$$m_1 = \frac{n}{e} \times 0.5, \quad n_2 = n_1 + \frac{n}{e}, \quad n_3 = n_2 + \frac{n}{e} \quad \left(\begin{array}{l} n_1 \text{ハ一分, } n_2 \text{ハ二分, } n_3 \text{ハ三分ヲ配} \\ \text{分ノキ初邊, } e \text{ハ誤差, } n \text{ハ邊數} \end{array} \right)$$

第四十三條 道線ノ連結誤差ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一、縮尺六百分一地域 $0.01\sqrt{6S} + 0.0075S^2$ 米

二、縮尺千二百分一地域 $0.01\sqrt{8S} + 0.01S^2$ " (Sハ一道線ノ總長、米單位ノ距離ノ總和)

三、縮尺二千四百分一地域 $0.01\sqrt{14S} + 0.0175S^2$ "

第四十四條 縱橫線ノ數值ハ眞數ヲ用ヒ縮尺六百分一地域ニアリテハ五糧、縮尺千二百分一又ハ縮尺二千四百分一地域ニ在リテハ粉位ヲ算定スヘシ

第四十五條 縱横線ノ誤差ハ左式ニ依リ各邊ニ分配シ誤差小ニシテ左式ヲ適用シ得サルトキハ邊長ノ大ナルモノヨリ順次配分シテ縱横線ノ數値ヲ決定スヘシ

一、縮尺六百分一地域

$$d_{0.5} = \frac{S}{2e} \times 0.5, \quad d_1 = d_{0.5} + \frac{S}{2e}, \quad d_{1.5} = d_1 + \frac{S}{2e} \quad \text{等}$$

($d_{0.5}$ ハ五種、 d_1 ハ一粉、 $d_{1.5}$ ハ一粉五種、 d_2 ハ二粉、 d_3 ハ三粉ヲ分配スヘキ最短距離、 e ハ縱横線ノ粉單位ノ誤差、 S ハ一道路ニ屬スル米單位ノ距離ノ總和ヲ示ス)

二、縮尺千二百分一又ハ縮尺二千四百分一地域

$$d_1 = \frac{S}{e} \times 0.5, \quad d_2 = d_1 + \frac{S}{e}, \quad d_3 = d_2 + \frac{S}{e} \quad \text{等}$$

第四十六條 方位角ノ角値、縱横線ノ數値又ハ距離ノ計算ニ於テ所要數ノ次位以下カ五ヲ超ユル時ハ之ヲ切上ケ五未滿ナルトキハ之ヲ切捨テ五ノ場合ニ於テハ所要數ノ末位ノ數カ零又ハ偶數ナルトキ之ヲ切捨テ奇數ナルトキ之ヲ切上ケヘシ但シ五種マテヲ計算スル場合ニ於テハ二種五未滿ハ之ヲ切捨テ七種五以上一粉未滿ハ之ヲ一粉ニ切上ケ二種五以上七種五未滿ハ五種トスヘシ

第四十七條 圖根測量ノ成果ハ之ヲ圖根測量簿及圖根網圖ニ掲載スヘシ

第四章ノ二 三角測量

第四十七條ノ二 三角測量ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ行フヘシ

- 一、觀測八十秒讀經緯儀ヲ用ヒ既設三角點ヲ基礎トシテ行フコト
- 二、水平測角ハ三對回(眼鏡ノ兩位置ニ於テ零度六十度及百二十度ノ輪郭度ヲ用フ)トスルコト

三、三角點相互ノ間隔ハ平均五杆以下トスルコト

四、三角形ノ各角ハ三十度以上百二十度以下トスルコト

五、測角公差ハ一方向ニ於テ三十秒一對回閉塞ニ於テ三十秒三角形內角和ニ於テ四十秒既知角ニ對シ四十秒タルヘキコト

六、角度及邊長計算ハ對數六位ヲ用ヒ角規約及邊規約ニ依ル平均計算法ヲ行ヒ角度ハ秒迄、邊長及平面直角縱横線ハ種迄算出スルコト

第四十七條ノ三 三角點ニハ土地調査令ニ依ル土地測量ニ於テ設置シタル小三角點ニ準シ標石ヲ埋設スヘシ

第四十七條ノ四 三角測量ノ成果ハ之ヲ三角測量簿及計算簿ニ掲記スヘシ

第四十七條ノ五 土地調査令ニ依ル土地測量ニ於ケル小三角一等點級以上ト同一精度ノ三角點ノ設置ヲ要スルトキハ府尹、郡守又ハ島司ハ道知事ヲ經由シテ其ノ旨ヲ稟申スヘシ

第五章 地積算定

第四十八條 地積ハ極式計算器ヲ用ヒ圖上ニ於テ之ヲ測定スヘシ但シ必要アリト認ムルモノニ付テハ三斜法ニ依ルコトヲ得

第四十九條ノ規定ニ依リ測量シタル土地ノ地積ハ三斜法ニ依リ測定スルコトヲ要ス

第四十九條 地積ハ一地番毎ニ之ヲ測定スヘシ但シ分割地中一地番ノ地積カ現地地積ノ約八割以上ノモノアルトキハ現地地積ヨリ他ノ地積ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ地積ト爲スコトヲ得

第五十條 計積器ノ航腕長ハ軌ノ游標ノ一分割カ左ノ區分ニ相當スル様之ヲ定ムヘシ

- 一、縮尺六百分一圖ニアリテハ一坪
 - 二、縮尺千二百分一圖ニ在リテハ三千坪以下ノモノハ五坪、三千坪ヲ超ユルモノハ十坪
- 第五十一條 地積ハ計積器ヲ用フルトキハ三回讀定シ三斜法ニ依ルトキハ二回算出シ其ノ較差左ノ限界ヲ超エサルトキハ其ノ中數ニヨリテ之ヲ決定スヘシ

讀數	六百分一圖		千二百分一圖		二千四百分一圖		二千四百分一圖	
	單位地積一坪ナルトキ	中間讀數ニ對スル較差	單位地積三坪ナルトキ	中間讀數ニ對スル較差	單位地積五坪ナルトキ	中間讀數ニ對スル較差	單位地積十坪ナルトキ	中間讀數ニ對スル較差
四分劃以上	一劃	迄	四分劃以上	一劃	四分劃以上	一劃	四分劃以上	一劃
百分劃以上	一劃	迄	百分劃以上	一劃	百分劃以上	一劃	百分劃以上	一劃
上三分劃以上	二	迄	上三分劃以上	二	上三分劃以上	二	上三分劃以上	二
上六百分劃以上	三	迄	上六百分劃以上	三	上六百分劃以上	三	上六百分劃以上	三
上百分劃以上	四	迄	上百分劃以上	四	上百分劃以上	四	上百分劃以上	四
千二百分劃以上	五	迄	千二百分劃以上	五	千二百分劃以上	五	千二百分劃以上	五

以上計算器ニ依ルトキ
三斜法ニ依ルトキ

六百分一圖		千二百分一圖		二千四百分一圖		二千四百分一圖	
坪數	較差	坪數	較差	坪數	較差	坪數	較差
百坪迄	一坪	百坪迄	二坪	百坪迄	二坪	百坪迄	二坪
百坪以上三百坪迄	二坪	百坪以上三百坪迄	四坪	百坪以上三百坪迄	四坪	百坪以上三百坪迄	四坪
三百坪ヲ超ユルモノ	ニ合テ加フ	三百坪ヲ超ユルモノ	ニ合テ加フ	三百坪ヲ超ユルモノ	ニ合テ加フ	三百坪ヲ超ユルモノ	ニ合テ加フ

前項ノ場合ニ於テ地籍圖又ハ新規測量原圖ノ圖郭ノ伸縮アルトキハ之ニ應シ豫メ計積器ヲ調節シテ地積ヲ測定シ又ハ前項ニ依ル決定地積ヲ補正スヘシ

第五十二條 分割地ニアリテハ前條ニ依ル地積ノ合計ト原地地積トノ較差左ノ限界ヲ超エサルトキハ其ノ較差ヲ各地積ニ按分配賦シテ其ノ地積トナスヘシ

六百分一圖		千二百分一圖		二千四百分一圖		二千四百分一圖	
原地地積	較差	原地地積	較差	原地地積	較差	原地地積	較差
四坪以上百坪迄	二坪	四坪以上百坪迄	二坪	四坪以上百坪迄	二坪	四坪以上百坪迄	二坪
百坪以上三百坪迄	四坪	百坪以上三百坪迄	四坪	百坪以上三百坪迄	四坪	百坪以上三百坪迄	四坪

三百一坪以上六百坪迄	六	二百坪以上三百坪迄	六	六百一坪以上千二百坪迄	三〇
六百一坪以上千二百坪迄	八	三百一坪以上六百坪迄	二二	千二百一坪以上二千坪迄	四〇
千二百坪ヲ超ユルモノ	九百坪迄ヲ増ス毎ニ二坪ヲ加フ	六百一坪以上千二百坪迄	一八	二千一坪以上三千坪迄	五〇
コノ表ハ計積器ニ依ルトキトス		千二百坪以上二千四百坪迄	二四	三千一坪以上四千五百坪迄	六〇
		千四百坪ヲ超ユルモノ	千八百坪迄ヲ増ス毎ニ六坪ヲ加フ	四千五百坪ヲ超ユルモノ	三千坪迄ヲ増ス毎ニ二十坪ヲ加フ

三斜法ニヨルトキハ左表ニ依ル

六百分一圖	較差	千二百分一圖	較差	二千四百分一圖	較差
原地地積	二百坪迄	原地地積	四百坪迄	原地地積	八百坪迄
百坪以上三百坪迄	四	百坪以上三百坪迄	八	百坪以上三百坪迄	一六
三百坪ヲ超ユルモノ	二百坪迄ヲ増ス毎ニ一坪ヲ加フ	三百坪ヲ超ユルモノ	二百坪迄ヲ増ス毎ニ二坪ヲ加フ	三百坪ヲ超ユルモノ	二百坪迄ヲ増ス毎ニ四坪ヲ加フ

前項ノ按分配賦數ハ市街地稅令第一條ニヨリ指定シタル市街地ノ土地ニアリテハ均位、其ノ他ノ土地ニ在リテハ合位迄ヲ算出シ其ノ合計ヲ較差ニ一致セシムルタメ均位又ハ合位數ノ大ナルモノヨリ順次切上クヘン但シ市街地稅令第一條ニヨリ指定シタル市街地以外ノ土地ニシテ分割地中地積一坪未滿ナルモノアル場合ニ於テハ分割地ノ合計カ原地地積ヨリモ小ナルコト一坪未滿ナルヤウ按分配賦ヲ行フコトヲ要ス

第五十三條 地積算定ノ成果ハ之ヲ地積算定簿ニ掲記スヘシ

第六章 地籍圖整理

第五十四條 地籍圖ノ作製又ハ其ノ登錄事項ノ加除訂正ハ新規測量原圖、異動測量原圖、申告申請書、通知書、調書等ニ基キテ之ヲ爲スヘシ

第五十五條 新ニ地籍圖ヲ作製スルトキハ土地調査令ニ依ル土地調査ニ於テ作製シタル地籍圖ノ番號ハ町里洞別ニ新ニ之ヲ附シ増補ト冠記スヘシ

第五十六條 地籍圖登錄事項ノ加除訂正ハ左ノ各號ニヨリ之ヲナスヘシ

- 一、分割境界訂正等ノ新境界線ハ黑線ニテ描畫スルコト
- 二、合併境界訂正等ノ舊境界線ハ洋紅ノ短交叉線ニテ抹消スルコト
- 三、分割、合併地目變換等ノ爲ニ抹消スル地番、地目ハ字列ノ方向ニ從ヒ洋紅ノ二線ヲ之ニ劃スルコト
- 四、前各號ノ外ハ本圖ト同様ニ之ヲ爲スコト

第五十七條 地籍圖ノ圖郭外ニ描畫シタル境界線ハ新ニ作製スル地籍圖ノ圖郭内ニ描畫スヘシ

第五十八條 地籍圖ニ見取ヲ以テ描畫シタル行政區劃、道路、河川等ノ表示ニ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ洋紅ノ短交叉線ニテ抹消シ又ハ消去シ正當ノ位置ニ之ヲ改描スヘシ

第五十九條 地籍圖ヲ作製シタルトキ又ハ登錄事項ヲ加除訂正シ一覽圖及地番索引表ノ整理ヲ要スルトキハ之ニ基キテ一覽圖及地番索引表ヲ整理スヘシ但シ一町里洞ノ地籍圖又ハ數町里洞ヲ合シテ作製シタル地籍圖三枚以下ナル

トキハ一覽圖ノ作製ヲ要セス

第七章 雜 則

第六十條 新規測量原圖、異動測量原圖及地籍算定簿ハ府面別會計年度毎ニ之ヲ編綴シ測量原圖ハ道、地籍算定簿ハ府郡島ニ於テ之ヲ保管スヘシ但シ市街地ノ測量原圖ハ府面別ニ五箇年分以内ヲ適宜編綴スルコトヲ得

第六十一條 圖根測量簿及圖根網圖ハ土地調査令ニ依ル土地調査ニ於テ作製シタル同一府面ノ圖根測量簿及圖根網圖ノ末尾ニ合綴シ府郡島ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第六十二條 地籍圖ヲ亡失又ハ汚損シタルタメ之カ改調ヲ要スルトキハ府尹郡守島司ハ道知事ヲ經由シテ其ノ旨ヲ稟申スヘシ

其三 關東州土地調査令

(大正三年五月十二日) 勅令第八十七號 關東州 外大臣 署

第一條 關東廳ニ臨時土地調査部ヲ置キ土地ノ調査測量並土地ノ所有者及其ノ疆界ニ付査定ヲ爲サシム

前項ノ外臨時土地調査部ハ土地ノ所有者又ハ利害關係人ノ申請ニ因リ土地ノ官民有區分ノ争ニ付査定ヲ爲ス

第二條 臨時土地調査部ノ部長ハ關東廳高等官中ヨリ其ノ他ノ職員ハ關東廳職員中ヨリ關東長官之ヲ命ス

第三條 臨時土地調査部第一條ノ査定ヲ爲シタルトキハ三十日間之ヲ公示スヘシ

第四條 前條ノ査定ニ對シ不服アル土地ノ所有者又ハ利害關係人ハ公示期間滿了後三十日內ニ關東廳土地審査委員會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

第五條 前條ノ期間內ニ不服ノ申立ナキトキハ土地ノ所有者及利害關係人ノ權利ハ確定ス

第六條 臨時土地調査部ハ土地臺帳及地圖ヲ調製シ査定又ハ裁決ニ依リテ確定シタル土地ニ關スル事項ヲ登録スヘシ

其四 關東州土地調査令施行規則

(大正三年七月十三日) 關東都督府令第十六號

第一條 土地ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ地目ヲ定メ地盤ヲ測量シ一筆毎ニ地番ヲ附ス但シ第二號ニ掲クル土地ニ付テハ地番ヲ附セサルコトヲ得

一 田、畑、鹽田、宅地、社寺地、墓地、鐵道用地、軍用地、水道用地、池沼、林野、雜種地

二 道路、河川、溝渠、堤防、鐵道線路、水道線路

第二條 地盤ノ測量ニ付テハ坪ヲ地積ノ單位トス

第三條 土地ノ所有者ハ臨時土地調査部ノ定ムル期間內ニ所定ノ申告書ニ土地ノ見取圖ヲ添ヘ臨時土地調査部又ハ出張ノ當該官吏ニ申告スヘシ

官有地ニ在リテハ其ノ保管官廳ヨリ前項ニ準シ臨時土地調査部ニ通知スヘシ

土地ノ所有者第一項ノ申告ヲ爲ササルトキハ利害關係人ニ於テ代之カ申告ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ申告者ハ臨時土地調査部ノ定ムル期間內ニ其ノ申告地ノ四圍ノ疆界ニ標杭ヲ建テ所有者氏名又ハ名稱ヲ之ニ記載スヘシ

第五條 臨時土地調査部ノ指定スル地域內ニ於ケル土地ノ所有者ハ二人以上ノ總代ヲ選定シ調査及測量ニ關スル事務

ニ從事セシムヘシ

第六條 土地ノ調査及測量ヲ爲スニ當リ必要アルトキハ當該官吏ハ土地ノ所有者、利害關係人若ハ其ノ代理人ヲシテ實地ニ立會ハシメ又ハ土地ニ關スル書類ヲ所持スル者ニ對シ其ノ書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第七條 土地ノ調査及測量ノ爲必要アルトキハ當該官吏ハ土地ニ立ち入り測量標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除去スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ豫メ土地又ハ障害物ノ所有者又ハ占有者ニ通知スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ現ニ生シタル損害ハ之ヲ補償スヘシ其ノ損害ノ程度及補償金額ハ臨時土地調査部長ノ認定ニ依ル

第八條 關東州土地調査令第一條ノ査定ハ第三條ノ申告又ハ通知、申告又ハ通知ナキ土地ニ在リテハ査定當日ノ現在ニ依ル

第九條 左ノ場合ニ於テハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三條第一項ノ申告ヲ爲ササルトキ

二 第四條ノ標杭ヲ建テサルトキ

三 第六條ノ命令ニ違背シタルトキ

第十條 虚偽ニ第三條ノ申告ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附錄第七

其一 地租法

(昭和六年三月三十一日 法律第二十八號) 摘錄

第一章 總則

第一條 本法施行地ニ在ル土地ニハ本法ニ依リ地租ヲ課ス

第二條 左ニ掲グル土地ニハ地租ヲ課セズ但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 國、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

二 府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨリ一年内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク

三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地

四 墳墓地

五 公衆用道路、鐵道用地、軌道用地、運河用地

六 用惡水路、溜池、堤塘、井溝

七 保安林

第三條 土地ニハ一筆毎ニ地番ヲ附シ其ノ地目、地積及賃貸價格(無租地及免租年期地ニ付テハ賃貸價格ヲ除ク)ヲ

定ム

第四條 稅務署ニ土地臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ登錄ス

一 土地ノ所在

二 地番

三 地目

四 地積

五 賃賃價格

六 所有者ノ住所及氏名又ハ名稱

七 質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ其ノ質權者又ハ地上權者ノ住所及氏名又ハ名稱

本法ニ定ムルモノノ外土地臺帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 地番ハ市町村、大字、字又ハ之ニ準ズベキ地域ヲ以テ地番區域トシ其ノ區域毎ニ起番シテ之ヲ定ム

第六條 有租地ノ地目ハ土地ノ種類ニ從ヒ左ノ如ク區別シテ之ヲ定ム

第一類地 田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地

第二類地 池沼、山林、牧場、原野、雜種地

無租地ノ地目ハ第二條第三號乃至第七號ノ土地ニ在リテハ各其ノ區別ニ依リ、其ノ他ノ土地ニ在リテハ其ノ現況

ニ依リ適當ニ區別シテ之ヲ定ム

第七條 地積ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及鑛泉地ノ地積ハ平方メートルヲ單位トシテ之ヲ定メ一平方メートルノ百分ノ一未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

二 宅地及鑛泉地以外ノ土地ノ地積ハアールヲ單位トシテ之ヲ定メ一アールノ百分ノ一未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ
但シ一筆ノ地積一アールノ百分ノ一未滿ナルモノニ付テハ一アールノ一萬分ノ一未滿ノ端數ヲ切捨ツ

第十條 地租ノ稅率ハ百分ノ三・八トス

第二章 土地ノ異動

第一節 有租地及無租地ノ轉換

第十四條 本法ニ於テ無租地ト稱スルハ地租ヲ課セザル土地（免租年期地、災害免租地及自作農免租地ヲ含マズ）ヲ謂ヒ有租地ト稱スルハ其ノ他ノ土地ヲ謂フ

第十六條 新ニ土地臺帳ニ登錄スベキ土地ヲ生ジタルトキハ當該地番區域内ニ於ケル最終ノ地番ヲ追ヒ順次其ノ地番ヲ定ム但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ地番ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 新ニ土地臺帳ニ登錄スベキ土地ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ地目ヲ設定ス

土地臺帳ニ登錄セラレタル無租地ガ有租地ト爲リ又ハ有租地ガ無租地ト爲リタルトキハ直ニ其ノ地目ヲ修正ス
第十八條 新ニ土地臺帳ニ登錄スベキ土地ヲ生ジタルトキハ直ニ之ヲ測量シテ其ノ地積ヲ定ム

土地臺帳ニ登錄セラレタル無租地ガ有租地トナリタルトキハ直ニ其ノ地積ヲ改測ス但シ其ノ地積ニ異動ナシト認ムルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十四條 無租地ガ有租地トナリタルトキハ直ニ其ノ賃貸價格ヲ設定ス

第二節 分筆及合筆

第二十八條 本法ニ於テ分筆ト稱スルハ一筆ノ土地ヲ數筆ノ土地ト爲スヲ謂ヒ合筆ト稱スルハ數筆ノ土地ヲ一筆ノ土地ト爲スヲ謂フ

第二十九條 分筆又ハ合筆ヲ爲サントスルトキハ土地所有者ハ之ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第三十條 一筆ノ土地ノ一部ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ前條ノ申告ナキ場合ニ於テモ稅務署長ハ其ノ土地ヲ分筆ス

一 別地目ト爲ルトキ

二 無租地ガ有租地ト爲リ又ハ有租地ガ無租地ト爲ルトキ

三 所有者ヲ異ニスルトキ

四 質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的ト爲ルトキ

五 地番區域ヲ異ニスルトキ

第三十一條 分筆シタル土地ニ付テハ分筆前ノ地番ニ符號ヲ附シテ各筆ノ地番ヲ定ム

合筆シタル土地ニ付テハ合筆前ノ地番中ノ首位ノモノヲ以テ其ノ地番トス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ適宜ノ地番ヲ定ムルコトヲ得

第三十二條 分筆ヲ爲シタルトキハ測量シテ各筆ノ地積ヲ定ム

合筆ヲ爲シタルトキハ合筆前ノ各筆ノ地積ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ地積トス

第三十三條 分筆ヲ爲シタルトキハ各筆ノ品位及情況ニ應ジ分筆前ノ賃貸價格ヲ配分シテ其ノ賃貸價格ヲ定ム

合筆ヲ爲シタルトキハ合筆前ノ各筆ノ賃貸價格ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ賃貸價格トス

第三節 開墾

第三十四條 本法ニ於テ開墾ト稱スルハ第二類地ヲ第一類地ト爲スヲ謂フ

第四十條 開墾成功シタルトキハ（開墾減租年期中ナルト否トヲ問ハズ）直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第四十二條 開墾ニ因リ賃貸價格ヲ修正スル場合ニ於テハ其ノ地積ヲ改測ス但シ其ノ地積ニ異動ナシト認ムルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四節 地目變換及地類變換

第四十四條 本法ニ於テ地目變換ト稱スルハ第一類地中又ハ第二類地中ノ各地目ヲ變更スルヲ謂ヒ地類變換ト稱スルハ第一類地ヲ第二類地ト爲スヲ謂フ

第五十條 地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタルトキハ（地目變換減租年期中ナルト否トヲ問ハズ）直ニ其ノ地目ヲ修正ス

第五十二條 地目變換又ハ地類變換ニ因リ賃貸價格ヲ修正スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ地積ヲ改測ス

(省 略)

第五章 地租徵收

第七十二條 稅務署長ハ土地ノ異動其ノ他地租徵收ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ市町村ニ通知スベシ

第七十三條 地租ハ各納稅義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル同一地目ノ賃賃價格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徵收ス

但シ賃賃價格ノ合計金額ガ一圓ニ滿タザルトキハ地租ヲ徵收セズ

田、畑、宅地以外ノ土地ハ之ヲ同一地目ノ土地ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

第六章 雜 則

第七十八條 稅務署長土地ノ異動ニ因リ地番、地目、地積又ハ賃賃價格ヲ土地臺帳ニ登錄シタルトキ又ハ登錄ヲ變更シタルトキハ土地所有者及納稅義務者ニ通知スベシ

第八十六條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ土地ノ檢査ヲ爲シ又ハ土地ノ所有者、質權者、地上權者其ノ他利害關係人ニ

對シ必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ土地ノ檢査ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ゲタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長

ニ之ヲ適用ス

第八十八條 本法ハ國有地ニ之ヲ適用セズ

附 則

第百條 地積ハ第七條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及鑛泉地ノ地積ハ六尺平方ヲ坪、坪ノ十分ノ一ヲ合、合ノ十分ノ一ヲ勻トシテ之ヲ定メ勻未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

二 宅地及鑛泉地以外ノ土地ノ地積ハ六尺平方ヲ步、三十步ヲ畝、十畝ヲ段、十段ヲ町トシテ之ヲ定メ步未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ但シ一筆ノ地積一步未滿ナルモノニ付テハ步ノ十分ノ一ヲ合、合ノ十分ノ一ヲ勻トシテ之ヲ定メ勻未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第百一條 舊法(地租條例)ノ土地臺帳ハ之ヲ本法ノ土地臺帳ト看做ス

其二 地租法施行規則

(昭和六年四月一日勅令第四十七號) 摘 錄

第一章 總 則

第一條 地租法第二條第一號及第二號ノ規定ニ依リ左ノ公共團體ヲ指定ス

一 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、北海道地方費

二 市町村學校組合、町村學校組合、學區

三 水利組合、水利組合聯合、北海道土功組合

第二條 土地ノ所有權、質權又ハ地上權ノ得喪變更ニ關スル事項ハ登記所ヨリ通知アルニ非ザレバ土地臺帳ニ之ヲ登錄セズ但シ左ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 新ニ土地臺帳ニ登録スベキ土地ヲ生ジタルトキ
- 二 未登記ノ土地ガ土地臺帳ニ登録ヲ要セザル土地ト爲リタルトキ
- 三 未登記ノ土地ガ收用セラレタルトキ

第三條 土地臺帳ニ登録セラレタル土地所有者、質權者又ハ地上權者其ノ住所ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ氏名若ハ名稱ヲ改メタルトキハ遲滞ナク之ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第四條 土地臺帳謄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ土地一筆ニ付十錢ノ手数料ヲ納メ稅務署長ニ之ヲ請求スベシ
前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

土地臺帳謄本ノ書式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二章 土地ノ異動

第六條 土地ノ異動ニ關スル申告書(年期滿了申告書ヲ含ム)ニハ異動ノ種類ヲ表示シ原地ノ所在、地番、地目、地積及賃貸價格(無租地及免租年期地ニ付テハ賃貸價格ヲ除ク)並ニ異動シタル地番、地目、地積及賃貸價格ヲ記載スベシ

前項ノ申告書中新ニ土地臺帳ニ登録スベキ土地ニ關スル申告書又ハ分筆ノ申告書ニハ地積ノ測量圖ヲ添附スベシ
其ノ他ノ申告書ニシテ之ニ記載シタル異動地ノ地積ガ其ノ原地ノ地積ト同一ナラザルモノニ付亦同ジ

第三章、第四章 (省略)

第五章 地租徴收

第十九條 市町村ハ其ノ市町村内ノ土地ニ付土地臺帳ノ副本及地租名寄帳ヲ設備スベシ
地租名寄帳ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第六章及附則 (省略)

其三地稅令 (大正三年三月十日 第六日勅令第一號) 摘錄

第一條 土地ノ地目ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ如ク區別ス

- 一 田、畚、埜、池沼、雜種地
- 二 林野、社寺地、墳墓地、公園地、鐵道用地、水道用地、道路、河川、溝渠、溜池、堤防、城壕、鐵道線路、水道線路

前項第一號ニ掲クル土地ニハ地稅ヲ賦課ス社寺地ニシテ有料借地ナルトキ亦同シ
國有ノ土地ニハ地稅ヲ賦課セス

第二條 府郡島ニ土地臺帳ヲ備ヘ地稅ニ關スル事項ヲ登録ス

第三條 地稅ハ土地臺帳ニ登録シタル地價ノ千分ノ十七ヲ以テ一年ノ稅額トス

地價ハ土地ノ收益其ノ他ノ事項ヲ審査シ地方ノ狀況ニ應シテ之ヲ定ム

第六條 地稅ハ左ニ掲クル者ヨリ之ヲ徴收ス

- 一 質權又ハ質ノ性質ヲ有スル典當權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者又ハ典當權者

- 二 二十年以上ノ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者
 - 三 前二號以外ノ土地ニ付テハ所有者
- 前項ニ於テ質權者、典當權者、地上權者、所有者ト稱スルハ土地臺帳ニ質權者、典當權者、地上權者、所有者トシテ登錄セラレタル者ヲ謂フ

第十三條 稅務官吏ハ土地ノ檢査ヲ爲シ又ハ納稅義務者若ハ土地所有者ニ對シ必要ノ事項ヲ尋問スルコトヲ得

其四 土地臺帳規則

(大正三年四月二十五日) 朝鮮總督府令第四十五號 摘錄

第一條 土地臺帳ニハ左ニ掲クル事項ヲ登錄ス

- 一 土地ノ所在
- 二 地番
- 三 地目
- 四 地積
- 五 地價
- 六 所有者ノ住所、氏名又ハ名稱
- 七 質權、質ノ性質ヲ有スル典當權又ハ二十年以上ノ存續期間ノ定アル地上權ノ設定アル土地ナルトキハ其ノ質權者、典當權者若ハ地上權者ノ住所、氏名又ハ名稱

前項第五號及第七號ノ事項ハ地稅ヲ賦課スル土地ニ限り之ヲ登錄ス
 道路、河川、溝渠、堤防、城壕、鐵道線路、水道線路並土地調査ヲ爲ササル林野及墳墓地ハ土地臺帳ニ登錄セス
 但シ既登錄ノ土地ニシテ道路、河川、溝渠、堤防、城壕、鐵道線路、水道線路、林野又ハ墳墓地ト爲リタルモノハ此ノ限ニ在ラス

土地臺帳ハ第一號様式ニ依ルヘシ

第三條 府郡島ニハ地籍圖ヲ備フヘシ

地籍圖ニハ土地臺帳ニ登錄シタル土地ニ付左ニ掲クル事項ヲ登錄ス

- 一 所在
- 二 地番
- 三 地目
- 四 疆界

別ニ告示スル地域ニ於テハ土地臺帳ニ登錄シタル土地ニ付林野圖ヲ以テ地籍圖ト看做ス

第四條 土地臺帳若ハ地籍圖ヲ閱覽シ又ハ土地臺帳若ハ地籍圖ノ謄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ手数料ヲ添ヘ府

尹、郡守又ハ島司ニ請求スベシ

- 一 土地臺帳ノ閱覽 一冊一回ニ付五錢
- 但シ一時間以上閱覽スルトキハ二十錢

- 二 地籍圖ノ閱覽 一枚一回ニ付十錢
但シ一時間以上閱覽スルトキハ三十錢
- 三 土地臺帳ノ謄本 一地番ニ付十錢
- 四 地籍圖ノ謄本 地籍圖一圖葉一地番ニ付硬質紙五十錢薄紙三十錢同一圖葉ニ二地番以上ヲ描畫スルトキハ
地番ヲ増ス毎ニ五錢ヲ加フ
- 前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得
- 第五條 土地臺帳ノ謄本ハ第二號様式ニ依リ調製スヘシ
- 第五條ノ二 地籍圖ノ謄本ハ第四號様式ニ依リ調製スヘシ
- 第六條 土地臺帳ニ登錄シタル土地ノ所有者、質權者、典當權者又ハ地上權者其ノ住所若ハ名稱ヲ變更シタルトキハ
第三號様式ニ依リ直ニ府尹、郡守又ハ島司ニ申告スヘシ但シ變更ニ付登記ヲ申請シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 新ニ土地臺帳ニ土地ヲ登錄スルトキ又ハ土地臺帳ニ登錄シタル土地ヲ分割スルトキハ府尹、郡守又ハ島司ハ
地盤ヲ測量ス
- 第八條 地積ニ一坪未滿ノ端數アルトキハ五合未滿ハ切捨テ五合以上ハ一坪ニ切上ケ地積一坪未滿ナルトキハ之ヲ合
位ニ止メ一合未滿ナルトキハ之ヲ一合トス
- 分割地ノ地積ハ原地籍ヲ分割後ノ各地番ニ按分シテ定メ原地籍ニ増減ナカラシムベシ但シ分割後ノ一地番ノ地積
一坪未滿ナルニ因ル減少ハ此ノ限ニ在ラス

其五 臺灣地租規則

(明治三十七年十一月十日律令第十二號) 摘錄

- 第一條 土地ノ地目ヲ左ノ通定ム
 - 一 田、畑、養魚池、建物敷地
 - 二 鹽田、鑛泉地、池沼、山林、原野、牧場
 - 三 祠廟敷地、墳墓地、鐵道用地、公園地、練兵場、射的場、砲臺用地、燈臺用地
 - 四 道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川、隄防
 - 五 雜種地
- 第二條 土地ハ地目ヲ定メ地盤ヲ測量シ一區域毎ニ地番ヲ付ス
地目ヲ變換シ若ハ區域ヲ變更シタルトキハ其ノ地目若ハ地番ヲ更正シ地盤ニ増減ヲ生シタルトキハ地盤ヲ測量ス
- 第三條 地積ハ左ニ掲クル名稱命位ニ依ル
 - 絲 甲ノ萬分ノ一
 - 毫 甲ノ千分ノ一
 - 厘 甲ノ百分ノ一
 - 分 甲ノ十分ノ一
 - 甲 二千九百三十四坪但シ一坪六尺平方

第四條 地方廳ニ土地臺帳及地圖ヲ備ヘ土地ニ關スル事項ヲ登錄ス

土地臺帳及地圖ノ閱覽又ハ其ノ謄本ノ下付ヲ要スル者ハ其ノ所管地方廳ニ請求スルコトヲ得

第五條 田、畑、養魚池及建物敷地ニハ地租ヲ賦課ス但シ國庫ニ屬スル土地ニシテ永代借地權ノ設定ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ土地ニシテ國又ハ公共團體カ公用又ハ公共ノ用ニ供シ有料借地ニ非サルモノハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ賦課セス

第六條 地租ハ土地ノ等則ヲ詮定シ甲數ニ應シ左ノ租率ニ依リ之ヲ賦課ス

一 田

等則、一則(二十五圓八十錢)乃至十七則(一圓)

二 畑

等則、一則(十九圓六十錢)乃至十七則(五十錢)

三 養魚池

等則、一則(十三圓八十錢)乃至十則(四十錢)

四 建物敷地

等則、一則(二千六百三圓)乃至七十則(一圓)

第十一條 地租ハ左ニ掲クル者ヨリ之ヲ徵收ス

一 永代借地ニ付テハ永代借地權者

二 質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者

三 百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者

四 其ノ他ノ土地ニ付テハ所有者

前項ノ所有者、永代借地權者、質權者及地上權者ハ土地臺帳ニ登錄シタルモノニ依ル

其六 臺灣地租規則施行規則

(大正十二年一月二日) 臺灣總督府令第二十號 摘錄

第五條 土地臺帳及地圖ニハ左ノ事項ヲ登錄ス

土地臺帳

一 土地ノ所在

二 地番

三 等則

四 地目

五 甲數

六 地租

七 所有者、永代借地權者、質權者、地上權者、管理人及相續未定地ノ保管人ノ住所氏名

地圖

- 一 土地ノ所在
- 二 地番
- 三 地目
- 四 境界

新ニ土地ヲ登録スル場合ニハ質權者及地上權者ハ之ヲ登録セス

第八條 地目、所有者及管理人同一ニシテ連續シタル土地ハ之ヲ一區域トス但シ一區域中自然ノ區劃ヲ爲シタル土地、永代借地權、質權若ハ地上權ノ目的タル土地及第十一條ノ規定ニ該當スル土地アルトキハ之ヲ別區域トス數區域ノ土地カ一區域トナリタル場合ニ於テ元區域ノ儘之ヲ別區域トスルヲ便宜トスル事由アルトキハ第十二條ノ規定ニ反セサル限り之ヲ別區域トシテ存置スルコトヲ得

第八條ノ二 通路、鐵道又ハ耕作ノ用ニ供セサル水路ノ敷地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルモノハ其ノ地目ヲ雜種地トス

第九條 地番ハ字毎ニ、字ナキトキハ大字毎ニ之ヲ起番ス

土地異動又ハ行政區劃、大字若ハ字ノ變更ノ爲地番重複シ又ハ著シク複雑トナリタルトキハ其ノ地番ヲ更正ス前項ニヨリ地番ヲ更正シタルトキハ知事又ハ廳長ハ其ノ所在、元地番及更正地番ヲ告示スヘシ

行政區劃、大字又ハ字ノ變更ニ因リ登記シタル土地ノ番號ヲ變更シタルトキハ稅務官署ハ第二十四號書式ニ依リ

之ヲ登記官廳ニ通知スヘシ

第十二條 土地臺帳既登録地ノ所有者、永代借地權者、質權者、地上權者及管理人ハ其ノ土地境界ノ要所ニ界標又ハ圍障ヲ設クル等適宜ノ方法ニ依リ常時境界ヲ標示スルニ足ル設備ヲ爲スヘシ但シ隣接地ノ地目同一ナラサルトキ又ハ畦畔、道路、水路、堤防、分水等ヲ以テ境界トスルカ如キ自然ノ状態ニ於テ明ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農事ノ改良又ハ公益ニ關スル必要ノ施設ヲ爲ス爲前項ノ規定ニ依リ難キトキハ土地ノ所在、地番、施設ノ内容、事由及期間ヲ記載シ知事又ハ廳長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十四條 土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽若ハ謄本ヲ請求セムトスル者ハ第二號書式ノ書面ヲ提出スヘシ

閱覽又ハ謄本ヲ請求スル者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

- 一 土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽
 - 一 大字一回一時間迄毎ニ一人ニ付金十錢
- 二 土地臺帳ノ謄本
 - 一 大字ノ一部ニ付テハ一地番毎ニ金十錢
 - 一 大字全部連續シタルモノニ付テハ一地番毎ニ金三錢
- 三 地圖ノ謄本
 - 一 大字ノ一部ニ付テハ一地番毎ニ甲數十甲迄ノモノハ金三十錢、十甲ヲ超ユルモノハ五甲迄ヲ増ス毎ニ金十錢

ヲ加フ

- 一 大字全部連續シタルモノニ付テハ一地番毎ニ金七錢
- 前項ノ場合ニ於テ左ノ各號ニ該當スルモノハ手数料ノ納付ヲ要セス
- 一 公訴裁判費用徴收又ハ國稅滯納處分ノ爲當該官吏ヨリ請求スルトキ
- 二 國有地ニ付國務上ノ必要ニ依リ官衙ヨリ請求スルトキ
- 三 相續未定地整理規則ニ依リ土地ヲ競賣ニ付スル爲當該官吏ヨリ請求スルトキ

第十九條 一地番ノ土地中一部分左ノ事項ニ該當スルトキハ其ノ土地ヲ分轄ス但シ免租年期地以外ノ土地カ河(河川法第二

二條又ハ第四條ニ依リ認海湖ニ變換シ又ハ第八條ノ規定ニ依リ他ノ土地ト同區域トナリタルモノニ付テハ第二十

定セラレタルモノヲ除ク)一條ノ規定ニ該當スルモノノ外之ヲ分割セス

- 一 地租ヲ課セサル土地カ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ
- 二 地租ヲ課スル土地カ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ
- 三 地租ヲ課スル土地カ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ
- 四 地租ヲ課セサル土地カ地目ヲ變換シ他ノ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ
- 五 免租年期ヲ付與スルトキ
- 六 所有權又ハ永代借地權ヲ移轉スルトキ
- 七 質權ヲ設定スルトキ

八 地上權ヲ設定シ又ハ移轉スルトキ

九 前各號以外ノ事由ニ依リ別區域トナリタルトキ

十 國稅滯納處分ノ爲差押ヲ爲ストキ

十一 行政區劃、大字又ハ字ノ變更ノ爲必要アルトキ

十二 權利ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅ノ爲所有者、永代借地權者、質權者又ハ地上權者ニ於テ分割ヲ必要トスルトキ

以下 略

第二十一條 土地臺帳ニ登錄シタル土地ノ一部ヲ道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川、堤防、雜種地又ハ湖海ト爲ス目的ヲ以テ工事ヲ施行スルトキハ工事主務官廳又ハ工事施行者ハ土地ノ分割測量ヲ行ヒ工事著手ノ日ヨリ六十日內ニ第十三號書式及第十四號書式ニ依ル圖簿ヲ提出スヘシ但シ其ノ工事ノ施行區域五十筆未滿ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 耕地整理其ノ他農事改良ノ目的ヲ以テ大面積ノ土地ノ區劃ヲ變更セムトスル者ハ事業方法書及現地圖並事業進程ノ豫定圖ヲ添ヘ第十七號書式ニ依リ出願シ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クヘシ其ノ區域、事業方法ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ事業竣成シタルトキハ三十日內ニ第十八號書式ニ依リ申告スヘシ

區劃變更ノ許可ヲ受ケタル區域內ニ於ケル土地ノ異動ハ之ヲ區劃變更事業竣成ノ時ニ於テ生ジタルモノト看做ス

但シ河海湖ニ變換シ又ハ河川法ニ依リ河川若ハ河川ノ附屬物ニ認定セラレタル土地又ハ第二十一條ニ該當スル土地ニ付テハ河川法ニ依リ認定セラレタルモノニ在リテハ認定ノ時其ノ他ノモノニ在リテハ事實變換ノトキニ於テ異動シタルモノトス

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ地盤ヲ測量ス

- 一 土地臺帳ニ土地ヲ登録スルトキ
- 二 土地ヲ分割スルトキ
- 三 地域ヲ變更シタルトキ
- 四 地盤測量ノ誤謬ヲ發見シタルトキ

第三十九條 土地臺帳ニ登録ナキ土地ニ關シ申告、出願若ハ通知ヲ爲ストキ又ハ土地ノ分割ヲ請求スルトキハ其ノ境界ニ所有者、永代借地權者、質權者及地上權者ノ氏名ヲ記載シタル標杭ヲ建設スヘシ

其七 關東州土地臺帳規則

(大正十三年二月七日 關東廳令第九號)

摘錄

第一條 民政署及民政支署ニ土地臺帳ヲ備ヘ左ニ掲クル事項ヲ登録ス

- 一 土地ノ所在
- 二 地番
- 三 地目

四 地積

五 等級

六 地價

七 所有者ノ住所及氏名又ハ名稱

八 質權者ノ住所及氏名又ハ名稱

九 五十年ヨリ長キ存續期間ノ定メアル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者ノ住所及氏名又ハ名稱

前項第五號、第六號、第八號及第九號ノ事項ハ第二條第二號及第三號ノ土地ニ付テハ土地臺帳ニ登録セサルコトヲ得

第二條第三號ノ土地ニシテ官有ニ係ルモノハ土地臺帳ニ登録セス

第二條 土地ノ地目ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ如ク區別ス

- 一 田、畑、鹽田、宅地、池沼、林野、雜種地
- 二 社寺地、墓地、鐵道用地、水道用地、溜池
- 三 軍用地、道路、河川、溝渠、堤防、鐵道線路、水道線路

第三條 地價ハ土地ノ收益其ノ他ノ事項ヲ查案シ其ノ土地ノ狀況ニ應シテ之ヲ定ム

第四條 所有權ノ移轉、質權ノ設定、移轉若ハ消滅又ハ五十年ヨリ長キ存續期間ノ定メアル地上權ノ設定、移轉、消滅若ハ期間ノ變更ハ登記官吏ノ通知ニ依リ土地臺帳ニ登録ス但シ官有地ノ拂下、交換又ハ讓與ニ因リ所有權ノ移

轉シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 民政署及民政支署ニ地籍圖ヲ備ヘ土地臺帳ニ登録シタル土地ニ付左ニ掲クル事項ヲ登録ス

一 土地ノ所在

二 地番

三 地目

四 疆界

第六條 土地臺帳ニ登録シタル土地ノ地目ヲ變換シタル者又ハ土地臺帳ニ未登録ノ土地ヲ取得シタル者ハ遲滞ナク之

ヲ民政署長又ハ民政支署長ニ申告スヘシ

前項ノ申告書ニハ地價ヲ定メ又ハ修正スヘキモノニ付テハ實地ノ狀況ニ依リ近傍類地ニ比準シ當該土地ニ相當スル等級及地價ヲ記載スヘシ

第七條 土地臺帳ニ登録シタル一地番ノ土地ノ一部分左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ土地ヲ分割ス

一 別地目ノ土地ト爲ルトキ

二 所有者ヲ異ニスルトキ

三 質權ノ目的ト爲ルトキ

四 質權者ヲ異ニスルトキ

五 五十年ヨリ長キ存續期間ノ定メアル地上權ノ目的ト爲ルトキ

六 行政區劃ヲ異ニスルトキ

七 前各號ノ外分割ヲ必要トスルトキ

前項ノ規定ニ依リ土地ヲ分割セムトスル者ハ圖面ヲ添附シ之ヲ民政署長又ハ民政支署長ニ申告スヘシ

土地ヲ分割シタルトキハ實地ノ狀況ニ依リ分割前ノ地價ヲ各地番ノ土地ニ分配シテ其ノ地價ヲ定ム

第八條 土地臺帳ニ登録シタル二地番以上ノ土地ヲ合併セムトスル者ハ之ヲ民政署長又ハ民政支署長ニ申告スヘシ

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

一 行政區劃ヲ異ニスルトキ

二 地目ヲ異ニスルトキ

三 土地ノ連續セサルトキ

四 所有者、質權者又ハ地上權者ヲ異ニスルトキ

土地ヲ合併シタルトキハ各地番ノ合併前ノ地價ヲ合計シタルモノヲ以テ其ノ地價トス

第九條 土地臺帳若ハ地籍圖ヲ閱覽シ又ハ土地臺帳若ハ地籍圖ノ謄本ノ下付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ手数料ヲ添ヘ民

政署長又ハ民政支署長ニ申請スヘシ

一 土地臺帳ノ閱覽 一回一時間毎ニ一人ニ付 十錢

二 地籍圖ノ閱覽 一回一時間毎ニ一人ニ付 二十錢

三 土地臺帳謄本 一地番ニ付 十錢

四 地籍圖謄本 一地番ニ付

三十錢

官廳カ前項ノ申請ヲ爲ストキハ手数料ノ納付ヲ要セス

第十二條 土地臺帳ニ登録シタル土地ノ所有者又ハ質權者其ノ住所、氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ
民政署長又ハ民政支署長ニ申告スヘシ但シ變更ニ付登録ヲ申請シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 地積ニ一坪未滿ノ端數アルトキハ五合未滿ハ切捨テ五合以上ハ一坪ニ切上クヘシ但シ總地積一坪未滿ナル
トキハ合位ニ止メ一合未滿ナルトキハ之ヲ一合トス

大連市及旅順市内ニ在ル宅地ノ地積ニ付テハ一勾未滿ノ端數ハ五才未滿ヲ切捨テ五才以上ハ一勾ニ切上クヘシ但
シ總地積一勾未滿ナルトキハ之ヲ一勾トス

附錄第八

寫眞測量國際協會規約

1 協會ノ目的

一、寫眞測量國際協會ハ各國協會並ニ人、支配者、研究所、企畫者等何レモ寫眞測量及其應用ニ於テ科學上、經濟上、
技術上夫々興味ヲ有スルモノヲ綜合スルニアリ

二、國際大會ニヨリ講演、技術上ノ討議、展覽會、地方見學、又ハ塊國ニ於テ編纂セラレ、「寫眞測量ノ國際記錄」
等ノ定期印刷物ニヨリ寫眞測量ヲ取扱フ各國ノ記錄ノ交換ニヨリ其目的ヲ遂行ス

2 協會ノ編成

三、協會ノ會員タルベキモノ次ノ如シ

イ、國際協會ノ目的ト反對セル規約ヲ有セザル各國寫眞測量協會

ロ、其國ニ協會ヲ有セス又ハ協會ヲ設クル必要ナキ國ニ於ケル個人會員（人、支配者、研究所、企畫者）

ハ、寫眞測量ノ功勞者ニシテ名譽會員トセラレベキ人、其選舉ヲ總會ニ於テ行ヒ少クモ投票ノ五分四ヲ要ス、名譽
會員ハ寫眞測量協會ニ會費ヲ拂フ要ナシ

四、各國協會ハ全ク獨立セル協同ヲ法定的ニ組織シ其會員ノ現在ニアルモノノミ國際協會ニ加入ス

- 五、寫真測量國際協會ニ加入セントスルモノハ委員ニ書類ヲ通シテ請求スルヲ要ス、各國協會ノ加入ハ代表者ノ會合ノ際要スレバ回章ニヨリ委員ノ提議ニ基キ決定ス、個人會員ノ加入ハ委員ニヨリ決定セラル
- 六、會員ノ資格ハ本人ノ辭任ニヨリ消滅ス國際協會ニ不利ヲ與ヘ又ハ其目的或ハ利益ニ反對スルカ如キ國ノ協會アルトキハ總會投票三分二ニ達スルトキ除外ス個人ノ會員ハ委員ノ協贊ニヨリ除外ス辭任又ハ除外ノ會員ハ協會ニ關シ何等權利ヲ有セザルモノトス
- 七、協會ノ機關ハ次ノモノヨリナル
總會、代表者集會、委員、會計検査

3 事務ノ取扱

- 八、總會ハ寫真測量大會ノ場合ハ常ニ開催ス總會ニテハ會長ノ報告、會計及負擔金ノ處理ヲ承認ス又實行委員及科學的委員ヲ任命ス又代表者及個人ヨリ總會ニナセル提議ヲ處理ス
總會ニ於テ各國協會ハ十人以上ノ會合ヲ有セバ五十人ヲ一投票トシ少クモ二投票ヲ與フ即チ五十人以上毎ニ一投票權ヲ得協會ヲ組織セザルモノ一國三十人ノ個人會員ヲ有スルトキ總會ニ一投票權ヲ得即チ三十人以上毎ニ一投票權ヲ得而シテ個人會員モ實行委員ニ選舉セラルルコトヲ得、總會ニ於テ會員ハ何レモ相談ニ關スル投票權ヲ有ス、各總會ハ規則ニ從ヒ招待セラレ規約ヲ定ムルノ權利ヲ有ス
- 九、代表者ノ集會ハ其國ヲ代表ス實行委員ノ指導ニ從ヒ通常大會前ニ開催ス、十人以下ノ會員ヲ有スル各國協會ハ二名ノ代表者ヲ派遣ス協會ナキ國ニ於テ個人會員三十人毎ニ一名ノ代表者ヲ派遣ス然レドモ二名以上タルコトヲ許サ

ズ

- 代表者ハ一代表者投票權ヲ第二ノ代表者ニ譲リ又ハ現在スルコト能ハザルトキハ代理者ヲ以テスルコトヲ得、代表者ノ集會ハ總會ニ提議ヲ行フ大會ノ場合ニハ技術上及科學上ノ問題ヲ取扱フベキ委員ヲ提議ス又總會ノ日程ヲ定メ大會ノ場所時日ヲ定ム
- 代表者ノ名稱ヲ有スル實行委員ハ代表者ノ總會ニ相談ノ投票權ヲ有ス、投票等シキ場合ニハ會長決裁ス、代表者ノ三分一ハ總會ノ召集ヲ要求スルヲ得
- 十、實行委員ハ三ヶノ異レル國ヨリナル九名ノ會員ヲ以テス、總會ハ先ヅ會長ヲ選舉ス、第一幹事及會計係ハ會長ノ屬スル國ノ協會ヨリ選舉シタルモノヲ以テス總會ハ實行委員トシテ各三名ノ候補者ヲ以テスルニケノ他ノ國ヲ指示ス此選舉ハ總會ニ於テ行ハル
- 實行委員ハ次ノ總會迄其職ニアルモノトス總會ト同時ニ大會ニ報告セル事務ハ先キノ實行委員ニヨリ區處セラル、モノトス此期間實行委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ次期總會ニ於テ滿期トナルモノヲ其國ニ於テ任命スル事ヲ得、主義トシテ實行委員ノ選舉ニ於テ三名ノ二群ハ辭任シ他ノ國ノ三名ヨリナル二群ト交代スルモノトス、辭任セル實行委員三名ノ一群ヲ以テ新實行委員トス實行委員ハ非常ノ總會ヲ召集スルコトヲ得
- 十一、二名ノ會計検査及其代理者二名ヲ代表者ノ總會ニ於テ任命ス其管理機關ハ實行委員ト同一トス
- 十二、寫真測量國際協會ニ對スル各國協會ノ年額負擔金ハ各會員毎ニ「スイス、フラン」二、又獨立セル會員ハ同上「二五「フラン」トス

十三、寫真測量國際協會ノ解散ハ總會ノ決議ニヨル此協會ノ財産ハ會員ノ數ニ應ジテ分配ス、一名ノ獨立會員ハ協會ノ會員ト同一ノ權利ヲ有ス

4 科學上ノ問題

十四、技術上及科學上ノ會合ハ全會員ヲ招待スルコトヲ得ル國際大會ノ形式ニヨル此大會ノ業務ハ總會ニテモ委員ニテモ處理セララル

總會ニ於テ全會員ハ協會ノ法定機關ニトルベキ決議アルトキ總會ニヨリ選定セラレタル委員會ノ會合ニ於テノミ投票權ヲ有ス

大會ハ實行委員ト協同シ地方委員會ニヨリ編成セラル大會ノ日次、日程及管理ハ總會ト一致スベキモノトス招待其他ノ編成ハ大會ノ催サル、國ノ協會ノ注意ニ委任ス

十五、技術及科學委員ハ會長及書記ニ於テ任命ス、大會ノ總會合ニ於テ書記ハ其委員會ノ結果ヲ簡單ニ紹介シ印刷ニ附スベキ報告ヲ準備ス

十六、寫真測量國際協會ノ會員ハ委員會ノ會合ニ出ルコトハ自由ナリ然レドモ主義トシテ討議ハ委員ニ限ルモノトス

5 一時的處置

十七、現在規約中ニ含マレアラザルモ協會進歩上ノ必要ナルモノハ實行委員ニ於テ編纂シ次ノ總會ニ於テ協贊ヲ受クルモノトス

附錄第九

測量家國際協會規約

1 協會ノ目的

- イ、同職業者ノ利益ヲ共通ニ維持スル爲メ各國測量家ヲ聯合セル團體ヲ編成ス
- ロ、各種協同團體間ノ報告ヲ綜合ス
- ハ、各自改良方法ヲ採用スル爲メ各國ニ於ケル同業者ノ社會的状態ヲ知ラシム
- ニ、測量ニ必要ナル研究及發明ヲ獎勵シ且ツ保護ス
- ホ、各種ノ教育ヲ容易ニス
- ヘ、各國同業者個人ノ報告ヲ容易ニス

2 組織

- 以上ノ目的ヲ遂行スル爲メ國際協會ハ次ノ通り組織セララル
- イ、全測量家ヲ招待スル國際大會
- ロ、若干ノ問題ヲ討議研究スル特別委員ノ集會
- ハ、協會ノ一般指導ヲ擔任スル代表者ノ年次集會

ニ、方式又ハ器械ヲ示ス爲メ講演、展覽會、實習等ノ開催
ホ、國際年報ヲ發行シ集會ノ狀況ヲ報告ス

3 協會ノ編成

○協會ニ加入 加入ヲ行フ爲メニハ各團體ニ於テ次ノ職務ヲ有スル同業者ヲ以テ團體ヲ組織スルヲ必要トス
地籍測量、地形測量、水準測量、建築物測量、地籍改測等ニ從事スルモノ一言ニシテ云ヘバ地籍ノ測量、計算、維持
保存ニ關スルコトヲ取扱フモノ及ビ之等ノ目的ニ關スル技術的、法律的、經濟的ノ問題ヲ取扱フモノナルコト
團體ハ協會ニ援助ヲ與ヘ又其會員ト協會間ノ仲介ヲナス

協會又ハ同業者中特ニ優待スベキ人ハ名譽會員トナスコトヲ得

○管理 協會ノ管理ハ同一政治組織ヲ有スル國民ヨリナレル一―五ノ代表者ニヨリ管理セララル
代表者ノ數ハ幾何アルモ各國投票權利ハ各國一票トス

協會ハ種族ノ爭鬭ノ如キ政治的及宗教的ノ區域ニ入ルコトヲ避ク、國際大會第一ノ不安ハ代表者ノ權利ヲ有スル國民
ヲ定ムルニアリ

各國ニ於テ協會ノ會員ハ各適當ナル代表者ヲ任命ス

各國代表者集マリ國際協會ノ常設委員ヲ組織ス

右ノ者ハ國際大會前日討議ノ票決ノ爲メ集マルヲ要ス

規則ヲ變更スルノ權利ヲ有スルモ規約ノ改正ハ次期大會ノ票決迄致サルベカラズ協會ノ負擔ニ就テモ票決ス

大會開會ノ翌日大會中ニ得タル決議ヲ定メ報告ヲ規正スル爲メ集マルヲ要ス

○中央委員 各代表者ノ集合ニ於テ一國ニ於テ一人トシテ幹事一、副幹事一ヨリナル中央委員ヲ編成ス此幹事ハ各々
其國語ノ外他ノ一國語ニ精通スルヲ要ス

代表者ハ以上ノ幹事ノ外ニ二名ノ副會長ト一名ノ幹事ヲ任命ス

會長、副會長、總幹事一ハ國際大會ヲ編成スル國ノ投票ニヨリ定ム

之等幹事ノ任命ハ次ノ大會ノ會合迄ノ間ニ限ラル、モノトス

會長、副會長ハ各大會ノ會合迄ノ間ニ限ラル、モノトス

會長及副會長ハ各大會毎ニ任命セララル

中央委員ハ國際代表者ノ提出スル負擔金ニ從ヒ協會ノ財政ヲ管理ス

右ノ者ハ此代表者ノ五年毎ノ集會ヲ準備ス

又特別委員會ノ報告ヲ集ム

又國際大會ノ日次ヲ規正ス

又國際大會ノ編成ヲ負擔スル國ノ代表者ト協同シ書式ヲ定ム

又國際的圖書整理ノ委員ヲ編成ス

集會ハ其委員ノ半數以上ノ會合ニ基キ主トシテ一年ニ一回行フ

○大會 國際大會ハ先キノ大會ニ於テ定メタル都市ニ於テ五年以内ニ行ヒ第一回ハ國際協會トシテ行フ

國際大會開催間同一都市ニ於テ其國ノ大會ヲ開催セズ
 大會ニ於テハ會合者ノ通信、交換ニ、協會會員又ハ外國人ノ講演ヲ聞クコト等ヨリナル茲ニテハ希望ヲ述ベズ
 ○負擔金 各國ノ入會金ハ一〇〇「スイス、フラン」ニシテ毎年負擔額ハ五〇「スイス、フラン」、各國會員ノ負擔
 ハ〇・一五「スイス、フラン」トス
 會員ノ數ハ如何ニ多クナルモ各國負擔金ハ「スイス、フラン」年額五〇〇「フラン」ヲ超過スルコトナキモノトス
 國際協會ハ其内部編成ノ改正ヲモ援助ス

(大森製本)

昭和九年七月十日印 刷
昭和九年七月十五日第一刷發行

地價測量
定價壹圓貳拾錢

有所權版



著者 石井英楠

發行者 東京市神田區一ツ橋通町三番地 岩波茂雄

印刷者 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 新井長治郎

刷印舍英秀

發行所

東京市神田區
一ツ橋通町三番地

岩波書店

電話(33) 一八八七番 一八八〇番
九段(33) 一〇三番 小賣部
振替口座東京二六二四〇番

目書學工行刊店書波岩

妹澤克惟著	工業物理學叢書	振動學	一三・〇
小幡重一著	工業物理學叢書	實驗音響學	六・〇
鷹部屋福平著		構新論	三・八
鷹部屋福平著		構應力研究 (I)	六・〇
鷹部屋福平著		構應力研究 (II)	五・〇
鷹部屋福平著		級桁梁論	六・〇
大賀惠二著	訂増	熱力學と熱機關サイクル論	七・五
大賀惠二著		傳熱諸論と其應用	六・〇
池田芳郎著		電氣工學と數學	三・三
機械學會撰定		機械工學術語集	〇・八
内田宗義著		珪酸鹽類工業概論	四・三
大前廉三郎・熱海景良・鈴木彌吉・櫻部龍著		陸地測量學近刊	三・〇

(1)

目書學工行刊店書波岩

物部長穗著		水理學	五・四八
眞田秀吉著		日本水制工論	三・二
原口忠次郎著		土と杭の工學	三・〇
米田正文著		日本の住宅(普及版)	二・八
藤井厚二著		竹居圖案集	一・五
藤井厚二著	訂増 紙筋	建築構造規準	二・五
田中正義著	現 代	土木建築材料學★ 粘土製品材	三・八
田中正義著	現 代	建築	六・五
堀口捨巳著		分離派建築會作品 (1)	三・〇
分離派建築會編		分離派建築會作品 (2)	二・五
分離派建築會編		分離派建築會作品 (3)	三・〇
岸田日出刀著		オート・ワグナー (建築家としての生涯及び思想)	五・〇

(2)

目書學工行刊店書波岩

古 藤 茂 田 三 郎 實 譯	フ レ ッ チ ャ ア 建	築	史	二 四 〇 五 〇
栗 原 嘉 名 芽 著	建 築 に 關 す る 音 の 科 學 と 藝 術	一 一 二 五 〇		
三 浦 耀 著	建 築 ・ 風 景	一 一 二 五 〇		
黒 板 勝 美 編	特 建 國 寶 目 録	三 二 五 一 〇		

終